

豊橋市役所
災害対応業務継続計画

令和7年7月 改訂
豊橋市

目 次

第1章 基本的事項	P.1
第1節 策定趣旨	P.1
第2節 B C Pの目的	P.2
第3節 B C Pの位置づけ	P.3
第4節 基本方針	P.5
第5節 発動及び解除	P.6
第2章 前提条件	P.7
第1節 想定条件及び対応方針	P.7
第2節 被害想定	P.8
第3節 地震発生時の職員の参集想定	P.20
1 職員の参集条件	P.20
2 職員の参集予測	P.22
第4節 南海トラフ地震臨時情報	P.23
1 南海トラフ地震に関連する情報とは	P.23
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応	P.27
第3章 非常時優先業務	P.31
第1節 非常時優先業務の定義	P.31
第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン	P.32
第3節 非常時優先業務の選定	P.35
1 非常時優先業務数	P.35
2 災害対策本部体制における災害応急対策業務の概要	P.35
3 各部・班における災害対応のイメージ	P.39
4 非常時優先業務（災害応急対策業務）	P.60
5 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）	P.81
第4章 非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策	P.120
第1節 人員体制	P.120
第2節 市庁舎施設	P.121
第3節 災害時に重要となる建築物等	P.125
第4節 情報伝達体制	P.127
第5節 外部支援	P.129
第6節 職員用備蓄	P.130
第7節 重要な行政データ	P.131
第5章 今後の取り組み	P.132
第6章 まとめ	P.134

第1章 基本的事項

第1節 策定趣旨

本市は、平成14年4月に東海地震に係る「地震防災対策強化地域」に、平成15年12月には、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定される等、大規模な地震が高い確率で発生すると予想されてきた地域にある。

本市における地震対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、災害対策基本法に基づく「豊橋市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）」（以下、「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取組を進めてきたところである。その一方で本市は市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は休止することなく継続して実施することが求められる。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により甚大な被害が発生した。それを受けて内閣府では「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、最大クラスの地震の想定を研究し、平成24年8月には、倒壊建物数や津波浸水域等、一定の被害想定を発表した。このような大規模地震の発生により行政自身にも被害が及び、市役所の機能低下が余儀なくされる状況も想定される中において、本市が自らの責務を果たしていくためには、市の機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが重要な課題となっている。

こうしたことから、大規模地震発生時の人員・物資・ライフライン等の利用可能な資源が制約された状況下であっても市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすため、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、早期の復旧と適正な業務執行を行うための事前対策として、平成16年3月に公表した東海・東南海地震連動を想定地震とした豊橋市地震被害予測調査による被害想定をもとに、「豊橋市役所災害対応業務継続計画」（以下、「BCP」という。）を平成25年2月に策定した。

なお、南海トラフ及びその周辺の地域における境界を震源とする大規模な地震が発生することを想定した豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（以下、「地震被害予測調査」という。）を平成26年8月に公表、さらに国が平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことに伴い、本市では令和3年2月「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」を公表したことから、このような想定に基づいた計画とする。

さらに、令和5年6月台風2号による大雨に伴い本市内で被害があったことを教訓に、大規模地震だけでなく風水害などを想定した計画に改定した。

第2節 BCPの目的

BCPは、大規模な災害時において、災害時に優先的に取り組むべき非常時優先業務や業務継続を達成するための業務開始目標時間の設定や実施体制、事前対策の課題や対応策を整理したものである。

※非常時優先業務とは、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務をいい、このうち、災害応急対策業務は、地域防災計画でも扱う業務である（詳細は第3章「非常時優先業務」参照）。

BCPに示した平常時の取り組み（事前対策や計画の維持管理）及び災害発生時の対応（事前対策・事後対応）を実施することで、発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することを目的とする。

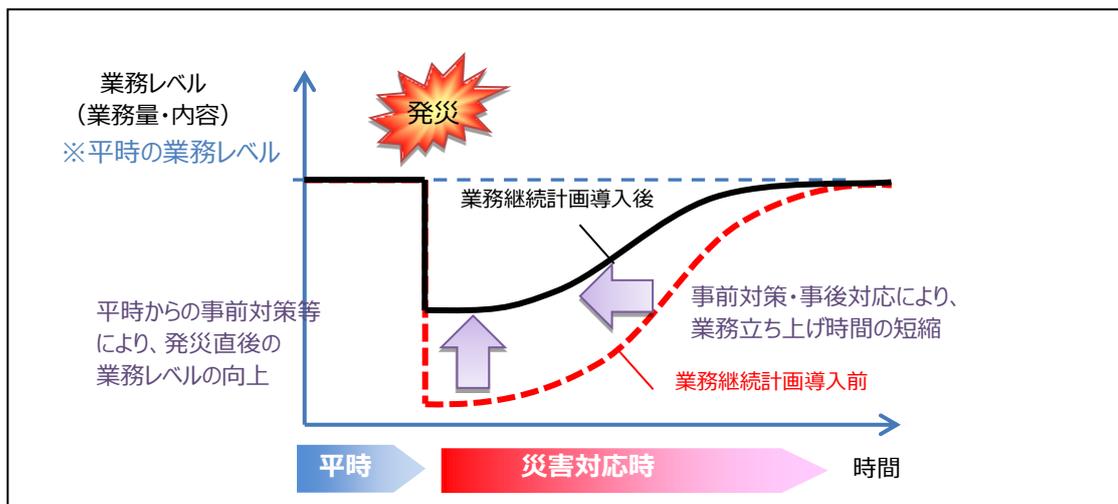


図 1-1 業務継続計画の導入による効果のイメージ

第3節 BCPの位置づけ

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

また、本市が行う防災上の諸施策及び諸活動の実施に関して必要と認められる事項を「豊橋市災害対策実施要領」（以下「災害対策実施要領」という。）に定め、「災害対策本部規程」により災害対策本部の組織及び分掌事項を定めている。

一方本計画は市の機関が被災したことにより機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行うべき業務（＝「非常時優先業務」）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分等の必要な対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や非常時優先業務の目標管理等市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画であり、本部機構体制（各部・班）や通常体制（各部・課）で所管する関連計画・マニュアルとの整合・反映を図っていくものとする。

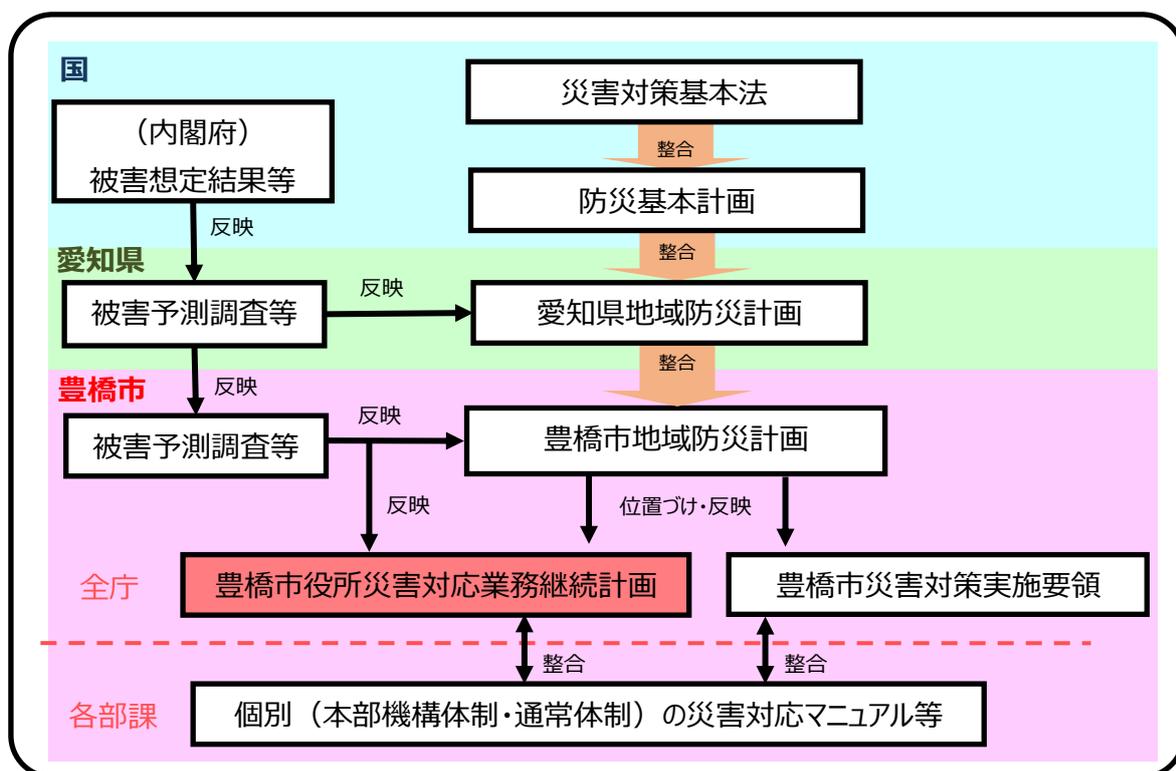


図 1-2 業務継続計画及び防災関連計画等の位置づけ

< B C Pと地域防災計画の比較>

B C Pと地域防災計画の比較を以下に示す。

表 1-1

	B C P	地域防災計画
計画の趣旨	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画であり、市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている。	・発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定している計画である。
行政の被災	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	・想定していない。
対象業務	・優先度の高い通常業務 ・災害応急対策業務 ・早期に実施すべき優先度が高い災害復旧業務	・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	・記載していない。

(非常時優先業務の詳細は第3章「非常時優先業務」参照)

第4節 基本方針

大規模災害等発生時における市としての責務を全職員が共有し全うするため、以下に示す3つの基本方針を定める。

- 1 大規模災害等が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

本市は、大規模災害等という不測の事態であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが責務であることから、災害応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による市民生活への影響が大きい行政サービスについては継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模災害等の発生にあっては行政も例外なく被災し、人員、庁舎等、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

- 2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のため必要な資源の確保と配分を行うこと。

非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であることから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。

そのため各部局は大規模災害等の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

- 3 想定される大規模災害等の発生に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

業務継続力の向上のためには、BCPを全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取り組みとしては「業務継続を阻害する要因（課題）の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとする。

まず、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に向けては短期的で、各部局が単独で取り組める対策だけでなく、中・長期的に全市をあげて調整することが必要な対策も想定されることから、全庁的な体制により解消に向けた取り組みを推進する。また、組織への定着化に向けては平常時からの教育と実践的な訓練を定期的を実施することにより、業務継続という組織風土を醸成し、各部局への浸透を図る。

第5節 発動及び解除

1 発動基準

発動基準は、以下のとおりとする。

①【災害対策実施要領の第三非常配備基準】

- ・本市に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・愛知県外海、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき
- ・地震により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

②【南海トラフ地震臨時情報】

- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

③【風水害】

- ・風水害により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

④なお、その他必要に応じ、災害対策本部長（市長）が必要と認めたときに発動出来るものとする。部班単位の発動や解除についても柔軟に対応するものとする。

2 解除基準

災害対策本部長（市長）は、災害応急対策等が概ね完了したと認めた時は、BCPの解除を宣言する。ただし、各部局長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を再開させるものとする。

第2章 前提条件

第1節 想定条件及び対応方針

本計画は、地震災害においては、「突発地震」と「後発地震に備える状況」を前提とする。「突発地震」の想定地震モデルは平成 26 年 8 月に公表した地震被害予測調査のうち、その発生確率や被害規模から次に発生する可能性の高い地震・津波モデルとして本市がまず対策を講ずべき対象として考慮する必要がある『過去地震最大モデル』とする。また、「後発地震に備える状況」としては事前避難対象地域等において後発地震の発生に備えた事前避難を適切に実施するため、南海トラフ地震に関連する情報における『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表時とする。

地震モデルの名称	豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（H26.8 公表）における過去地震最大モデル
----------	---

なお、過去地震最大モデルの概要については以下の通り。

地震の規模	内閣府にて検討中※1	
最大震度	震度 6 強	
津波到達時間※2 (津波高 30cm)	三河湾側	太平洋側
	最短 77 分	最短 7 分
最大津波高※3	2.7m	6.9m

※1 愛知県が内閣府と方針等について相談しながら検討した震源及び波源モデルであり、愛知県と本市の整合性を図るため準用。全体の地震規模等については、現在内閣府にて検討中。

※2 沿岸津波の到達時間は、高さ 30cm の津波が地震発生後、陸域に最短で到達するまでの時間。

※3 最大津波高は、東京湾平均海面（T.P.±0m）から想定津波水位までの高さの最大値。なお、最大津波高には、初期潮位として三河湾沿岸における朔望平均満潮位（T.P.=1.0m）を加味して算出。

南海トラフ地震に関連する情報における本市の対応については、以下を参照とする。

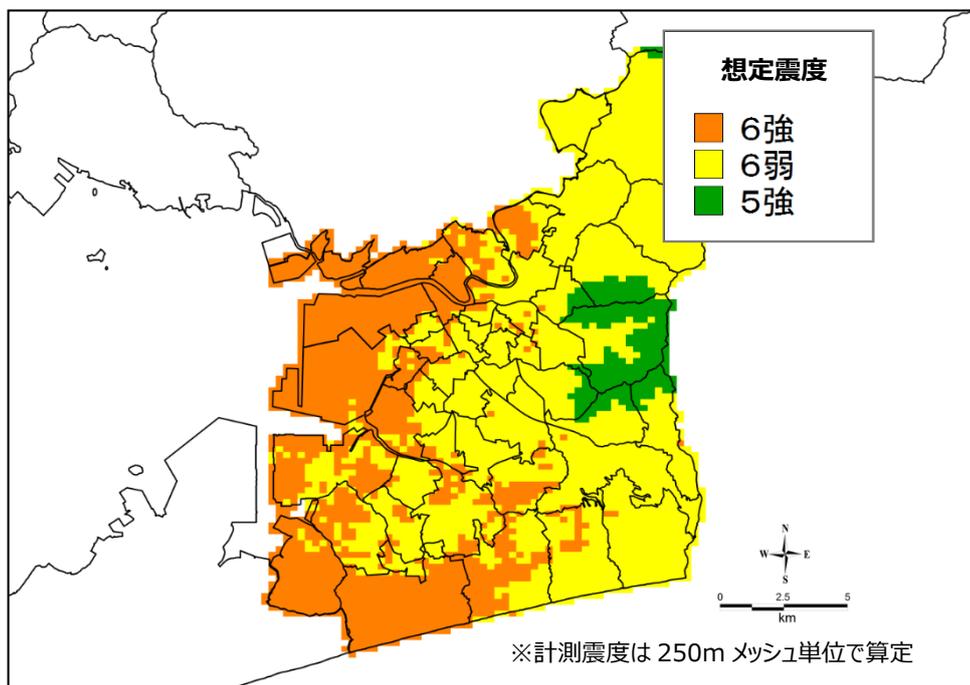
南海トラフ地震に関連する情報	豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針（R3.2 公表）
----------------	----------------------------------

なお、風水害においては浸水想定や過去の水害をふまえた対応を行うものとする。

第2節 被害想定

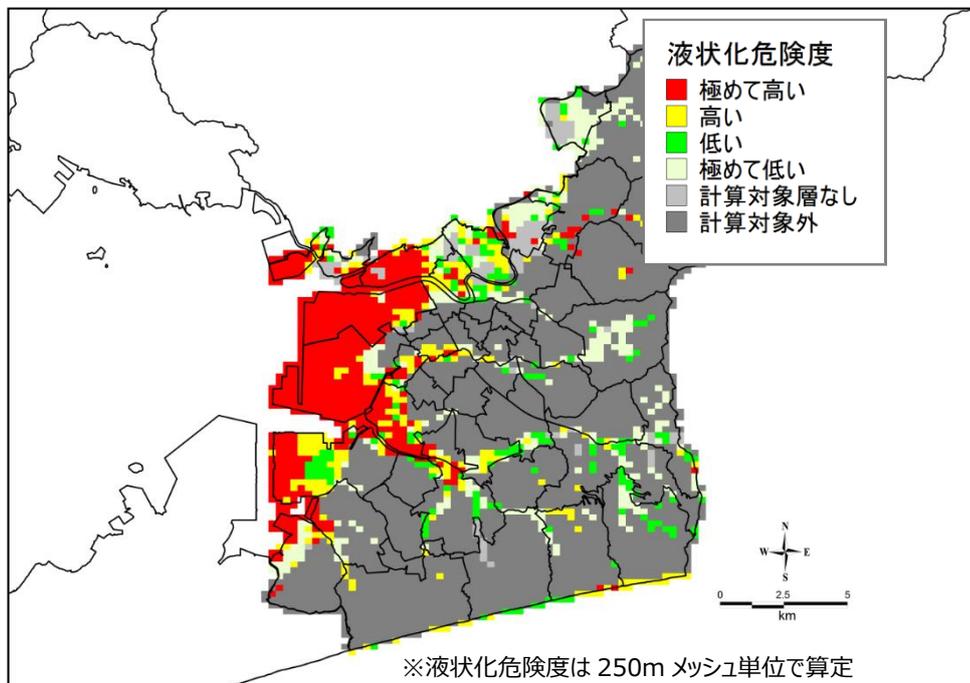
(1) 地震動に関する被害想定の概要

①地震動



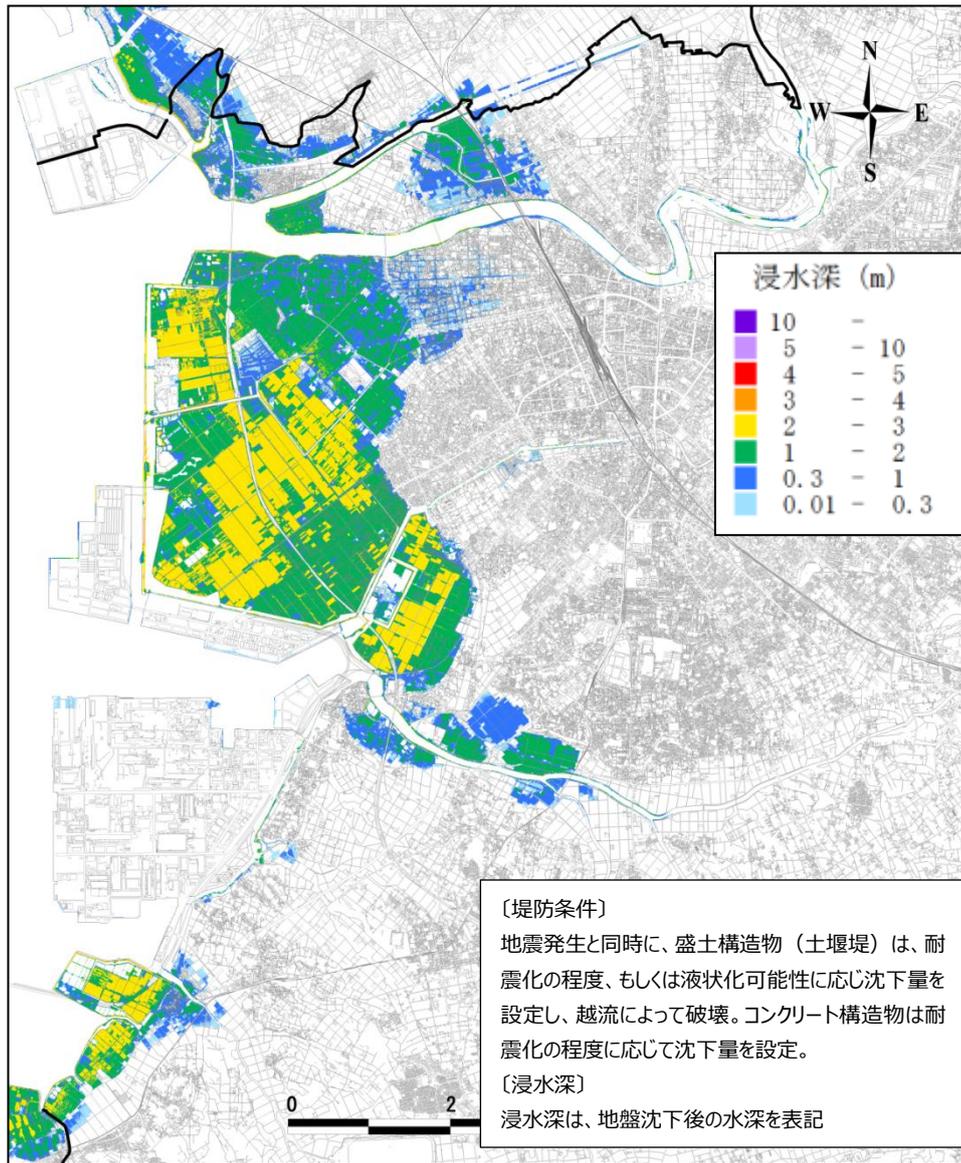
震度分布図 (過去地震最大モデル)

②液状化危険度

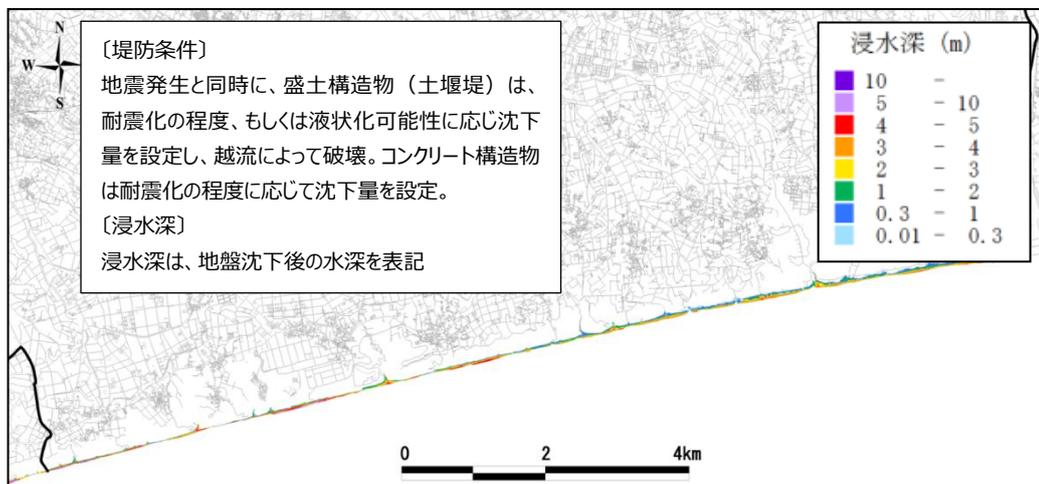


液状化危険度分布図 (過去地震最大モデル)

③津波浸水想定域及び最大浸水深分布

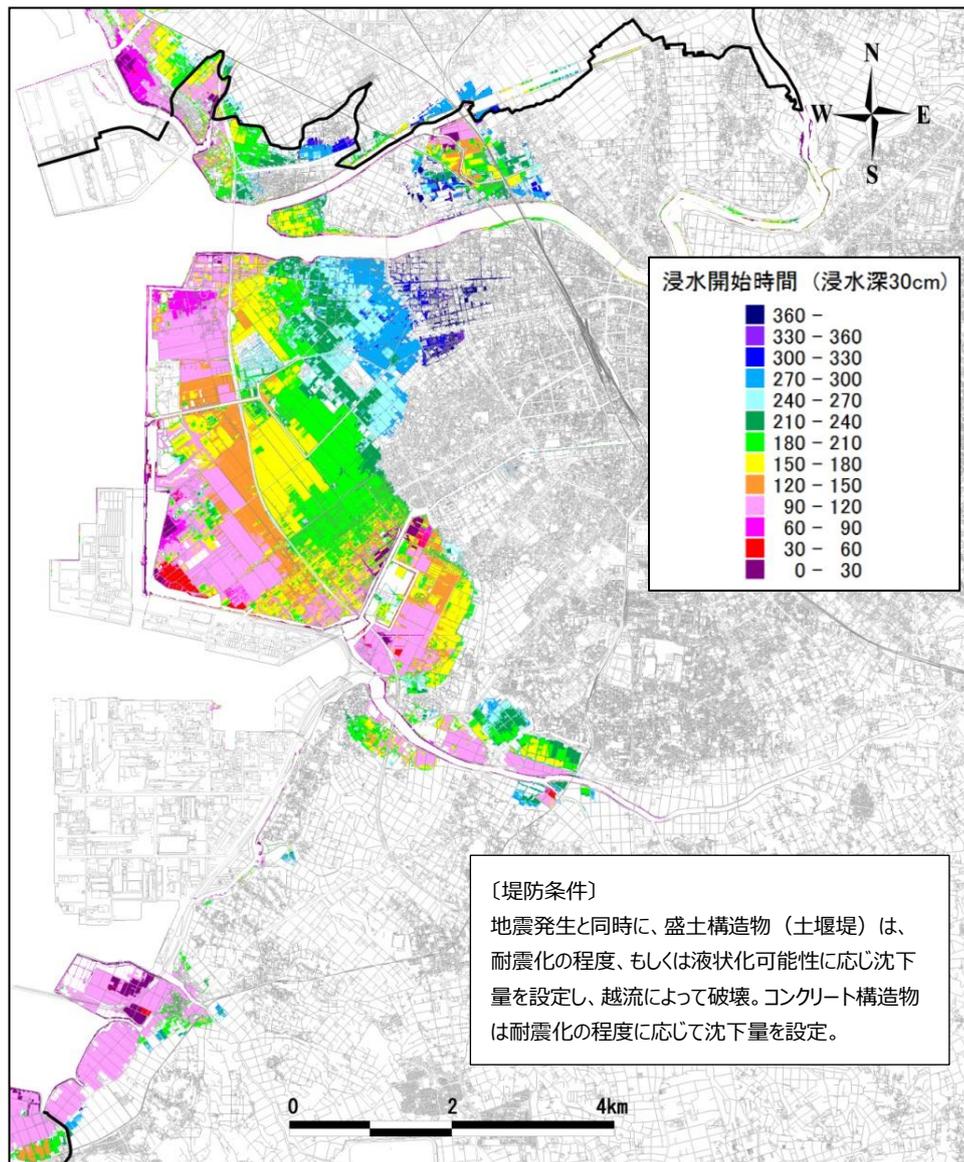


想定浸水域図（過去地震最大モデル）（三河湾側）

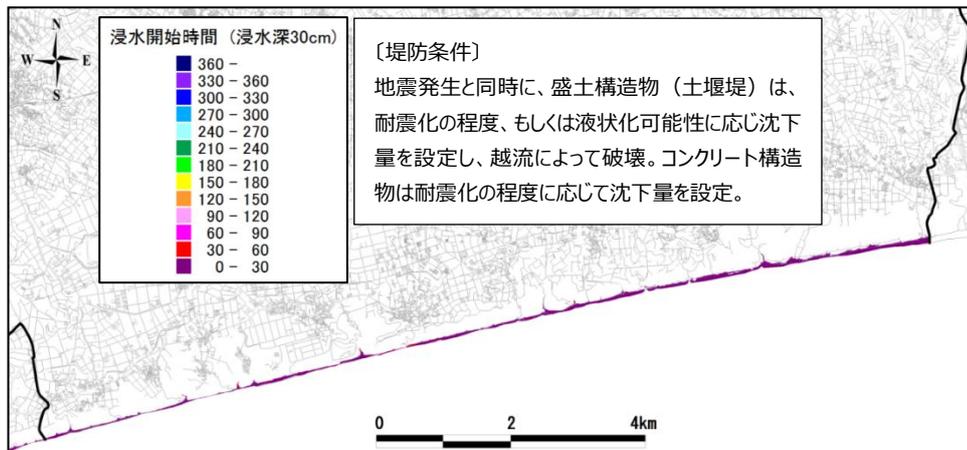


想定浸水域図（過去地震最大モデル）（太平洋側）

④津波浸水開始時間（浸水深 30 cm）



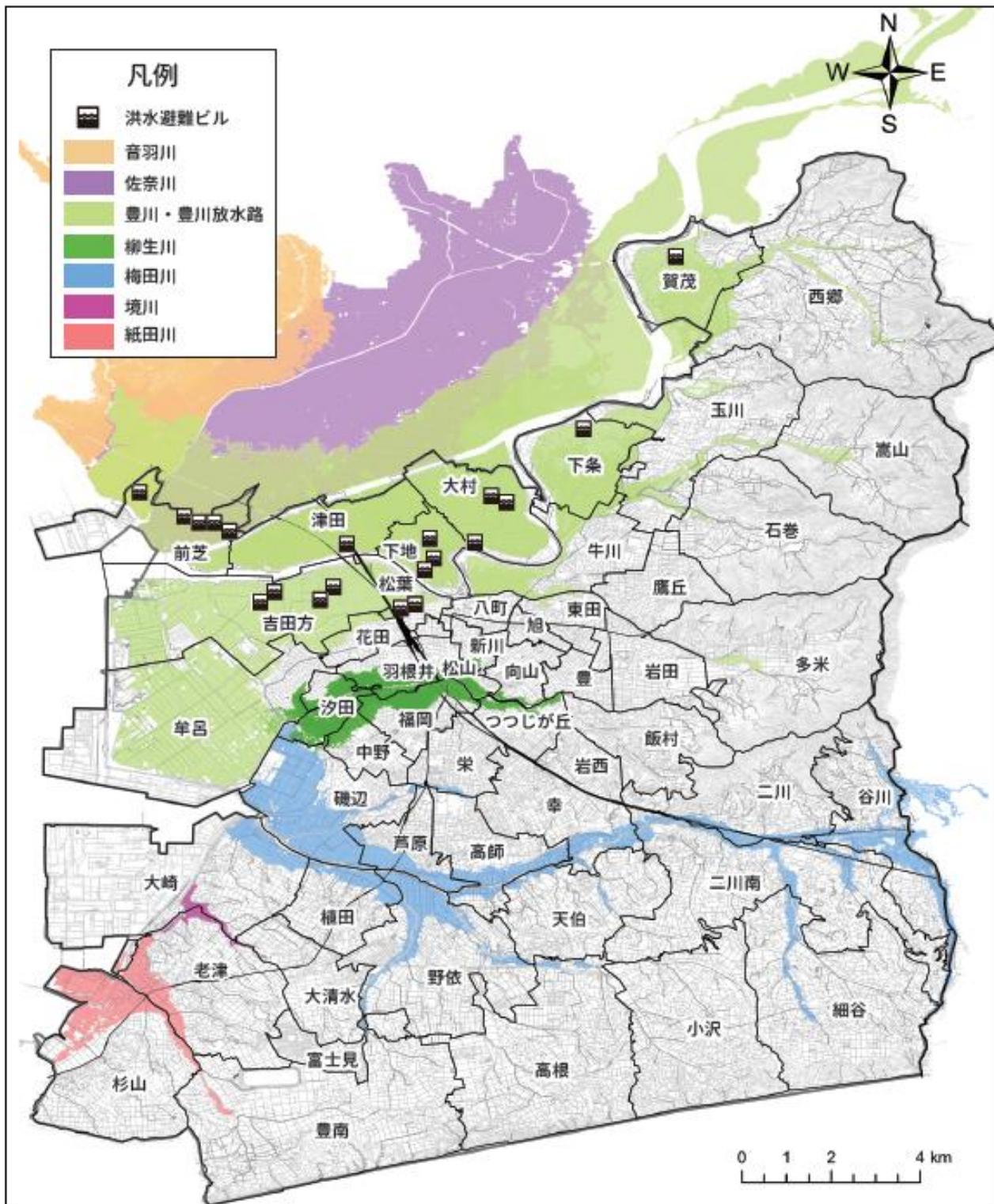
浸水開始時間（浸水深 30cm）（過去地震最大モデル）（三河湾側）



浸水開始時間（浸水深 30cm）（過去地震最大モデル）（太平洋側）

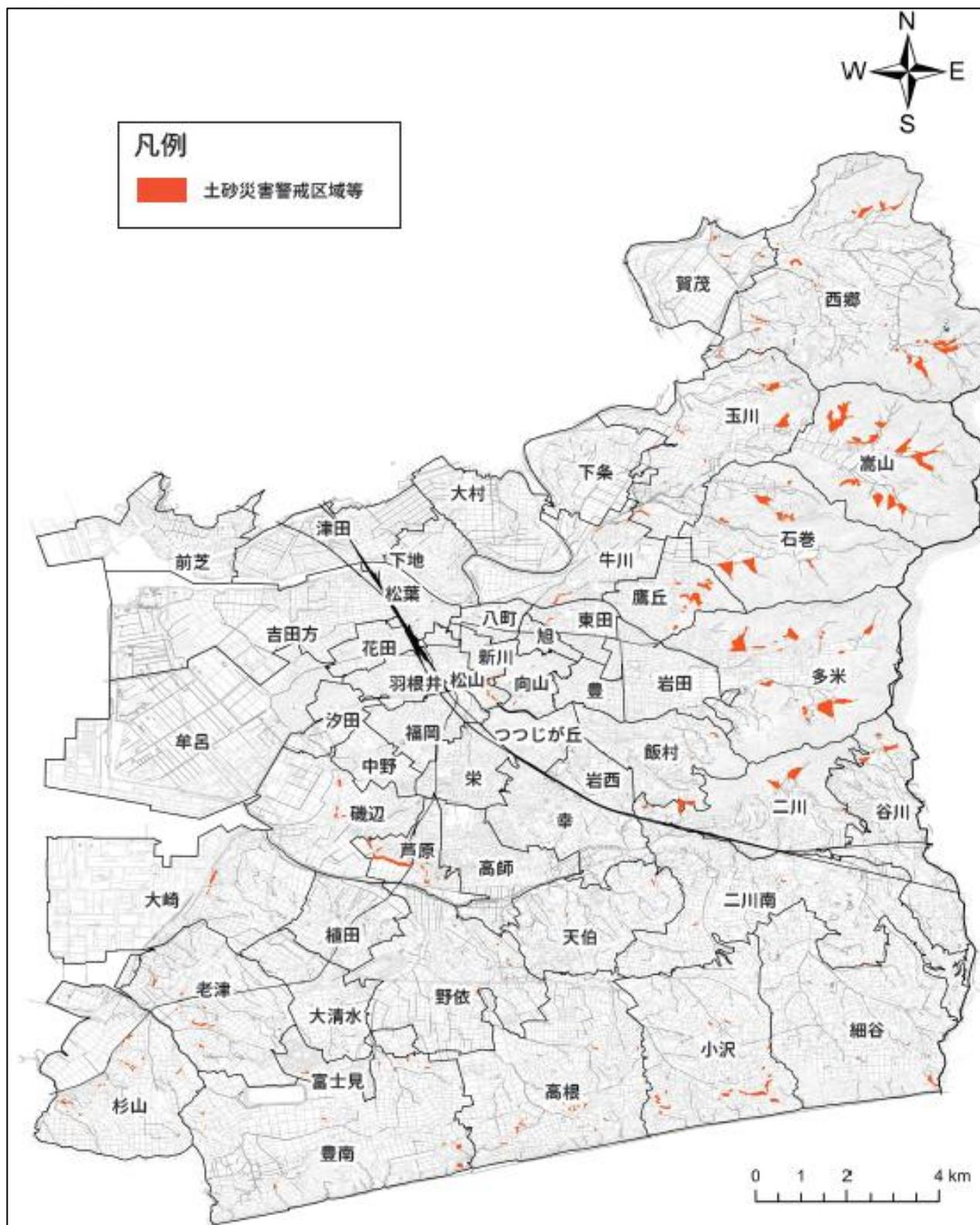
(2) 大雨等に関する被害想定の概要

①洪水浸水想定



洪水浸水想定区域

③土砂災害



土砂災害（特別）警戒区域

(3) 地震被害予測結果

①建物全壊・焼失棟数 (過去地震最大モデル)

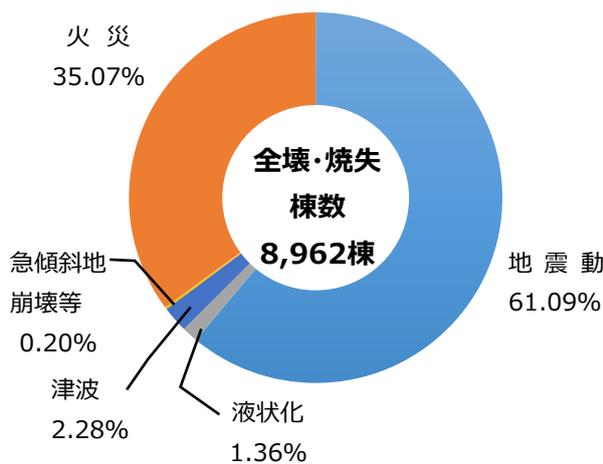
(単位:棟)

区分	冬・深夜5時	夏・昼12時	冬・夕方18時
地震動	5,475 (93.46%)	5,475 (90.98%)	5,475 (61.09%)
液化	122 (2.08%)	122 (2.03%)	122 (1.36%)
津波	204 (3.48%)	204 (3.39%)	204 (2.28%)
急傾斜地崩壊等	18 (0.31%)	18 (0.30%)	18 (0.20%)
火災	39 (0.67%)	199 (3.31%)	3,143 (35.07%)
建物被害総数	5,858	6,018	8,962
建物被害率	4.4%	4.5%	6.7%

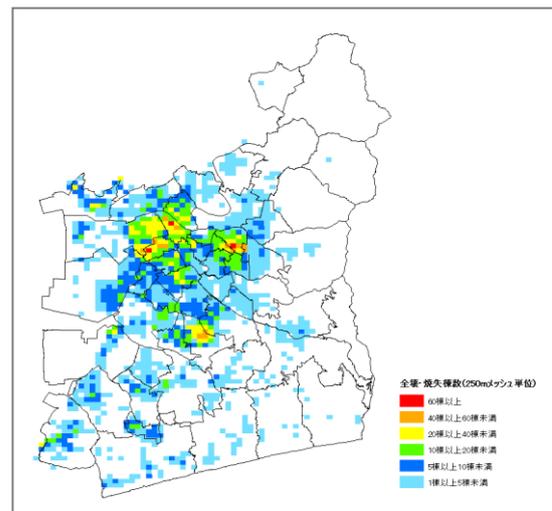
※ () 内の値は、建物被害総数に占める区分ごとの割合を示す。

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※建物被害率は、建物総数 133,174 棟に占める割合を示す。



全壊・焼失原因別内訳 (冬・夕方 18時)



全壊・焼失分布図 (冬夕方発災)

②人的被害（死者数）（過去地震最大モデル）

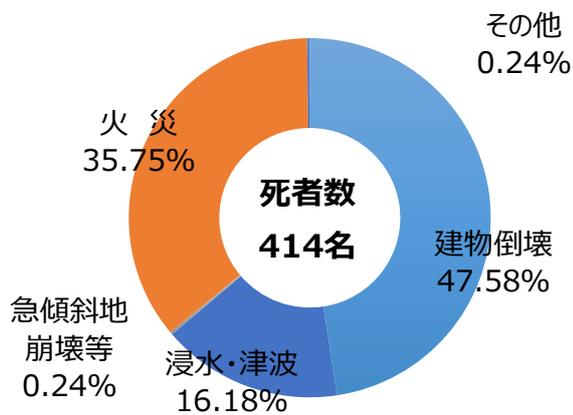
(単位：人)

区分	冬・深夜 5 時	夏・昼 12 時	冬・夕方 18 時
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	272 (77.49%) (20)	131 (64.22%) (11)	197 (47.58%) (13)
浸水・津波	74 (21.08%)	67 (32.84%)	67 (16.18%)
急傾斜、地崩壊等	2 (0.57%)	1 (0.49%)	1 (0.24%)
火災	3 (0.85%)	5 (2.45%)	148 (35.75%)
その他 (ブロック塀の転倒、屋外落下物等)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.24%)
合計	351	205	414

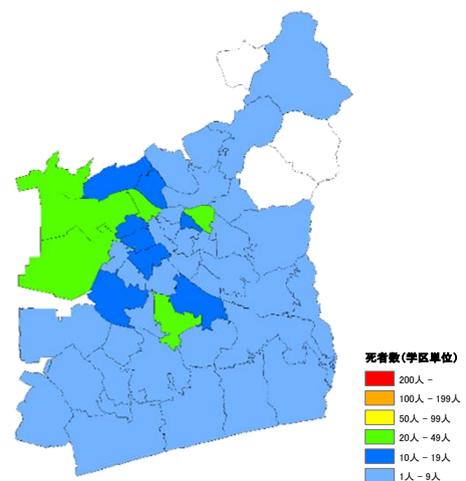
※津波による死者は、早期避難率が低い場合

※ () 内の値は、死者数の合計に占める区分ごとの割合を示す。

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。



死亡原因別内訳 (冬・夕方 18 時)



校区別死者数分布図
(早期避難率低冬夕方発災)

③ライフライン被害

I 上水道

管路延長 (km)	被害箇所数 (件)	被害率 (件/km)	機能支障 (全給水人口 375,982 人) 上段：断水人口、下段：断水率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
2,200	4,800	2.23	373,000 人 99%	355,000 人 94%	228,000 人 61%	- -

95%復旧の目安：6週間程度

II 下水道

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障 (全処理人口 280,000 人) 上段：下水道機能支障人口、下段：機能支障率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
1,500	80	5%	190,000 人 68%	198,000 人 70%	163,000 人 58%	25,000 人 9%

95%復旧の目安：6週間程度

III 電力

配電柱本数 (km)	配電柱被害本数 (本)	被害率	機能支障 (全需要家数 205,000 戸) 上段：停電戸数、下段：停電率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
68,000	400	0.5%	182,000 戸 89%	165,000 戸 80%	2,800 戸 1%	300 戸 0%

95%復旧の目安：1週間程度

IV 通信

ア) 固定電話

電話柱本数 (km)	電話柱被害本数 (本)	被害率	機能支障 (全回線数 72,000) 上段：不通回線数、下段：不通回線率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
32,000	200	0.7%	64,000 89%	59,000 81%	2,300 3%	1,200 2%

95%復旧の目安：1週間程度

イ) 携帯電話

機能支障 停波基地局率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
3%	81%	5%	3%

95%復旧の目安：1週間程度

V ガス

ア) 都市ガス

機能支障（全需要家数 71,000 戸）			
上段：復旧対象戸数、下段：供給停止率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
22,000 戸 30%	22,000 戸 30%	17,000 戸 23%	— —

95%復旧の目安：2週間程度

イ) LPガス

需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
62,000 世帯	13,000 世帯	21%

95%復旧の目安：1週間程度

I 上水道からVガスにおける95%復旧の目安について

注 1) 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要家数等は復旧対象戸数等から除外し、95%が復旧するのにかかる日数としている。

注 2) LPガスについては、被害量の推移は試算していない。

④生活支障等（過去地震最大モデル）

I 避難者

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難者総数	42,535	86,245	34,413
避難所避難者数	26,213	44,719	10,321
避難所外避難者数	16,322	41,526	24,092

II 帰宅困難者

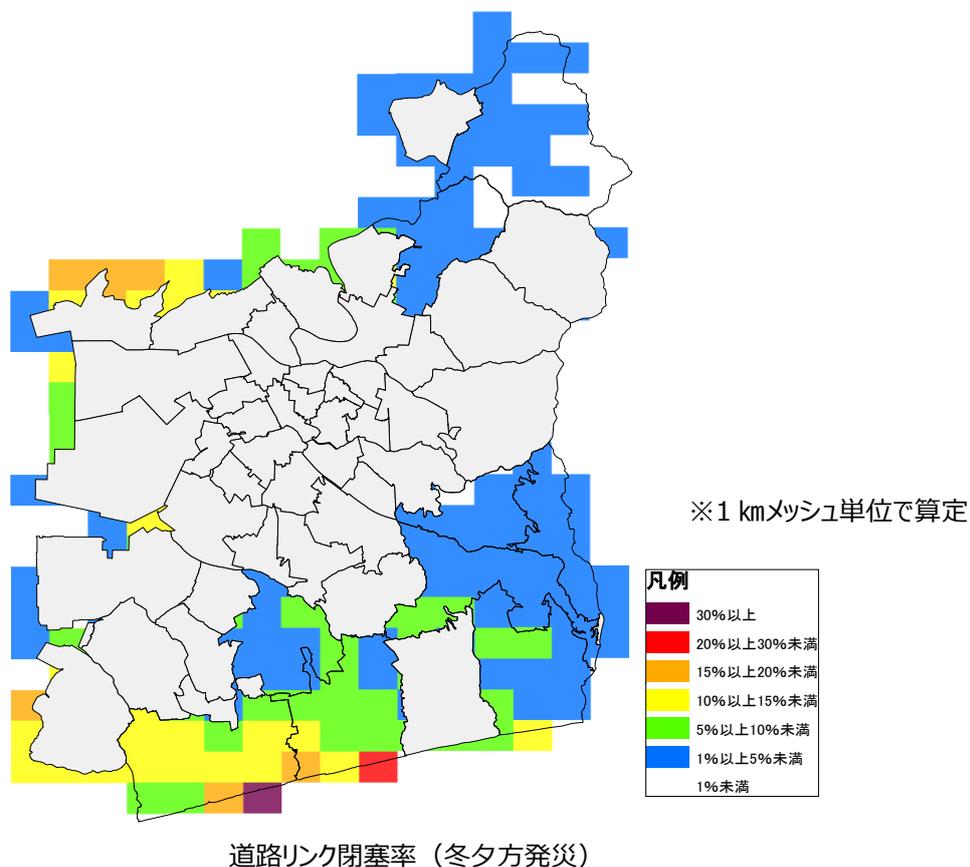
（豊橋市全体） 昼・12時発災

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	合計
約 20,000 ～ 約 23,000	約 7,400 ～ 約 8,300	約 27,000 ～ 約 31,000

（豊橋駅） 昼・12時発災

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	合計
約 3,800 ～ 約 4,400	約 1,500 ～ 約 1,700	約 5,300 ～ 約 6,100

III 道路閉塞の発生による車両通行困難



(4) 地震発生に伴い市役所機能に及ぼす被害

・過去地震最大モデルにおける市役所機能に及ぼす被害については、下記のとおり想定する。

地震動	・震度 6 強
液状化	・計算対象外（計算対象となる微地形ではないため）
施設関係 （構造被害）	・一部エキスパンションジョイント部の被災により、連絡通路の利用が制限される。
建物内部 （執務空間に おける被害）	・吊天井の落下など非構造部の被害が発生する恐れがある。 ・一部ガラス等の破損、執務空間の什器の転倒等が発生する。什器等の再配置やガラス破片・内部収納物の片づけ等に半日以上を要する。 ・一部のパソコンが故障し、使用不可になる。
ネットワーク 及び ライフライン関係	○電力 ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い。 ○電話 ・NTT 回線の通信網の損傷による通信不能の可能性は低いが、回線の輻輳により電話がかかりにくい状態が 1 週間程度続く。 ・一般電話の応急復旧については、設備復旧には 2 週間を要する。サービス復旧は災害発生直後から行われ、施設が被災した場合であっても、非常用移動無線車・応急ケーブル・衛星通信車載車などの活用により 1 週間程度で通話可能となる。 ○上水道 ・発災直後は管路被害等により断水する可能性が高い。 ○ガス ・発災直後は、安全装置によりガスの供給が中断する可能性がある。 ○下水道 ・機能しなくなった場合、水洗トイレの使用不可に波及する恐れがある。
周辺被害	・豊橋市役所周辺の八町小学校区、松葉小学校区では、震度 6 弱～6 強。 ・豊橋駅付近から北側の比較的建築年の古い建物が多い地域や木造住宅の多い地区では、建物の全半壊被害が大きく、出火による延焼拡大の危険性がある。 ・両小学校区を合わせて発災直後には約 1,500 人の避難所生活者が発生すると予測され、負傷者や建物被害にあった市民等が助けを求めてくる場合も想定される。

第3節 地震発生時の職員の参集想定

1 職員の参集条件

(1) 通勤距離による参集時間の考え方

【通勤距離・参集時間】

表2-10

通勤距離	参集時間
通勤距離（直線距離×1.3）が20km以内の職員 （通勤距離が20km以上でも、バイクにより通勤可能な職員を含む）	発災～3日目
全職員 （4日目以降は、自動車又は公共交通機関により参集が可能と想定）	4日目以降

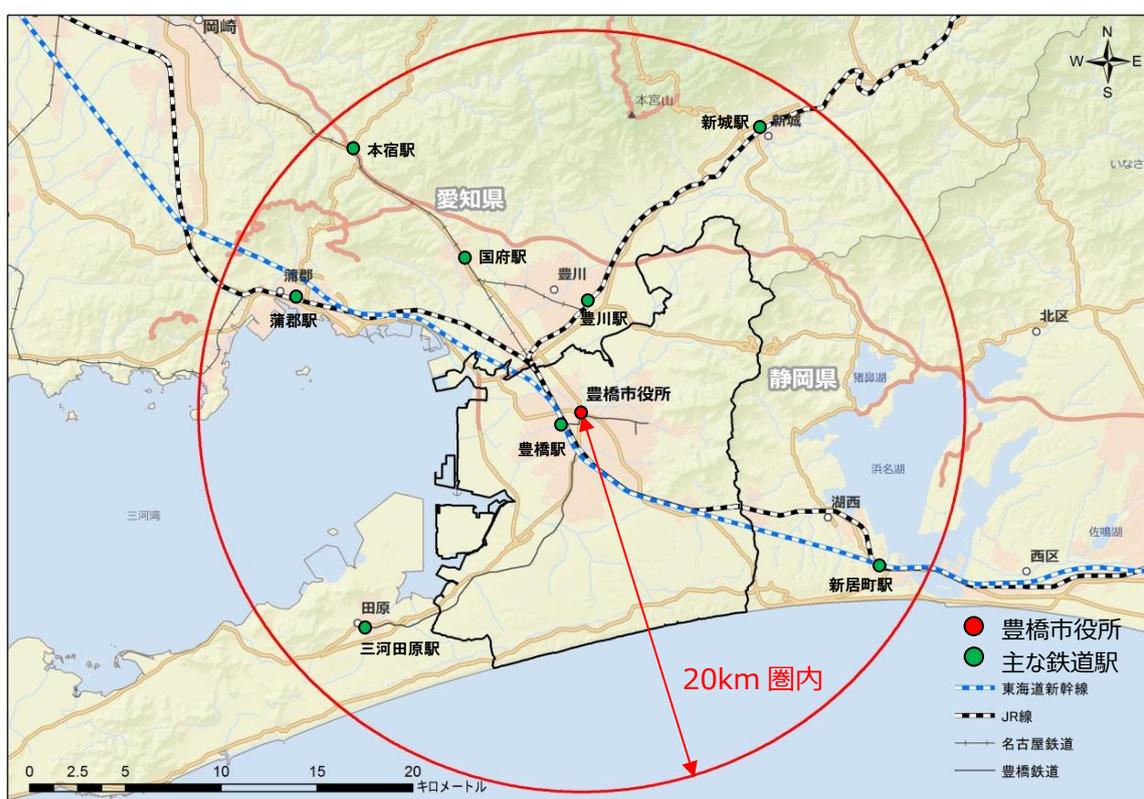


図2-5 豊橋市役所から直線距離20km圏内の図

(2) 参集方法

本市職員の通常時の通勤方法は自家用車・自転車が大部分を占めるが、大規模災害により自家用車及び公共交通機関が使用できなくなったとして、バイク・自転車・徒歩のいずれかの方法で職員が各勤務先へ参集すると想定した。

※国・県・他都市（主に都心部）では、参集方法として徒歩のみでの参集を前提としているケースが多いが、本市の道路事情や平成24年度の職員調査により、自転車及びバイクの利用も前提とすることが現実的であると判断した。

【通常時の通勤方法の割合・平成 27 年度調査】

表 2-11

方法	自家用車	自転車	公共交通機関	バイク	徒歩
割合	55.5%	31.7%	7.8%	1.8%	3.2%

【災害時の参集方法の割合・平成 27 年度調査】

表 2-12

(自家用車、公共交通機関が使用不能として、自転車・バイク・徒歩から参集方法を選択)

方法	自転車	徒歩	バイク
割合	77.9%	14.9%	7.2%

【参集方法ごとの時速の想定】

表 2-13

方法	想定速度	考え方
徒歩	3 km/h	通常の歩行速度は 4~5km/h であるが、災害時であるため、遅めの速度 3 km/h とした。
自転車	6 km/h	通常のを速度を時速 12km/h と想定し、災害時であるため 1/2 の速度とした。
バイク	10km/h	通常のを速度を時速 20km/h と想定し、災害時であるため 1/2 の速度とした。

(3) 職員の被災状況

① 人的被害 (本人・家族の被災)

- ・被害予測 (過去地震最大モデル、早期避難率低、冬夕発災) では、総人口379,362人のうち死者数 414人 (0.1%)、入院を要する者 (重傷者数) が634人 (0.17%)、入院は要しないが医師による治療が必要な者 (中等傷者) が2,424人 (0.64%) となっている。
- ・職員について、家族 4 人構成と設定し、上記被害確率の 4 倍を被害想定とすると、本人又は家族が死亡する可能性は0.4%、入院を要する可能性は0.68%となり、B C Pの対象期間である1ヶ月は、1.08% (約 1%)の職員が参集困難と想定した。

また、医師による治療が必要な者については、本人又は家族が該当する可能性は2.56 % (約3%) となり、3%の職員が、本人又は家族の被災により発災後 3 日間は、参集困難と想定した。

② 建物被害

約21%の建物が半壊以上の被害を受けると予測されており、21%の職員が発災当日は参集困難と想定した。

※被災状況の想定の数値は、豊橋市南海トラフ地震被害予測調査報告書 (平成 26 年 8 月) による。

【職員参集想定の参考資料】

- ・豊橋市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書 (平成 26 年 8 月 豊橋市)
- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成 28 年 2 月 内閣府)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン (平成 19 年 6 月 内閣府)
- ・愛知県庁業務継続計画 (愛知県庁 B C P) 【南海トラフ地震想定】 (平成 21 年 11 月 【平成 28 年 3 月改定】愛知県)
- ・市町村業務継続計画 (市町村 B C P) 策定の手引き (平成 23 年 8 月 愛知県防災危機管理課)
- ・阪神淡路大震災などの過去の災害対応事例
- ・平成 27 年度非常配備要員名簿 (市民病院の医療職を除く)

2 職員の参集予測

前述の条件に基づき、距離、参集方法により時間ごとに参集できる人員を集計し、その人員のうち被災想定により参集できない人員を除いた人員を参集できる人員とした。

その結果は、下の表である。

表 2-14

時間	1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	12 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	4 日目 ～ 1 か月
人数	943 人	1,689 人	1,819 人	1,862 人	1,880 人	2,411 人	2,486 人
割合	37.3%	66.8%	72.0%	73.7%	74.4%	95.4%	99.0%

※市民病院 医療職を除く

なお、この予測は、参集職員の概数・割合を想定するためのものであり、発災時間や消防本部等の 24 時間の交代制勤務等の詳細な条件を考慮していない。

表 2-15

		自転車・徒歩（通勤距離 20km 以内）、バイクにより参集可能な人員						全職員
		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	4 日目～ 1 か月
距離・参集方法のみ考慮して参集できる人員(A)		1,258 名 49.8%	2,253 名 89.1%	2,425 名 95.9%	2,484 名 98.3%	2,506 名 99.1%	2,511 名 99.3%	2,528 名 100%
(A)の うち参 集でき ない 人員	人的被害 死亡・入院(a)	13 名 1%	23 名 1%	24 名 1%	25 名 1%	25 名 1%	25 名 1%	25 名 1%
	人的被害 怪我(b)	38 名 3%	68 名 3%	73 名 3%	75 名 3%	75 名 3%	75 名 3%	影響なし
	建物被害(c)	264 名 21%	473 名 21%	509 名 21%	522 名 21%	526 名 21%	影響なし	影響なし
参集できる人員 (A-(a+b+c))		943 名 37.3%	1,689 名 66.8%	1,819 名 72%	1,862 名 73.7%	1,880 名 74.4%	2,411 名 95.4%	2,523 名 99%

※市民病院 医療職を除く

(参考) 表2-16 阪神・淡路大震災の事例 (参集率)

	地震発生当日	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
兵庫県	20%			約 7 割	
神戸市	41%	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
伊丹市	75%	80%	83%	85%	
西宮市	51%	66%	69%	78%	
芦屋市	42%	53%	60%	69%	
宝塚市	60%				

出典：「国土交通省 業務継続計画」(平成19年6月)

第4節 南海トラフ地震臨時情報

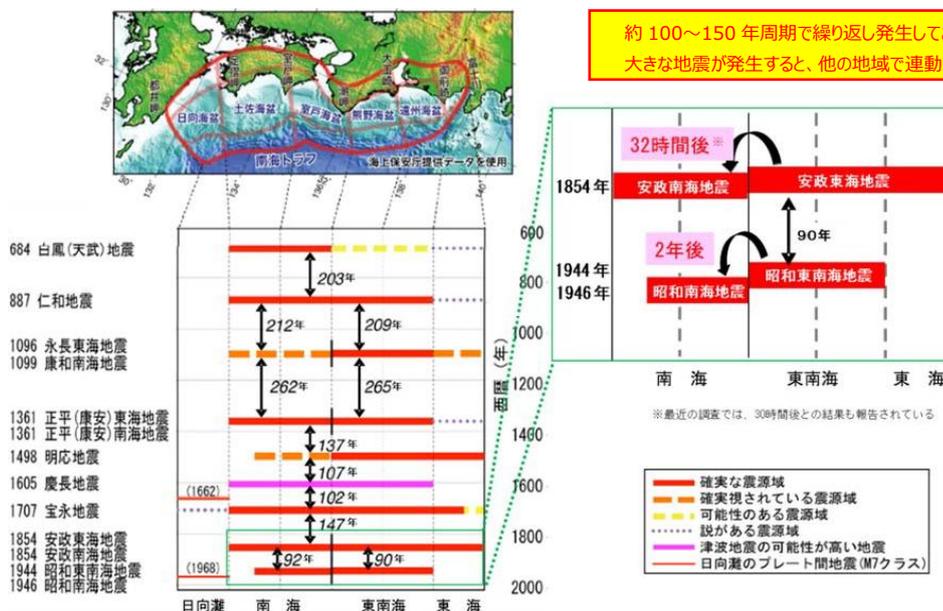
1. 南海トラフ地震に関連する情報とは

(1) 南海トラフ地震の特徴

○ 南海トラフ沿いの一部の領域で大きな地震が発生した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。

○ 南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖に伸びる海溝の溝状の地形を形成する区域である。この南海トラフ沿いの地域を震源としてマグニチュード8クラスの大きな地震が100年～150年間隔で繰り返し発生している。

○ また、複数の領域でほぼ同時又は2年程度の頻度で発生するなど、周期性・連続性があることが知られており、一部の領域で地震が発生した場合や通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。



(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

一部割れ (M7.0～8.0) 被害限定ケース

南海トラフで地震 (M7クラス) が発生

南海トラフの大規模地震の前兆か？

7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度

通常の数倍程度の確率

※通常：同左

半割れ (M8.0以上) 被害甚大ケース

南海トラフ西側で大規模地震 (M8クラス) が発生

東側は連動するの？

7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度

通常の100倍程度の確率

※通常：「30年以内に70%～80%」の確率を7日以内に換算すると千年に1回程度

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

- 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報である。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、**南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報**で、情報発表後の防災対応をしやすいするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のように**キーワードを付して発表**される。

○ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

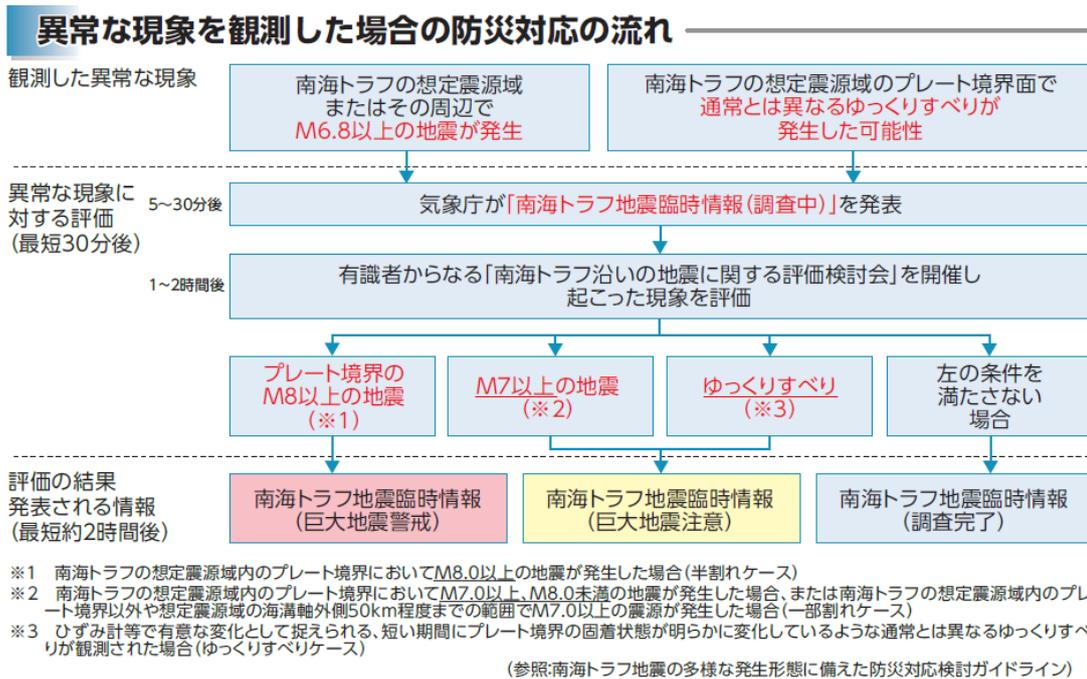
キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合

○ 南海トラフ沿いで観測される異常な現象（3ケース）

<p>半割れケース (被害甚大ケース)</p>	<p>南海トラフの想定震源域内の領域で、マグニチュード8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>○震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対して大津波警報・津波警報が発表される。</p> <p>○津波警報の解除までは半日～1日程度（津波注意報の解除まではさらに時間を要する）</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況</p>
<p>一部割れケース (被害限定ケース)</p>	<p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（マグニチュード7.0以上）の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>○「半割れケース」と比較して狭い範囲に津波警報等が発表される。</p> <p>○津波警報等発表後、数時間～半日程度で解除。</p> <p>※地震の規模や震源の位置により、津波警報や津波注意報が発表されない場合も想定される。</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等</p>
<p>ゆっくりすべり (被害なしケース)</p>	<p>南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p>

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



<参考> 南海トラフ地震臨時情報発表時の**防災対応** (ガイドライン、手引きの概要)

- 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表された際の対応
 - ・発表後 1 週間までは、事前避難対象地域の市民は事前避難。それ以外の市民は、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
 - ・発表後 2 週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
- 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表された際の対応
 - ・発表後 1 週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。

	プレート境界の M 8 以上の地震	M 7 以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後 <small>「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</small>	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の状況に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間			
2 週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン (内閣府))

後発地震に備える状況として「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表される場合、本市域において既に震度 5 弱以上が発生または、大津波警報が発表され本計画が発動していることが想定される。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、災害対策基本法及び豊橋市災害対策本部条例その他の関係規則に基づく**災害対策本部を直ちに設置**する。大津波警報の発表等により、既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 市は、関係機関等との連絡調整、及び、市民や事業者に対して後発地震への備えを徹底する旨の周知を的確に実施する。
- 災害対策本部は、速やかに事前避難対象地域の市民に対して**避難指示を発令**し、自主避難が必要な市民に対して自主避難を呼びかけるとともに、後発地震に備えるよう全ての市民に周知を徹底する。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、避難情報を解除するとともに、全ての市民に対して、日ごろからの地震への備えの再確認などを呼びかけ、更に1週間は後発地震に備える。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、市は災害対策本部を廃止する。市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう促す。

- 市は、次に示す関係機関との連絡調整を開始する。また、次に示す機関は、災害対策本部へ必要な情報を報告する。

- ・ 関係機関（警察、消防（消防団）、自衛隊、愛知県等）
- ・ 市の出先機関
- ・ ライフライン事業者（電気・ガス・通信事業者）
- ・ 交通機関（鉄道・バス）
- ・ 各協定締結業者及び関係団体
- ・ 各小中学校等、幼稚園・認定こども園・保育園及び市所管公共施設
- ・ その他、関係者

- 市は、全ての市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の再確認、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するよう呼びかけるとともに、事前避難対象地域の市民は直ちに避難を開始するよう、あらゆる手段・媒体を用いて、多重の通信手段により周知を徹底する。

周知媒体	<p>ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、ケーブルテレビ・FM ラジオ、同報系防災行政無線、緊急速報メール、Hazardon（携帯アプリ）、デジタルサイネージ、Yahoo! 防災速報、フェイスブック、X など SNS、広報車による周知 など</p>
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前避難対象地域の市民は、直ちに避難を開始 ○ 事前避難対象地域以外の市民で、耐震性が低い住宅や土砂災害警戒区域の斜面際などに住んでいる市民は、自主避難を開始 ○ これ以外の市民は、日頃からの地震の備えを再確認するなど、今後2週間は後発地震に備える ○ 事業者は、従業員や来客者等の安全確保を最優先し、最大限の注意を払いつつ、必要な事業を継続 ○ 火気の使用を控えるなど、後発地震による火災の発生に備える

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した際に、災害対策本部体制の各部班で実施すべき主な業務については、次のとおりとする。

(7) 統括調整部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
災害対策本部 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・班との連絡調整、被害状況のとりまとめ及び報告 ・災害対策本部の設置・運営・廃止 ・職員の動員・配備 ・関係機関との連携・情報交換 ・避難所の設置・運営（開設する避難所に限る）
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の実施 ・市民対応窓口の設置・運営に係る手順確認・準備 ・国・県との連携
消火救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震に備えた拠点機能確保に係る手順確認・準備 ・消防職員・消防団の動員・配備 ・避難情報の伝達、緊急広報及び避難誘導
庁舎班	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者等への情報伝達、庁舎内の後発地震対策の実施 ・後発地震発生後における庁舎及び車両並びに情報資産の管理に係る手順確認・準備
議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会への情報伝達 ・災害対策本部と市議会との連絡調整

(1) 保健医療対策部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
保健医療 衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後の医療救護に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の保健指導・防疫衛生対策に係る手順確認・準備 ・後発地震に備えた食品衛生、生活衛生、動物管理に係る手順確認・準備
市民病院班	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者及び外来患者等への情報伝達、市民病院内の後発地震対策の実施 ・後発地震に備えた市民病院の医療救護活動に係る手順確認・準備 ・保健医療衛生班との連携準備

(ウ) 被災者救援部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
福祉支援班	<ul style="list-style-type: none">・指定福祉避難所の設置・運営（開設する避難所に限る）・要配慮者の支援（福祉関係団体等との連携など）・避難所外避難者の対応及び支援・後発地震発生後における帰宅困難者対策に係る手順確認・準備
被災者対策班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後における行方不明者の調査、遺体の埋火葬に係る手順確認・準備・後発地震発生後におけるボランティア及び通訳等の受入準備・手順確認
教育対策班	<ul style="list-style-type: none">・学校関係者及び児童施設等への情報伝達、後発地震対策の実施・児童生徒及び放課後児童クラブに通う児童の避難誘導及び通学路の安全確保
こども支援班	<ul style="list-style-type: none">・保育園への情報伝達、後発地震対策の実施・園児の避難誘導・こどもに関する福祉関係団体等との連携

(I) 物資企業部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
企業対策班	<ul style="list-style-type: none">・関係者への避難情報の伝達、後発地震対策の実施啓発・商業及び工業、港湾関係機関との連携
物資食料班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後における物資搬送及び食料調達に係る手順確認・準備・後発地震発生後における農地及び農業施設復旧に係る手順確認・準備

(オ) 生活基盤対策部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び河川の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の道路啓開の早期実施手段の検討、道路機能確保に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の河川機能確保に係る手順確認・準備
廃棄物班	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設及び車両等の巡視、後発地震対策の実施 ・災害廃棄物処理に係る手順確認・準備 ・仮設トイレの確保に係る手順確認・準備
ライフライン班	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者等との連携、情報共有 ・公園の巡視、後発地震対策の実施 ・事前避難対象地域の公園等の閉鎖措置
動植物公園班	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者への情報伝達、避難誘導 ・動植物園内の後発地震対策の実施
上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設及び下水道施設の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の水道施設、及び、下水道施設の早期復旧に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後における応急給水に係る手順確認

(カ) 生活再建支援部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
証明・義援金班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の緊急調査体制の編成及び準備 ・後発地震発生後の罹災調査及び罹災証明発行業務に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の見舞金、義援金等業務に係る手順確認・準備
建築物班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後の公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備 ・建築物及び宅地の応急危険度判定に係る体制整備・手順確認

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の定義

1 定義

本市における非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「災害応急対策業務（地域防災計画に定める災害応急対策業務、早期に実施すべき優先度の高い復旧業務）」、「優先度の高い通常業務」のことをいう。（第1章第3節「BCPの位置づけ」参照）

第1章第4節「基本方針」に基づき、以下の基準により、非常時優先業務の選定を行った。

【非常時優先業務】

表3-1

分類		評価基準
災害応急対策業務		地域防災計画に定める災害応急対策業務・早期に実施すべき優先度の高い災害復旧業務（災害対策本部規程で定める災害対策業務）
優先度の高い通常業務	継続する業務（A）	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産または市民生活に影響が生じるため、中断することが不可能で継続しなければならない業務。 （状況によって人数を縮小する場合がある。）
	変更して対応する業務（B）	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産または市民生活への影響はあるが、簡略化等により変更して対応を継続する業務。

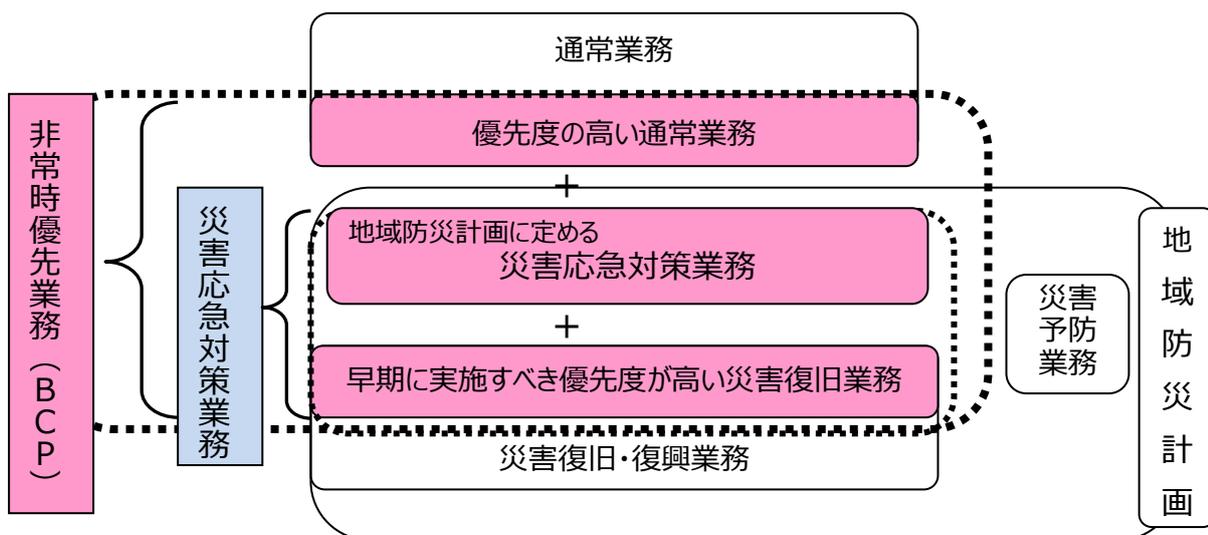


図3-1 非常時優先業務 のイメージ図

第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン

1 業務開始目標時間設定ガイドライン

選定した非常時優先業務に、本市の業務継続計画で定めるべき業務開始目標時間の大枠を示すため業務開始目標時間設定ガイドラインを作成した。

表 業務開始目標時間設定ガイドライン【災害応急対策業務】

表 3-2

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・消火・救助・救急の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人・場所の確保、非常用通信手段確保、地震・津波情報等の収集等） ・被害状況の概要把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・広域応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・避難所の開設受入業務 ・公共建築物の応急危険度調査等（庁舎等の重要建築物） ・応急救護所の開設 ・広域応援要請（警察、消防、DMAT等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・報道機関への広報・報道等
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ・市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等のインフラ・ライフライン） ・衛生環境の回復に係る業務（保健衛生活動等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ・遺体の取扱い業務（収容、保管、埋火葬に係る事務手続き等）
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、物資等の輸送手段の確保、供給等） ・自主防災組織との連絡調整、ボランティアとの連携に係る業務 ・火薬類、毒・劇物等の応急対応
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法関係業務 ・災害関連情報の広報・報道業務 ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・復旧・復興に係る初動体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の応急危険度判定等 ・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯、保健師の派遣等） ・市街地の清掃に係る業務（ごみ処理等） ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・生活再建等に係る広報・広聴業務
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書発行のための申請受付・判定調査業務 ・罹災証明書の発行業務 ・火災調査・個別被害状況調査業務 ・災害ボランティアセンターの開設
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援金の申請受付・支給、住宅確保、建築等の許認可・届出受付等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
1ヶ月以内		

表 業務開始目標時間設定ガイドライン【優先度の高い通常業務】

表 3-3

業務開始 目標時間	該当する業務の 考え方	代表的な業務例
1 時間以内	・継続しなければなら ない業務の被害状況の把握、 復旧の準備	・市民病院、消防、水道、老人ホーム等の 2 4 時間継続施設の業務の被害状況の把握、復旧の準備 ・組織的な業務遂行に必要な業務
3 時間以内		
6 時間以内		
12 時間以内		
1 日以内	・重大な行事の 手続き	・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） ・重要な業務システム（インターネット、庁内ネットワーク、住民情報システム等）の再開に関する業務 ・公印管理等
3 日以内	・他の業務の前提と なる行政機能の 回復	・業務システムの再開に関する業務
1 週間以内	・窓口行政機能の 回復	・窓口業務の再開（届出受理、証明書発行等） ・教育再開に係る業務
2 週間以内		・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
1 ヶ月以内	・その他の行政 機能の回復	・その他の業務

[業務開始目標時間設定の根拠]

- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成 28 年 2 月改定 内閣府)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン (平成 19 年 6 月 内閣府)
- ・愛知県庁業務継続計画 (愛知県庁 B C P) 【南海トラフ地震想定】 (平成 21 年 11 月 【平成 28 年 3 月改定】愛知県)
- ・阪神淡路大震災などの過去の災害対応事例
- ・平成 23・24 年度 B C P 策定時における各課ヒアリング結果
- ・その他の参考文献 ～東日本大震災の教訓等に係る関連資料～
 - 東日本大震災-宮城県の 6 ヶ月間の災害対応とその検証- (平成 24 年 3 月 宮城県)
 - 東日本大震災に係る災害対応検証報告書 (平成 24 年 2 月 岩手県)
 - 釜石市東日本大震災検証報告書 (案) (平成 24 年 3 月 釜石市)
 - 東日本大震災における災害対応行動の検証報告書 (平成 24 年 3 月 宮古市)
 - 東日本大震災災害ボランティアセンター報告書 全国社会福祉協議会 (平成 23 年度) 等

2 業務開始目標時間の考え方

「業務開始目標時間」とは、それぞれの業務の開始・再開の目標とする時期のことを指し、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指すものとする。

第3節 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務数

第1節・第2節により選定した本市の非常時優先業務は、738業務となった。

表 非常時優先業務数

表 3-4

業務の分類	非常時優先業務数	休止業務数 (1か月)	計
災害応急対策業務	310	—	310
通常業務	428	715	1,143
計	738	715	1,453

※ 災害応急対策業務の部・班ごと、通常業務の課ごとの詳細な内訳については、本節4「非常時優先業務（災害応急対策業務）」、本節5「非常時優先業務（優先度の高い通常業務）」を参照

2 災害対策本部体制における災害応急対策業務の概要

災害時において、各部・班が円滑に業務を遂行するためには、市全体で実施すべき業務の全体像を把握する必要がある。

次において、各部・班が、他部・班における災害応急対策業務の概要を把握できるよう、災害対策本部規程に基づく「大分類（主な業務）」を用い、各部・班の主な災害応急対策業務の業務開始目標時間別の業務数の推移を示す。

【主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 発災～6 時間以内】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1時間以内（主な業務）	業務数	3時間以内（主な業務）	業務数	6時間以内（主な業務）	業務数
全部班・共通		体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告（第1報）	26	⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	・災害対策本部の設置 ・避難情報の発令に関する業務 ・被害状況の取りまとめ ・各部、班の配置要員の把握及び動員	9		12	・災害応急対策に係る全体調整及び進行管理 ・近隣市町村の被害状況の収集	5
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	・緊急広報班の編成 ・報道機関への避難指示等の緊急放送の要請	3		6	・市民対応窓口の運営	3
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	・消火、救助及び救急活動体制の確立	12		1	⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	・豊橋市役所消防計画（避難誘導、初期消火、応急救護）に関する業務 ・庁内情報資産の被害状況の取りまとめ及び報告 ・本庁舎機能の確保及び復旧	4		2	⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	・議員の罹災状況の把握等連絡体制の確保 ・議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請 ・災害対策本部から議員への被害状況等情報提供	3		4	⇒	
保健医療対策部	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	・保健医療衛生班本部の設置 ・医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握	2		6	・医薬品及び衛生器材の調達と管理搬送 ・食品の衛生に関する業務	11
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	・市民病院の対策本部の設置 ・既設部門の医療における優先順位の決定	7		9	・ボランティア（含む、看護学生）の登録・配置	2
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	・入所者の救護及び被災状況の調査（総合老人ホーム）	1		4	・避難行動要支援者の安否及び所在の確認	1
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	・斎場の被災状況の確認 ・災害ボランティアセンター開設準備室設置（判断）	2	—		・行方不明者の捜索受付等 ・遺体収容施設の確保及び運営 ・遺体の収容措置に関する警察との連携に関する業務	5
	教育対策班	教育対策に関する事	・児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保	2	⇒		⇒	
	こども支援班	こどもの支援、要配慮者に関する事	・園児等の避難誘導	1	こどもに関する福祉関係団体等との連絡調整	1	⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	・津波からの緊急避難場所の確保	1	—		・自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携	2
	物資食料班	救助・支援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	—			1	・防災倉庫から避難所等への物資の搬送 ・緊急物資及び機材の調達及び賃借	2
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	—			2	・仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務 ・収集、運搬に係る各課、各施設との連絡調整	2
	土木班	道路、河川に関する事	・道路、橋梁等の被害状況の調査及び情報収集 ・緊急輸送道路などの被害調査	2		2	・災害復旧協定締結機関との連絡調整 ・道路啓開及び道路、橋りょう等の応急修理その他緊急措置 ・建設機械の調達及び配車	6
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	—			2	・所管施設（拠点公園等）の応急使用に関する業務 ・公園緑地、街路樹等応急修理その他緊急措置 ・区画整理施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理その他緊急措置	3
	動植物公園班	施設対策に関する事	・【開園時における】来園者の安全確保 ・来園者をはじめ帰宅困難者（二川駅滞留者の一時受入）の対応	3	⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	・断水区域内の調査 ・施設の運転監視 ・処理場及びポンプ場施設に係る被害状況の調査 ・下水道管まきの被害状況の情報収集と調査	4		8	・水質管理	1
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被害状況の緊急調査体制の編成 ・被害状況の緊急調査（住家）の実施	2	⇒		⇒	
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	・公共建築物の被害状況の把握 ・応急危険度判定実施本部の設置 ・市営住宅の被害状況把握	3		3	・公共建築物の応急危険度調査 ・公共建築物の応急対応 ・応急危険度判定実施本部の設置 ・市営住宅の応急危険度調査	5

【主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 12時間～3日】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	12時間以内（主な業務）	業務数	1日以内（主な業務）	業務数	3日以内（主な業務）	業務数
全部班・共通		体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告		⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関すること 避難所に関すること	・災害救助法の適用申請に関する業務	1	⇒		・災害に伴う職員の安全、健康管理 ・被災者の生活確保安定に関する支援策の取りまとめ	2
	広報班	広報、市民対応窓口に関すること	⇒		・広報車による広報活動	1	・被災後の生活関連情報、行政施策等の広報	1
	消火救助班	消火、救助及び救急に関すること	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関すること	⇒		・市有財産及び所管施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワーク復旧の体制整備 ・災害救助に伴う予算経理	3	・災害時の利活用可能地の確認	1
	議会班	議会との調整に関すること	⇒		⇒		⇒	
対策部 保健医療	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関すること	・医療ボランティアに関する業務	1	・防疫衛生対策に関する業務	1	・保健指導・健康管理に関する業務 ・栄養指導に関する業務	2
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関すること	⇒		⇒		⇒	
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関すること	⇒		・被災者の保険診療	1	・指定福祉避難所の開設及び運営 ・要配慮者相談窓口の開設 ・避難所外避難者への支援	3
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関すること	・社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務	1	・被災者のボランティアニーズの把握及び災害ボランティアコーディネーターとの連携 ・災害時多言語センターの設置 ・防犯対策に係る警察との連携	4	・行旅病人及び行旅死亡人に関する業務 ・火葬方法の検討、火葬場の手配 ・災害ボランティアセンターの開設 ・災害ボランティアセンター開設時のボランティアの受け入れ及び活用 ・災害ボランティアセンター開設時のボランティア活動に必要な情報の提供	5
	教育対策班	教育対策に関すること	⇒		⇒		・応急教育の体制整備に関する業務 ・児童クラブ再開の体制整備に関する業務	2
	子ども支援班	子どもの支援に関すること	⇒		⇒		・幼児教育・保育再開の体制整備に関する業務	1
物資企業部	企業対策班	企業対策に関すること	⇒		・港湾関係施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・工業及び商業の被害調査 ・港湾関係機関との連絡調整	3	⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関すること	・救援物資の受入基地や受援受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理 ・物資輸送ルートの確保 ・舟艇（漁船）の確保	3	・被災者用物資のあっせん	1	・物資の出納管理の取りまとめ ・炊き出し用米穀（救助用米穀）にかかる応急供給米穀取扱機関との連絡調整	7
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関すること	・災害に伴う廃棄物の情報収集及び処理計画に関する業務 ・災害復旧の受援に関する業務 ・道路啓開に伴う関係機関及び部班との連絡調整	6	・仮設トイレの設置・運搬補助 ・定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知	2	・災害に伴う廃棄物（し尿含む。）の収集及び運搬 ・廃棄物の仮置場に関する業務 ・廃棄物の排出場所等の確保 ・災害に伴う廃棄物の埋立処分 ・地下水揚水設備所有者への協力要請	10
	土木班	道路、河川に関すること	・避難所及び災害現場への緊急車両等の緊急通行道路の確認確保 ・河川、水路、排水機場等の障害物の除去	4	⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関すること	⇒		・国・県との連絡調整・協議体制の確立	1	・市街地の被災状況の把握	1
	動植物公園班	施設対策に関すること	⇒		⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関すること	⇒		・他自治体等からの応援隊の受け入れ	1	・応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保 ・給水装置の応急復旧 ・ライフライン関係機関との応急復旧の連絡調整 ・導、送、配水管の応急復旧 ・下水道管きよの応急復旧	8
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関すること	⇒		・金融機関の被害状況の把握	1	・義援金の受領	1
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関すること	⇒		・応急危険度判定士の連絡調整・受入れ ・災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（緊急の修理）	2	・被災宅地危険度判定士の連絡調整、受入れ ・被災建築物の応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度判定の実施 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（応急修理） ・市営住宅の応急修理	5

【主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 1週間以内～1ヶ月以内】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1週間以内（主な業務）	業務数	2週間以内（主な業務）	業務数	1ヶ月以内（主な業務）	業務数
全部班・共通		体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告		⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	⇒		⇒		・労務者の雇上げ	1
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	⇒		⇒		⇒	
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	⇒		⇒		⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	⇒		⇒		⇒	
対策部 保健医療	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	⇒		⇒		⇒	
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	⇒		⇒		⇒	
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	⇒		⇒		⇒	
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	・被災者の生活相談	1	⇒		⇒	
	教育対策班	教育対策に関する事	⇒		・収蔵資料の被害状況の確認 ・被災文化財の救援	2	⇒	
	子ども支援班	子どもの支援に関する事	⇒		⇒		⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	・農林水産業の被害証明	1	⇒		・農業用施設及び海岸施設の復旧	1
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	⇒		・災害に伴う廃棄物（し尿を含む。）の受入・中間処理	1		
	土木班	道路、河川に関する事	⇒		⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	・復興地区区分及び第一次建築制限区域（案）の申出	1	・都市復興基本方針の策定及び建築基準法第84条の指定	1	・都市復興基本計画（骨子案）の策定	1
	動植物公園班	施設対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	⇒		⇒		⇒	
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被災状況（住家）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告 ・被災者台帳作成 ・罹災証明の発行	3	・義援金の配分計画の策定 ・義援金の配分 ・被災者生活再建支援金の申請受付・支給	3	・見舞金等の支給 ・災害弔慰金等の受付	2
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	・被災住宅等の復旧に伴う業者指導及び相談	1	・住宅金融支援機構災害貸付けに関する業務 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務	2	・災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居及び管理に関する業務 ・災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務	2

3 各部・班における災害対応のイメージ

災害対策本部体制の各部・班において、実施すべき非常時優先業務の流れと全体像を整理するため、同種の非常時優先業務をまとめた「中分類」を新たに設け、主な非常時優先業務に係る災害対応のイメージ（フロー）を作成した。

本フローは、各部・班の災害対応の全容を把握する目的で作成したものであり、各部・班の行う災害対応の全体像を各部間で共有するとともに、今後班ごとに災害対応マニュアルを検討・作成する際の参考とすることも想定している。

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 災害対策本部事務局

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害 緊急 対策 業務 (中分類)	非常 参集・ 初動 体制の 確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○各部との連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		災害対策本部に関すること								
		○災害対策本部の設置								
		○避難情報の発令								
		○災害対策本部の運営								
		○災害応急対策の方針に係る企画・立案								
		職員の動員・配備に関すること								
		○非常配備体制、各部・班の配置要員の把握								
		○職員託児所に関する業務								
○職員の動員										
○第一、第二指定避難所の開設と運営調整、連携及び指定福祉避難所の開設指示										
○避難所サポート要員の出動指示										
○所管施設が避難所として開設された場合の協力及び協力要請										
○災害に伴う職員の安全、健康管理										
○労務者の雇い上げ										
災害関連情報・被害状況の収集報告に関すること										
○被害状況の取りまとめ										
○災害情報の収集伝達及び本部員会議等への報告										
○国・県の施設の被災状況の把握、近隣市町村の被害状況の収集										
○避難所運営に関すること										
○避難所の開設及び運営										
他機関等との連携に関すること										
○関係協力機関との連絡調整、自衛隊の災害派遣要請、応援要請										
○災害調査団の受入れ										
災害救助法に関すること										
○災害救助法の適用申請に関する業務										
その他の業務										
○被災者の生活確保安定に関する支援対策の取りまとめ										
主な 通常 業務	○防災対策、国民保護その他危機管理に関する総合的な企画及び調整									
	○防災施設（耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫等）の確認									
	○市議会対応、選挙の執行等									
	○印刷室の管理（災害時の広報印刷）									
	○中核市市長会との連絡調整（援助要請等）									
	○訴訟対応									
	○職員の給与関係									
	○職員の人事関係									

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 広報班

		業務開始目標時間									
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ									
		○広報班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告									
		広報に関すること									
		○緊急広報班の編成									
		○報道機関に対する専用窓口の開設			○災害の記録に関する業務			○広報車による広報			○被害後の生活関連情報、行政施策等の広報
主な通常業務		市民対応窓口に関すること									
		○市民対応窓口の開設準備									
		○市民対応窓口の運営									
		国、県等との連携に関すること									
		○関係省庁その他関係機関との連絡調整等			○国、県等に関する要望及び陳情の取りまとめ						
		その他の業務									
		○本部長及び副本部長の秘書									
		○国、県関係者の応接									
								○防犯関係パトロール、広報（青パト活用）			
								○政策会議、調整会議（緊急なものに限る）			
						○「広報とよはし」などの編集、発行					
									○市長会の業務		
									○市民のメールボックスに関する業務		

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 消火救助班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○消火救助班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		災害関連情報・被害状況の収集報告に関する事								
		○災害情報の収集伝達及び災害対策本部への報告、気象情報の収集及び伝達								
		拠点機能確保に関する事								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○消防署等の活動資機材の確保、指揮本部の運用業務、消防通信の運用及び確保								
		職員の動員・配備に関する事								
		○災害現場の通信統制、災害活動における消防隊の指揮、消防団の配備に関する業務								
		○緊急消防援助隊等受援に関する業務								
		避難支援に関する事								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○高齢者等避難、避難指示の伝達、緊急広報及び避難誘導								
		○災害活動の指揮、各種災害関係の情報の収集及び伝達								
		○各種災害関係の情報の収集及び伝達、火災その他災害の警戒及び防御								
		○消防相互応援協定								
		○危険物の規制・液化石油ガスの保全								
○火災等の原因及び損害の調査										
○り災証明、救急搬送証明										
○メディカルコントロール										
○震災以外のり災証明、救急搬送証明										

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 庁舎班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○庁舎班内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ及び報告								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	庁舎等の管理に関すること								
		○豊橋市役所消防計画(避難誘導、初期消火・応急救護)、本庁舎機能の確保及び復旧								
		○車両の貸借及び駐車計画に関する業務、緊急通行車両の確保及び公安委員会への申請								
		○市有財産及び所管施設の被害状況の取りまとめ及び報告								
		○災害時の利活用可能地の確認								
		情報資産に関すること								
		○庁内の情報資産(ハードウェア、ソフトウェア等)の被害状況の取りまとめ及び報告								
		○行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワークの復旧								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	その他の業務								
		○災害救助に伴う予算経理								
		○庁舎内外の巡視、警備、案内、構内の取締り								
		○行政情報管理システムの運用管理								
		○住民情報システムの運用管理								
		○各会計予算編成事務								
		○地方交付税、譲与税、交付金関係事務								
		○決算統計関係事務								

【各部・班における災害対応のイメージ】

統括調整部 議会班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ ○議会班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		議会との調整に関すること ○議員の罹災状況の把握等連絡体制の確保 ○議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請 ○災害対策本部から議員への被害状況等の情報提供 ○議員控室の設備等の機能回復 ○議会開催(臨時会等)に向けた議場等会議室の設備等の機能回復 ○議会開催に向けた災害対策本部と市議会との連絡調整 ○議員の参集及び議会内の会議の開催								
主な通常業務						○本会議開催中の議会運営 ○公印の管理				○本会議閉会中の議会運営

【各部・班における災害対応のイメージ】

保健医療対策部 保健医療衛生班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○保健医療対策部内、保健医療衛生班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		医療救護に関すること								
		○保健医療衛生班本部臨時救護基幹センターの設置								
		○医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握								
		○応急救護所の開設及び運営								
		○医師会、病院等医療機関、関係協力機関との連絡調整及び応援要請								
		○遺体の検案及び収容処置に関する被災者救援部との連携に関する業務								
		○医療ボランティアに関する業務								
		保健指導、防疫衛生対策に関すること								
○保健指導、健康管理に関する業務										
○栄養指導に関する業務										
○防疫衛生対策に関する業務										
食品衛生に関すること										
○食品の衛生に関する業務										
○食品衛生関係団体との連絡調整										
生活衛生に関すること										
○生活衛生関係団体との連絡調整										
動物の管理に関すること										
○死亡獣畜の適正処理の指導										
○特定動物の適正管理指導										
○被災犬等の保護収容										
○難病患者等の支援(緊急対応)										
主な通常業務		○急性感染症対策業務								
		○専用水道等の衛生検査								
		○母子健康手帳等の交付								
		○墓地及び埋葬等の規制								
		○と畜検査業務(TSE 検査を含む)								

【各部・班における災害対応のイメージ】

保健医療対策部 市民病院班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 部・班の連絡調整、取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ○市民病院班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告 市民病院の医療救護活動に関すること(災害拠点病院として新たに設置する部門) <ul style="list-style-type: none"> ○市民病院の災害対策本部の設置 ○現場指揮・入院先の決定・本部と現場の連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○トリアージ・治療エリアの立上げ ○症状に応じた初期治療・情報管理 ○患者の搬送 ○外来指揮所・本部への連絡 ○院内外での患者・家族・関係者の誘導・案内 ○災害時薬剤の準備・投与 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア(含む、看護学生)の登録・配置 市民病院の医療救護活動に関すること(既設の部門) <ul style="list-style-type: none"> ○入院患者の維持治療・看護、患者の受入れ ○既設部門の医療における優先順位の決定 ○治療・透析等の安全な中止・帰宅(入院)指示 ○施設・機器の保全・管理・確保 ○受付・医療事務業務等 <ul style="list-style-type: none"> ○必要な薬剤・物品・備品等の確保・配分 ○遺体安置・引き取りの手続き <ul style="list-style-type: none"> ○入院患者・職員への食料の供給 他部班との連携に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療衛生班の業務との連携 								
		主な通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーセンター、防災センターの管理 ○患者通訳、入退院関連、医療事務等委託業者との連絡調整 ○医療安全、医療事故の防止対策の推進、体制整備 ○患者の診療、X線写真撮影・放射線治療機操作、検体検査(血液、生化学、免疫、微生物、病理等) ○生命維持管理装置の操作、給食業務の管理指導、薬品管理、入院患者の看護 <ul style="list-style-type: none"> ○薬品、試薬、診療材料、物品の調達 ○診療報酬等の収入の算定、診療報酬の調定 <ul style="list-style-type: none"> ○病院総合情報システムの管理、運用調整 ○医療福祉相談、公費負担医療関連 <ul style="list-style-type: none"> ○院内グループウェアの管理、運用調整 							
○委託業務 契約										

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援部 福祉支援班

		業務開始目標時間										
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内		
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ ○被災者救援部内、福祉支援班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告										
		要配慮者の支援に関すること ○介護・高齢者、障害福祉施設の被害状況の取りまとめ及び施設入所者の安否確認 ○避難行動要支援者の安否及び所在の確認 ○福祉避難所の開設並びに当該施設への職員の派遣・ボランティアの派遣要請 ○要配慮者相談窓口の開設										
		避難所外避難者に関すること ○避難所外避難者への支援										
		帰宅困難者対策施設に関すること ○帰宅困難者等支援施設の開設及び運営 ○豊橋駅周辺の帰宅困難者の避難誘導										
主な通常業務		被災者の保険診療に関すること ○被災者の保険診療										
		総合老人ホームに関すること ○入所者の救護及び被災状況の調査										
		○病患者の治療、医療措置等医師の補助										
		○独居高齢者等への生活支援 ○民生委員との連絡調整 ○市民活動総合補償制度に関する業務 ○国民健康保険の各種受付 ○子育て相談(電話で受付)										

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援部 被災者対策班

		業務開始目標時間									
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ									
		○被災者対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告									
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	遺体や行方不明者の調査等・埋火葬に関する事									
		○斎場の被災状況の確認		○行方不明者の捜索受付等 ○死亡届等に基づく死体の身元調査事務 ○遺体収容施設の確保及び運営 ○遺体の収容措置に関する警察との連携に関する業務			○火葬方法の検討及び火葬場の手配				
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	ボランティア、通訳等の受け入れ・適正配置に関する事									
		○社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務 ○災害時多言語センターの設置 ○外国人被災者の情報提供 ○災害ボランティアセンターの準備・開設									
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	その他の業務									
		○防犯対策に係る警察との連絡調整 ○被災者の生活相談									
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○斎場の管理運営									
								○防犯関係パトロール、広報（青バト活用）			
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立							○民生委員との連絡調整			
								○通訳・翻訳等による外国人への情報提供			
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立										○住民自治（自治連合会）

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援部 教育対策班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○教育対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		児童等の避難誘導及び通学路の安全確保								
		○児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保								
		児童の避難誘導及び安全確保								
		○児童クラブ等に通っている児童の避難誘導及び安全確保								
		教育再開に関すること								
		○応急教育の体制整備								
		児童クラブ再開に関すること								
		○児童クラブ再開の体制整備								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	文化財の保管に関すること								
		○収蔵資料の被害状況確認								
		○被災文化財の救援								
		○教育委員との連絡調整（初動体制）								
		○児童生徒に対する状況把握								
		○学校施設維持管理・点検（教育再開に係る業務）								
		○校区外通学、就学援助等の申請手続き								
		○適応指導教室の運営								
		○学校経理								
		○学校施設の営繕・維持管理								
○市立学校の児童生徒の罹患状況の把握										
○給食施設、設備の維持管理										
○美術博物館所管施設の維持管理										
○科学教育センター所管施設の維持管理										

【各部・班における災害対応のイメージ】

被災者救援隊部 こども支援班

		業務開始目標時間									
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ									
		○こども支援班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告									
主な通常業務		園児等の避難誘導									
		○園児等の避難誘導									
		要配慮者の支援に関すること									
		○こどもに関する福祉関係団体との連絡調整									
		幼児教育・保育再開に関すること									
							○幼児教育・再開の体制整備に関する業務				
							○子ども医療費、母子父子家庭等医療費助成の受付				
							○児童手当、児童扶養手当、母子父子福祉手当の受付				
									○子育て支援に関する業務		

【各部・班における災害対応のイメージ】

物資企業部 物資食料班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ ○物資企業部内・物資食料班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		物資の搬送に関すること ○防災倉庫から避難所等への物資の搬送 ○救援物資の受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理 ○物資輸送ルートの確保 ○罹災者用物資のあわせ ○物資の出納管理の取りまとめ								
		食料の調達に関すること ○救助用米穀等の確保及び応急供給 ○炊き出し用米穀（救助用米穀）に係る応急供給米穀取扱機関との連絡調整 ○給食施設の活用 ○農畜水産物の調達								
		農地、農業施設に係る応急・復旧に関すること ○農地、農業用施設及び海岸保全施設の被害状況の調査及び情報収集 ○農林水産業の被害証明								
		緊急物資等の調達・貸借に関すること ○緊急物資及び機材等の調達及び貸借								
		その他の業務 ○舟艇（漁船）の確保								
主な通常業務		○農地基本台帳（農業行政情報システム）								
		○家畜の防疫								
		○金融の相談受付・調査								
		○事業（農業・畜産）農用地証明								

【各部・班における災害対応のイメージ】

物資企業部 企業対策班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○企業対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告					被害状況の収集報告に関すること			
主な通常業務		他機関等との連携に関すること								
		○津波からの緊急避難場所の確保				○港湾関係機関との連絡調整				
		○商工会議所、商工団体及び関係団体との連絡調整					○自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携に関する業務			
									○金融の相談受付・調査	
									○企業立地促進奨励金に関する業務	
									○中小企業振興対策	

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 廃棄物班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○廃棄物班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		仮設トイレに関すること								
		○仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務								
		○仮設トイレの設置・運搬補助								
		廃棄物処理の計画に関すること								
		○災害に伴う廃棄物の情報収集及び処理計画に関する業務								
		○定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知								
		○他都市との連絡調整								
		廃棄物の仮置場に関すること								
○廃棄物の仮置場に関する業務										
○廃棄物の仮置場における環境汚染状況の把握										
廃棄物の中間処理に関すること										
○施設設備の被害拡大防止対策										
○委託業者の被害状況と業務遂行の可否の確認										
○災害に伴う廃棄物（し尿含む。）の受入れ・中間処理										
廃棄物の埋立処分に関すること										
○災害に伴う廃棄物の埋立処分										
環境汚染防止に関すること										
○有害物質漏出事故発生状況の把握										
○環境汚染防止対策										
その他の業務										
○道路啓開に伴う関係機関及び関係者の連絡調整										
○地下水揚水設備所有者への協力要請										
○施設の維持管理及び運転										
○特定化学物質、危険物等の管理・保管										
○一般廃棄物処理業の許可（更新）										
○浸出水処理施設の稼働										
主な通常業務										

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 土木班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務 (中分類)	非常参集・ 初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○生活基盤対策部内、土木班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		被害状況の収集報告に関すること								
		○班内に係る公共土木施設（所管施設を含む）の被害状況の取りまとめ及び報告								
主な通常業務		道路等の機能確保・二次災害防止に関すること								
		○道路、橋りょう等の被害状況の調査及び情報収集								
		○緊急輸送道路などの被害調査								
		○道路啓開及び道路、橋りょう等の応急修理その他緊急措置 ○避難所及び災害現場への緊急車両等の緊急通行道路の確認と確保								
		河川等の機能維持・二次災害防止に関すること								
		○河川、水路、ため池、排水機場、非常用排水ポンプ、土砂災害警戒区域等の被害状況の調査及び情報収集								
		○二次災害の防止措置								
		○河川、水路、ため池、排水機場等の障害物の除去								
		○自由連絡通路ほか駅周辺施設の管理								
		○自転車等駐車場、公共駐車場の管理								
		○道路占用等の許認可								
		○排水機場、樋門等施設の維持管理								
		○道路建設事業、都市計画事業の施工								

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 ライフライン班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ ○ライフライン班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		ライフライン事業者との連絡調整に関すること ○電気、ガス等のライフラインの被害や被害状況の把握								
		公共交通機関等との連絡調整に関すること ○公共交通機関の被害や運行状況の把握								
		復興都市計画に関すること ○国・県との連絡調整・協議体制の確立 ○市街地の被災状況の把握 ○復興地区区分及び第一次建築制限区域（案）の申出 ○都市復興基本方針の策定及び建築基準法第 84 条の指定 ○都市復興基本計画（骨子案）の策定								
主な通常業務		所管施設の応急復旧に関すること ○所管施設（拠点公園等）の応急使用に関する業務 ○公園緑地、街路樹等の応急修理その他緊急措置 ○区画整理施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理 その他緊急措置								
		○都市計画基本図及び航空写真の交付（被害状況等の把握用）								
		○修繕工事等の受注者との連絡調整								
		○都市計画施設の区域内（公園緑地・道路）における建築行為の許可								
		○土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可								

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 動植物公園班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○動植物公園班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		施設の応急対策に関すること								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	○所管施設の応急修理その他緊急措置								
		来園者等の対応に関すること								
		○【開園時における】来園者の安全確保 ○来園者をはじめ帰宅困難者等（二川駅滞留者の一時受入）の対応								
		○獣舎等の保持・維持								
		○動物の飼育								
		○飼育動物の飼料購入・衛生管理								

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活基盤対策部 上下水道班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○水道班内の連絡調整、被害状況のとりまとめ								
		広報に関すること								
		○市民への広報活動								
		応急・緊急資材の確保に関すること								
		○応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保								
		受援に関すること								
		○災害復旧の受援に関する業務								
		○他都市、関係機関等への協力要請								
		○他自治体等からの応援隊の受け入れ								
主な通常業務		応急給水に関すること								
		○断水区域内の調査								
		○応急給水に関する業務								
		○応急給水の水源確保								
		水道の復旧に関すること								
		○施設の運転監視								
		○取水、浄水施設等の復旧								
		○水質管理に関する業務								
		○給水装置の応急復旧								
		○導・送・配水管の応急復旧								
主な通常業務		下水道の復旧に関すること								
		○処理場及びポンプ施設に係る被害状況の調査								
		○下水道管さよの被害状況の情報収集と調査								
		○処理場及びポンプ施設に係る修理復旧								
		○下水道管さよの応急復旧								
		○警備員業務、水道施設の運転監視、水質監視								
		○処理場、ポンプ場及びこれらに関連する施設の維持管理、局内自動車の管理								
		○特定事業場等の届出に係る事務（有害物質等の公共下水道への流入事故時の措置に限る）								
		○水道施設工事の施工								
		○職員の安全衛生管理、健康管理								
○給水排水工事受付										

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活再建支援部 証明・義援金班

		業務開始目標時間								
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ								
		○生活再建支援部内、証明・義援金班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告								
		被害状況の緊急調査に関すること								
		○被害状況の緊急調査体制の編成								
		○被害状況の緊急調査(住家)の実施								
主な通常業務	非常参集・初動体制の確立	被害調査・罹災証明の発行に関すること								
		○被災状況（住家）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告								
		○被災者台帳の作成								
		○罹災証明の発行								
		見舞金、義援金及び災害弔慰金等に関すること								
		○義援金の受領								
		○義援金の配分								
○見舞金の支給										
○災害弔慰金等の受付										
被災者生活再建支援金に関すること										
○被災者生活再建支援金の申請受付・支給										
その他の業務										
○金融機関の被害状況の把握										
○災害対策に必要な現金並びに緊急性の高い支出に係る現金の出納及び保管										
○市民税の所得調査、賦課										
○土地・家屋・償却資産に係る固定資産税、土地・家屋に係る都市計画税の賦課、調定、減免										
○納税の猶予										

【各部・班における災害対応のイメージ】

生活再建支援部 建築物班

		業務開始目標時間										
発災		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内		
災害応急対策業務（中分類）	非常参集・初動体制の確立	部・班の連絡調整、取りまとめ										
		○建築物班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告										
		公共建築物の応急危険度調査、応急修理・二次災害防止に関すること										
		○公共建築物の被害状況の把握			○公共建築物の応急危険度調査							
					○公共建築物の応急対応							
		建築物・宅地の応急危険度判定に関すること										
		○民間建築物の被害状況の把握			○応急危険度判定実施本部の設置			○応急危険度判定士の連絡調整・受入れ				
								○被災建築物応急危険度の実施				
		被災住宅等の復旧支援に関すること										
		○災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（緊急の修理）										
						○災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（応急修理）						
主な通常業務		市営住宅等の被害状況の取りまとめ・応急修理に関すること										
		○市営住宅の被害状況の把握			○市営住宅の応急危険度調査			○市営住宅の応急修理				
		応急仮設住宅等の確保に関すること										
								○災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務				
								○災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務				
								○市営住宅入居者への情報提供				
								○市営住宅の使用、入退居				
								○市有建築物の建築営繕				
								○建築基準法に基づく建築確認、建築許可、建築認定道路位置指定等				

4 非常時優先業務（災害応急対策業務）

災害対策本部体制の各部・班において実施すべき個別の災害応急対策業務及び業務開始目標時間、班内の役割分担（窓口課）等の詳細について、各班が確認するための一覧表を作成した。

なお、各部・班ごとの災害応急対策業務数は以下の通りである。

表 各部・班ごとの災害応急対策業務数

表 3-5

部名	班名	災害応急対策業務数（中分類）	災害応急対策業務数
総計		104	310
統括調整部		24	80
	災害対策本部事務局	8	32
	広報班	5	15
	消火救助班	5	14
	庁舎班	4	11
	議会班	2	8
保健医療対策部		10	44
	保健医療衛生班	6	25
	市民病院班	4	19
被災者支援部		21	43
	福祉支援班	7	12
	被災者対策班	4	19
	教育対策班	6	7
	子ども支援班	4	5
物資企業部		9	25
	企業対策班	3	8
	物資食料班	6	17
生活基盤対策部		28	78
	廃棄物班	9	24
	土木班	4	16
	ライフライン班	5	11
	動植物公園班	3	4
	上下水道班	7	23
生活再建支援部		12	40
	証明・義援金班	6	15
	建築物班	6	25

※次ページ以降の凡例について

南海トラフ地震（突発）及び南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）に対応するため、次ページ以降の表中記号を以下とする。

前提条件	記号
南海トラフ地震（突発）及び南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）	◎
南海トラフ地震（突発）のみ	○
南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）のみ	□

なお、風水害等の場合には、これを参考に柔軟に対応するものとする。

【災害応急対策業務】

部	統括調整部	代表課	防災危機管理課
班	災害対策本部事務局	代表課	防災危機管理課
構成課	防災危機管理課、行政課、人事課及び関連する課		
大分類	災害対策本部の取りまとめに関する事、避難所に関する事		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内			
部・班の連絡調整、取りまとめ	各部との連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	防災危機管理課	◎											
	統括調整部の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告		◎											
災害対策本部に関する事	災害対策本部の設置及び廃止	防災危機管理課	◎											
	防災通信の運用及び確保		◎											
	避難情報の発令に関する業務		◎											
	災害対策本部の運営			◎										
	現地本部の運営			◎										
	災害応急対策の方針に係る企画及び立案					◎								
	災害応急対策に係る全体調整及び進行管理					◎								
職員の動員・配備に関する事	非常配備体制に関する業務	防災危機管理課	◎											
	職員託児所に関する業務	防災危機管理課	◎											
	各部、班の配置要員の把握及び動員	人事課	◎											
	職員の被災状況の把握		◎											
	職員の動員			◎										
	災害に伴う職員の安全、健康管理に関する業務								○					
	労務者の雇上げ												○	
	第一、第二指定避難所の開設と運営調整、連携及び指定福祉避難所の開設指示	防災危機管理課		◎										
	避難所サポート要員の出動指示	人事課		◎										
	所管施設が避難所として開設された場合の協力及び協力要請	市民協働推進課、文化課、スポーツ課、長寿介護課、競輪事務所、教育政策課、学校教育課、生涯学習課、科学教育センター			◎									
災害関連情報・被害状況の収集報告に関する事	被害状況の取りまとめ	防災危機管理課	◎											
	気象情報の収集及び伝達		◎											
	災害情報の収集伝達及び本部員会議等への報告			◎										
	近隣市町村の被害状況の収集	行政課			◎									
	国、県の施設の被災状況の把握				◎									
他機関等との連携に関する事	関係協力機関との連絡調整	防災危機管理課		◎										
	自衛隊の災害派遣要請等			○										
	応援の要請			○										
	自主防災組織に関する業務			◎										
	災害調査団の受入れ	行政課				○								
災害救助法に関する事	災害救助法の適用申請に関する業務	防災危機管理課				◎								
その他の業務	被災者の生活確保安定に関する支援対策の取りまとめ	行政課						◎						
避難所運営に関する事	避難所の開設及び運営	防災危機管理課		◎										

【災害応急対策業務】

部	統括調整部	代表課	防災危機管理課
班	広報班	代表課	広報広聴課
構成課	広報広聴課、政策企画課、秘書課、東京事務所、資産経営課、安全生活課		
大分類	広報、市民対応窓口に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内		
部・班の連絡調整、取りまとめ	広報班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	政策企画課	◎										
広報に関すること	緊急広報班の編成	広報広聴課	◎										
	報道機関に対する避難指示等の緊急放送の要請		◎										
	報道機関に対する専用窓口の開設	広報広聴課、資産経営課		◎									
	市民及び民間協力機関などへの情報提供	広報広聴課、安全生活課		◎									
	エフエム豊橋及び豊橋ケーブルネットワークによる情報伝達活動に関する業務	広報広聴課		◎									
	災害の記録に関する業務				◎								
	広報車による広報活動	広報広聴課、安全生活課					◎						
市民対応窓口に関すること	被災後の生活関連情報、行政施策等の広報	広報広聴課						◎					
	市民対応窓口（ワンストップ窓口）の開設準備	政策企画課、資産経営課		◎									
国、県等との連携に関すること	市民対応窓口（ワンストップ窓口）の運営	資産経営課			○								
	関係省庁その他関係機関との連絡調整等	東京事務所		○									
その他の業務	国、県等に関する要望及び陳情の取りまとめ	政策企画課			○								
	本部長及び副本部長の秘書に関する業務	秘書課	◎										
国、県関係者の応接に関する業務	◎												

【災害応急対策業務】

部	統括調整部	代表課	防災危機管理課
班	消火救助班	代表課	総務課
構成課	総務課、消防救急課、予防課、通信指令課、中消防署、南消防署		
大分類	消火、救助及び救急に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	消火救助班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	総務課、予防課	◎									
災害関連情報・被害状況の収集報告に関すること	災害情報の収集伝達及び災害対策本部への報告	総務課、予防課	◎									
	気象情報の収集及び伝達	通信指令課	◎									
拠点機能確保に関すること	消防署等の活動資機材の確保	総務課、予防課	◎									
	指揮本部の運用業務	消防救急課	◎									
	消防通信の運用及び確保	通信指令課	◎									
	東三河消防指令センターに関する業務		◎									
職員の動員・配備に関すること	災害現場の通信統制	消防救急課	◎									
	災害活動における消防隊の指揮		◎									
	消防部隊の出動指令	通信指令課	◎									
	消防団の配備に関する業務	総務課、予防課	◎									
	緊急消防援助隊等受援に関する業務	消防救急課		◎								
避難支援に関すること	避難指示等の伝達	消防救急課、通信指令課、中消防署、南消防署	◎									
	緊急広報及び避難誘導	消防救急課、中消防署、南消防署	◎									

【災害応急対策業務】

部	統括調整部	代表課	防災危機管理課
班	庁舎班	代表課	資産経営課
構成課	資産経営課、情報企画課、行政デジタル推進室、財政課		
大分類	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内		
部・班の連絡調整、取りまとめ	庁舎班内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ及び報告	資産経営課	◎										
庁舎等の管理に関すること	豊橋市役所消防計画（避難誘導、初期消火、応急救護）に関する業務	資産経営課	◎										
	本庁舎機能の確保及び復旧		◎										
	運転可能車両の確認		◎										
	車両の貸借及び配車計画に関する業務			◎									
	緊急通行車両の確保及び公安委員会への申請			○									
	市有財産及び所管施設の被害状況の取りまとめ及び報告							◎					
	災害時の利活用可能地の確認								○				
情報資産に関すること	庁内の情報資産（ハードウェア、ソフトウェア等）の被害状況の取りまとめ及び報告	情報企画課、行政デジタル推進室	◎										
	行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワークの復旧	情報企画課、行政デジタル推進室						◎					
その他の業務	災害救助に伴う予算経理	財政課						◎					

【災害応急対策業務】

部	統括調整部	代表課	防災危機管理課
班	議会班	代表課	議事課
構成課	議事課		
大分類	議会との調整に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	議会班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	議事課	◎									
議会との調整に関する こと	議員の罹災状況の把握等連絡体制の確保	議事課	◎									
	議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請		◎									
	災害対策本部から議員への被害状況等の情報提供		◎									
	議員控室の設備等の機能回復		◎									
	議会開催（臨時会等）に向けた議場等会議室の設備等の機能回復		◎									
	議会開催に向けた災害対策本部と市議会との連絡調整		◎									
	議員の参集及び議会内の会議の開催		◎									

【災害応急対策業務】

部	保健医療対策部	代表課	保健医療企画課
班	保健医療衛生班	代表課	保健医療企画課
構成課	保健医療企画課、健康増進課、こども保健課、生活衛生課、食肉衛生検査所、こども発達センター		
大分類	医療救護、保健衛生に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間					1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 か 月 以 内
			1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内	1 日 以 内									
部・班の連絡調整、取りまとめ	保健医療対策部内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	保健医療企画課	◎													
	保健医療衛生班内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ及び報告	保健医療企画課	◎													
医療救護に関すること	保健医療衛生班本部の設置	保健医療企画課	◎													
	医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握	保健医療企画課	◎													
	応急救護所の開設及び運営	保健医療企画課		○												
	応急救護所の開設に係る手順確認・準備	保健医療企画課		□												
	医療救護活動に関する業務	保健医療企画課		○												
	医療救護に係る手順確認・準備	保健医療企画課		□												
	医師会、病院等医療機関、関係協力機関との連絡調整及び応援要請	保健医療企画課		○												
	医薬品及び衛生器材の調達と管理搬送	保健医療企画課			○											
	負傷者の搬送手段と受入医療機関の確保	保健医療企画課			○											
	遺体の収容処置に関する被災者救援部との連携に関する業務	保健医療企画課			○											
医療ボランティアに関する業務	保健医療企画課				○											
保健指導、防疫衛生対策に関すること	保健指導、健康管理に関する業務	健康増進課、こども保健課										○				
	栄養指導に関する業務	健康増進課、こども保健課										○				
	防疫衛生対策に関する業務	保健医療企画課									○					
	防疫衛生対策に関する手順確認・準備	保健医療企画課		□												
食品衛生に関すること	食品の衛生に関する業務	生活衛生課、食肉衛生検査所			○											
	食品衛生に係る手順確認・準備	生活衛生課			□											
	食品衛生関係団体との連絡調整	生活衛生課			○											
生活衛生に関すること	生活衛生関係団体との連絡調整	生活衛生課			○											
動物の管理に関すること	死亡獣畜の適正処理の指導	生活衛生課、食肉衛生検査所			○											
	特定動物の適正管理指導	生活衛生課、食肉衛生検査所			○											
	被災犬等の保護収容	生活衛生課、食肉衛生検査所			○											
	動物管理に係る手順確認・準備	生活衛生課、食肉衛生検査所			□											

【災害応急対策業務】

部	保健医療対策部	代表課	保健医療企画課
班	市民病院班	代表課	(市病)管理課
構成課	医局、診療技術局、薬局、看護局、経営企画室、医療安全管理室、患者総合支援センター、事務局（管理課、医療情報課、医事課）		
大分類	医療救護（市民病院）に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間					1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 か 月 以 内
			1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内	1 日 以 内									
部・班の連絡調整、取りまとめ	市民病院班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	事務局（管理課）	○													
市民病院の医療救護活動に関すること（災害拠点病院として新たに設置する部門）	市民病院の災害対策本部の設置	全局	○													
	現場指揮・入院先の決定・本部と現場の連絡		○													
	トリアージ・治療エリアの立上げ			○												
	症状に応じた初期治療・情報管理			○												
	患者の搬送	看護局		○												
	外来指揮所・本部への連絡	事務局（管理課）		○												
	院内外での患者・家族・関係者の誘導・案内	看護局		○												
	災害時薬剤の準備・調剤	薬局		○												
ボランティア（含む、看護学生）の登録・配置	事務局（管理課）			○												
市民病院の医療救護活動に関すること（既設の部門）	入院患者の維持治療・看護、患者の受入れ	看護局	○													
	既設部門の医療における優先順位の決定	医局	○													
	治療、透析等の安全な中止・帰宅（入院）指示		○													
	施設・機器の保全・管理・確保	診療技術局、事務局	○													
	受付・医療事務業務等	事務局（医事課）	○													
	必要な薬剤・物品・備品等の確保・配分	薬局		○												
	遺体安置・引き取りの手続き	看護局		○												
	入院患者・職員への食料の供給	診療技術局			○											
他部班との連携に関すること	保健医療衛生班との連携に関する業務	事務局（管理課）		○												

【災害応急対策業務】

部	被災者救援部	代表課	福祉政策課
班	福祉支援班	代表課	福祉政策課
構成課	福祉政策課、国保年金課、長寿介護課、障害福祉課、生活福祉課、総合老人ホーム、こども未来館、こども若者支援センター、まちなか活性課、生涯学習課、市民協働推進課、文化課、競輪事務所、教育政策課、学校教育課		
大分類	指定福祉避難所、要配慮者に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	被災者救援部内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	福祉政策課	◎									
	福祉支援班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告		◎									
指定福祉避難所に関すること	指定福祉避難所の開設と運営調整、連携	福祉政策課、国保年金課、長寿介護課、障害福祉課、生活福祉課、教育政策課							◎			
要配慮者の支援に関すること	介護・高齢者、障害福祉施設の被害状況の取りまとめ及び施設入所者の安否確認	長寿介護課、障害福祉課、生活福祉課		○								
	福祉関係団体等との連絡調整	福祉政策課、長寿介護課、障害福祉課		○								
	避難行動要支援者の安否及び所在の確認	長寿介護課、障害福祉課			○							
	要配慮者相談窓口の開設	長寿介護課、障害福祉課							○			
避難所外避難者に関すること	避難所外避難者への支援	生活福祉課							◎			
帰宅困難者対策に関すること	帰宅困難者等支援施設の開設及び運営	こども未来館、こども若者支援センター、文化課		◎								
	豊橋駅周辺の帰宅困難者の避難誘導	まちなか活性課		◎								
被災者の保険診療に関すること	被災者の保険診療に関する業務	国保年金課						○				
総合老人ホームに関すること	入所者等の救護及び被災状況の調査	総合老人ホーム	◎									

【災害応急対策業務】

部	被災者救援部	代表課	福祉政策課
班	被災者対策班	代表課	市民協働推進課
構成課	市民協働推進課、市民課、安全生活課、多文化共生・国際課、スポーツ課、福祉政策課、生活福祉課		
大分類	ボランティア、遺体の処理、治安に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間					1 日 以 内	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 か 月 以 内
			1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内						
部・班の連絡調整、取りまとめ	被災者対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	市民協働推進課	◎									
遺体や行方不明者の調査等・埋火葬に関すること	斎場の被災状況の確認	福祉政策課	◎									
	行方不明者の捜索受付等	市民課			○							
	死亡届等に基づく死体の身元調査事務	市民課			○							
	死亡届の受理及び埋火葬許可	市民課			○							
	遺体収容施設の確保及び運営	市民課、スポーツ課			○							
	遺体の収容措置に関する警察との連携に関する業務	市民課			○							
	行旅病人及び行旅死亡人に関する業務	生活福祉課						○				
	火葬方法の検討及び火葬場の手配	福祉政策課						○				
ボランティア、通訳等の受け入れ・適正配置に関すること	社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務	市民協働推進課、福祉政策課				○						
	災害時多言語センターの設置	多文化共生・国際課					○					
	外国人被災者の情報収集	多文化共生・国際課					○					
	「災害ボランティアセンター開設準備室」設置(判断)	市民協働推進課	○									
	被災者のボランティアニーズの把握及び災害ボランティアコーディネーターとの連携	市民協働推進課					○					
	災害ボランティアセンターの開設	市民協働推進課						○				
	災害ボランティアセンター開設時のボランティアの受け入れ及び活用	市民協働推進課						○				
	災害ボランティアセンター開設時のボランティア活動に必要な情報の提供	市民協働推進課						○				
その他の業務	防犯対策に係る警察との連絡調整	安全生活課					◎					
	被災者の生活相談	安全生活課							○			

【災害応急対策業務】

部	被災者救援部	代表課	福祉政策課
班	教育対策班	代表課	教育政策課
構成課	教育政策課、学校教育課、保健給食課、生涯学習課、地域教育推進室、美術博物館、科学教育センター		
大分類	教育対策に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	教育対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	教育政策課	◎									
児童等の避難誘導及び通学路の安全確保	児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保	学校教育課	◎									
教育再開に関すること	応急教育の体制整備に関する業務	学校教育課、保健給食課、美術博物館、科学教育センター						○				
放課後児童等の避難誘導及び安全確保	児童クラブやのびるん de スクールの児童等の避難誘導及び安全確保、連絡調整	生涯学習課、地域教育推進室	◎									
児童クラブ再開に関すること	児童クラブ再開の体制整備に関する業務	生涯学習課、地域教育推進室						○				
文化財の保管に関すること	収蔵資料の被害状況の確認	美術博物館									○	
	被災文化財の救援	美術博物館									○	

【災害応急対策業務】

部	被災者救済部	代表課	福祉政策課
班	こども支援班	代表課	子育て支援課
構成課	子育て支援課、こども未来館、こども若者支援センター、保育課		
大分類	こどもの支援、要配慮者に関する事		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	こども支援班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	子育て支援課	◎									
園児等の避難誘導	保育園、認定こども園、幼稚園、高山学園に通う園児等の避難誘導、安否等情報収集及び連絡調整	保育課	◎									
	こども未来館、交通児童館及びみらまちこども館の来館者の安全確保	こども未来館	◎									
要配慮者の支援に関する事	こどもに関する福祉関係団体等との連絡調整	子育て支援課、こども未来館、こども若者支援センター、保育課		◎								
幼児教育・保育再開に関する事	幼児教育・保育再開の体制整備に関する業務	保育課						○				

【災害応急対策業務】

部	物資企業部	代表課	産業政策課
班	企業対策班	代表課	産業政策課
構成課	産業政策課、商工業振興課、観光プロモーション課、みなと振興課		
大分類	企業対策に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間					1 日 以 内	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 か 月 以 内
			1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内						
部・班の連絡調整、取 りまとめ	物資企業部内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	産業政策課	◎									
	企業対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	産業政策課	◎									
被害状況の収集報告 に関すること	港湾関係施設の被害状況の取りまとめ及び報告	みなと振興課					◎					
	工業及び商業の被害調査	産業政策課、商工業振興課、 観光プロモーション課					◎					
他機関等との連携に 関すること	商工会議所、商工団体及び関係団体との連絡調整	産業政策課、 商工業振興課			◎							
	津波からの緊急避難場所の確保	みなと振興課	◎									
	港湾関係機関との連絡調整	みなと振興課					◎					
	自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携に関する業務	産業政策課、 みなと振興課			◎							

【災害応急対策業務】

部	物資企業部	代表課	産業政策課
班	物資食料班	代表課	商工業振興課
構成課	商工業振興課、産業政策課、地域イノベーション推進室、北部地域活性化推進室、観光プロモーション課、みなと振興課、競輪事務所、農業企画課、農業支援課、農業委員会事務局、契約検査課、文化課、スポーツ課、スポーツ施設再編室、図書館、生涯学習課、保健給食課		
大分類	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内			
部・班の連絡調整、取りまとめ	物資食料班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	商工業振興課	◎											
物資の搬送に関する こと	防災倉庫から避難所等への物資の搬送	文化課、スポーツ課、スポーツ施設再編室、図書館、産業政策課、地域イノベーション推進室、北部地域活性化推進室、商工業振興課、観光プロモーション課、みなと振興課、競輪事務所、農業企画課、農業支援課、農業委員会事務局、生涯学習課			○									
	救援物資の受入基地や受援受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理	農業企画課、農業支援課、農業委員会事務局、生涯学習課				○								
	物資輸送ルートの確保					○								
	港被災者用物資のあわせ 物資の出納管理の取りまとめ	商工業振興課					○		○					
食料の調達に関する こと	救助用米穀等の確保及び応急供給	農業企画課							○					
	炊き出し用米穀（救助用米穀）にかかる応急供給米穀取扱機関との連絡調整	農業支援課							○					
	給食施設の活用	保健給食課							○					
	農畜水産物の調達	農業企画課 農業支援課							○					
農地、農業施設に係る 応急・復旧に関する こと	農地、農業用施設及び海岸保全施設の被害状況の調査及び情報収集	農業企画課 農業支援課		○										
	農業用施設の応急修理その他緊急措置								○					
	市街化区域内の防災協力農地確保に係る調整	農業委員会事務局							○					
	農林水産業の被害証明	農業企画課 農業支援課								○				
緊急物資等の調達・ 貸借に関する こと	緊急物資及び機材等の調達及び貸借	契約検査課			○									
その他の業務	舟艇（漁船）の確保	農業企画課 農業支援課				○								

【災害応急対策業務】

部	生活基盤対策部	代表課	土木管理課
班	廃棄物班	代表課	環境政策課
構成課	環境政策課、廃棄物対策課、環境保全課、収集業務課、資源化センター、施設建設室、埋立処理課、みなと振興課、下水道施設課		
大分類	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間					1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 か 月 以 内
			1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	6 時 間 以 内	12 時 間 以 内	1 日 以 内			
部・班の連絡調整、取りまとめ	廃棄物班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	環境政策課	◎							
仮設トイレに関すること	仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務	環境政策課			○					
	仮設トイレの設置・運搬補助	収集業務課					○			
廃棄物処理の計画に関すること	災害に伴う廃棄物の情報収集及び処理計画に関する業務	環境政策課				○				
	災害復旧の受援に関する業務					○				
	定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知						○			
	他都市との連絡調整							○		
廃棄物の収集・運搬に関すること	収集、運搬に係る各課・各施設との連絡調整	収集業務課			○					
	災害に伴う廃棄物（し尿を含む。）の収集及び運搬		廃棄物対策課						○	
	廃棄物処理業者との連絡調整								○	
廃棄物の仮置場に関すること	廃棄物の仮置場に関する業務	廃棄物対策課							○	
	廃棄物の排出場所等の確保	収集業務課							○	
	廃棄物の仮置場における環境汚染状況の把握	環境保全課							○	
	廃棄物の仮置場に関する港湾管理者との連絡	みなと振興課							○	
廃棄物の中間処理に関すること	施設設備の被害拡大防止対策	資源化センター、施設建設室		○						
	委託業者の被害状況と業務遂行の可否の確認				○					
	施設設備の緊急点検					○				
	特定化学物質、危険物等の保管状況の点検	資源化センター、施設建設室、下水道施設課				○				
災害に伴う廃棄物（し尿を含む）の受入・中間処理									○	
廃棄物の埋立処分に 関すること	災害に伴う廃棄物の埋立処分	埋立処理課							○	
環境汚染防止に 関すること	有害物質漏出事発生状況の把握	環境保全課		◎						
	環境汚染防止対策							○		
その他の業務	道路啓開に伴う関係機関及び部班との連絡調整	収集業務課				○				
	地下水揚水設備所有者への協力要請	環境保全課							○	

【災害応急対策業務】

部	生活基盤対策部	代表課	土木管理課
班	土木班	代表課	土木管理課
構成課	土木管理課、道路維持課、道路建設課、河川課		
大分類	道路、河川に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	生活基盤対策部内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	土木管理課	◎									
	土木班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告		◎									
被害状況の収集報告に関すること	班内に係る公共土木施設（所管施設を含む）の被害状況の取りまとめ及び報告	土木管理課		◎								
道路等の機能確保・二次災害防止に関すること	道路、橋りょう等の被害状況調査及び情報収集	道路維持課、道路建設課	◎									
	緊急輸送道路などの被害調査	土木管理課、道路維持課、道路建設課	◎									
	災害復旧協定締結機関との連絡調整	土木管理課			◎							
	道路啓開及び道路、橋りょう等の応急修理その他緊急措置	道路維持課、道路建設課			○							
	建設機械の調達及び配車				○							
	交通規制用資機材の確保及び調達				○							
	二次災害の防止措置	土木管理課、道路維持課、道路建設課			○							
避難所及び災害現場への緊急車両等の緊急通行道路の確認と確保	道路維持課、道路建設課				◎							
河川等の機能維持・二次災害防止に関すること	河川、水路、ため池、排水機場、非常用排水ポンプ、土砂災害警戒区域等の被害状況の調査及び情報収集	河川課		◎								
	二次災害の防止措置			○								
	河川、水路、ため池、排水機場等の障害物の除去					○						
	河川、水路、ため池、排水機場等の応急修理その他緊急措置					○						
	河川、水路、ため池等への有害物質等の流入、拡散防止					○						

【災害応急対策業務】

部	生活基盤対策部	代表課	土木管理課
班	ライフライン班	代表課	都市計画課
構成課	都市計画課、都市交通課、公園緑地課、区画整理課		
大分類	ライフライン、交通、復興計画に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	ライフライン班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	都市計画課	◎									
ライフライン事業者との連絡調整に関すること	電気、ガス等のライフラインの被害や被害状況の把握	都市交通課		◎								
公共交通機関等との連絡調整に関すること	公共交通機関の被害や運行状況の把握	都市交通課		◎								
復興都市計画に関すること	国・県との連絡調整・協議体制の確立	都市計画課					○					
	市街地の被災状況の把握						○					
	復興地区区分及び第一次建築制限区域（案）の申出							○				
	都市復興基本方針の策定及び建築基準法第84条の指定								○			
	都市復興基本計画（骨子案）の策定										○	
所管施設の応急復旧に関すること	所管施設（拠点公園等）の応急使用に関する業務	公園緑地課			◎							
	公園緑地、街路樹等の応急修理その他緊急措置				○							
	区画整理施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理その他緊急措置	区画整理課			○							

【災害応急対策業務】

部	生活基盤対策部	代表課	土木管理課
班	動植物公園班	代表課	動植物園
構成課	動植物園、自然史博物館		
大分類	施設対策に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	動植物公園班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	動植物園	◎									
施設の応急対策に関すること	所管施設の応急修理その他緊急措置	動植物園、自然史博物館	◎									
来園者等の対応に関すること	開園時における来園者の安全確保	動植物園、自然史博物館	◎									
	来園者をはじめ帰宅困難者等（二川駅滞留者の一時受入）の対応		◎									

【災害応急対策業務】

部	生活基盤対策部	代表課	土木管理課
班	上下水道班	代表課	経営課
構成課	経営課、営業課、浄水課、水道管路課、下水道施設課、下水道整備課		
大分類	水道、下水道の復旧、応急給水に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内		
部・班の連絡調整、取りまとめ	上下水道班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	経営課	◎										
広報に関すること	市民への広報活動	経営課、営業課		◎									
応急・緊急資材の確保に関すること	応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保	経営課、浄水課、下水道施設課						○					
支援に関すること	災害復旧の支援に関する業務	経営課		○									
	他都市、関係機関等への協力要請			○									
	他自治体等からの応援隊の受け入れ							○					
応急給水に関すること	断水区域内の調査	水道管路課	◎										
	応急給水に関する業務	営業課、浄水課		◎									
	応急給水資機材の確保及び運用	営業課		◎									
	応急給水の水源確保	浄水課		◎									
水道の復旧に関すること	施設の運転監視	浄水課	◎										
	取水、浄水施設等の復旧			○									
	水質管理に関する業務				◎								
	給水装置に関する業務	営業課、水道管路課						◎					
	導・送・配水管の被害状況の調査	水道管路課						○					
	導・送・配水管の応急復旧に要する資機材の確保							○					
	ライフライン関係機関との応急復旧の連絡調整	経営課、水道管路課						○					
導・送・配水管の応急復旧	水道管路課						○						
下水道の復旧に関すること	処理場及びポンプ場施設に係る被害状況の調査	下水道施設課	○										
	処理場及びポンプ場施設に係る修理復旧			○									
	下水道管渠の被害状況の情報収集と調査	下水道整備課	○										
	下水道管渠の応急復旧							○					
下水道管渠の応急復旧に要する資機材の確保							○						

【災害応急対策業務】

部	生活再建支援部	代表課	市民税課
班	証明・義援金班	代表課	市民税課
構成課	市民税課、資産税課、納税課、会計課、福祉政策課		
大分類	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
部・班の連絡調整、取りまとめ	生活再建支援部内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	市民税課	◎									
	証明・義援金班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	市民税課	◎									
被害状況の緊急調査に関すること	被害状況の緊急調査体制の編成	資産税課	◎									
	被害状況の緊急調査(住家)の実施	資産税課	◎									
被災調査・罹災証明の発行に関すること	被害状況の取りまとめ及び報告	市民税課							◎			
	被災状況(住家)の調査	資産税課							◎			
	被災者台帳の作成								◎			
	罹災証明の発行	市民税課							◎			
見舞金、義援金及び災害弔慰金等に関すること	義援金の受領	会計課						○				
	義援金の配分計画の策定	福祉政策課								○		
	義援金の配分	市民税課、資産税課、納税課、会計課								○		
	見舞金の支給	福祉政策課									○	
	災害弔慰金等の受付	福祉政策課									○	
被災者生活再建支援金に関すること	被災者生活再建支援金の申請受付・支給	福祉政策課								○		
その他の業務	金融機関の被害状況の把握	会計課					◎					

【災害応急対策業務】

部	生活再建支援部	代表課	市民税課
班	建築物班	代表課	建築課
構成課	建築課、建築指導課、建築物安全推進課、住宅課		
大分類	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関すること		

中分類	業務名	窓口課	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内		
部・班の連絡調整、取りまとめ	建築物班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	建築課	◎										
公共建築物の応急危険度調査、応急修理・二次災害防止に関すること	公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備	建築課		□									
	公共建築物の被害状況の把握		◎										
	公共建築物の応急危険度調査	建築課、建築指導課、建築物安全推進課			○								
	公共建築物の応急対応	建築課			○								
建築物・宅地の応急危険度判定に関すること	公共建築物の二次災害の防止措置				○								
	民間の建築物及び宅地の応急危険度判定に係る体制準備・手順確認	建築指導課、建築物安全推進課		□									
	応急危険度判定実施本部の設置		○										
	民間建築物の被害状況の把握				◎								
応急危険度判定士の連絡調整・受入れ						○							
被災住宅等の復旧支援に関すること	被災宅地危険度判定士の連絡調整・受入れ								○				
	被災建築物応急危険度判定の実施								○				
	被災宅地危険度判定の実施								○				
	被災住宅等の復旧に伴う業者指導及び相談	住宅課、建築指導課、建築物安全推進課								○			
被災住宅等の復旧支援に関すること	災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（緊急の修理）	住宅課						○					
	災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（応急修理）	住宅課							○				
	住宅金融支援機構災害貸付けに関する業務	建築指導課、建築物安全推進課									○		
市営住宅等の被害状況の取りまとめ・応急修理に関すること	市営住宅の応急危険度調査に係る手順確認・準備	住宅課		□									
	市営住宅の被害状況の把握		◎										
	市営住宅の応急危険度調査	住宅課、建築課、建築指導課、建築物安全推進課			○								
	市営住宅の応急修理	住宅課							○				
応急仮設住宅等の確保に関すること	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設用地の確保	住宅課									○		
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務										○		
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居及び管理に関する業務												○
	災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務												○

5 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）

各課において、災害対策本部体制における部・班内の災害応急対策業務とともに発災後に実施すべき優先度の高い通常業務について、業務の分類（A：継続する業務、B：変更して対応する業務）と業務開始目標時間の詳細を確認するための一覧表を作成した。なお、各課における通常業務数は以下の通りである。

表 各課ごとの優先度の高い通常業務数と休止業務数

表 3-5

部名	課名	優先度の高い通常業務			休止業務
		A	B	計	
総計		248	180	428	716
防災危機管理課		2	8	10	5
	防災危機管理課	2	8	10	5
総務部		10	9	19	26
	行政課	5	7	12	14
	人事課	2	1	3	5
	情報企画課 行政デジタル推進室	3	1	4	7
財務部		27	21	48	43
	財政課	6	2	8	4
	資産経営課	3	3	6	10
	契約検査課	5	8	13	6
	市民税課	7	0	7	4
	資産税課 納税課	6 0	0 8	6 8	9 10
企画部		4	4	8	25
	政策企画課	0	1	1	11
	秘書課	0	3	3	2
	広報広聴課 東京事務所	4 0	0 0	4 0	9 3
市民協創部		12	14	26	61
	市民協働推進課	0	5	5	21
	市民課	7	5	12	4
	安全生活課 多文化共生・国際課	2 3	4 0	6 3	21 15
文化・スポーツ部		0	0	0	44
	文化課	0	0	0	11
	スポーツ課	0	0	0	8
	スポーツ施設再編室 図書館	0 0	0 0	0 0	2 23
福祉部		29	1	30	49
	福祉政策課	3	0	3	13
	国保年金課	7	0	7	8
	長寿介護課	6	0	6	6
	障害福祉課	4	0	4	6
	生活福祉課 総合老人ホーム	4 5	0 1	4 6	6 10

表 各課ごとの優先度の高い通常業務数と休止業務数

表 3-6

部名	課名	優先度の高い通常業務			休止業務
		A	B	計	
子ども未来部		13	6	19	19
	子育て支援課	3	1	4	5
	子ども未来館	1	2	3	5
	子ども若者支援センター	4	0	4	3
	保育課	5	3	8	6
健康部		16	15	31	41
	保健医療企画課	4	3	7	13
	健康増進課	2	0	2	9
	子ども保健課	7	0	7	7
	生活衛生課	0	7	7	5
	食肉衛生検査所	3	2	5	5
	子ども発達センター	0	3	3	2
環境部		10	13	23	46
	環境政策課	0	0	0	13
	廃棄物対策課	3	8	11	2
	環境保全課	0	1	1	14
	収集業務課	2	0	2	11
	資源化センター	3	4	7	5
	施設建設室	0	0	0	1
	埋立処理課	2	0	2	0
産業部		9	6	15	62
	産業政策課	0	1	1	3
	地域イノベーション推進室	0	0	0	2
	北部地域活性化推進室	0	0	0	1
	商工業振興課	2	1	3	16
	観光プロモーション課	0	0	0	3
	みなと振興課	0	0	0	8
	競輪事務所	2	0	2	5
	農業企画課	1	0	1	7
	農業支援課	4	4	8	17
建設部		8	21	29	42
	土木管理課	1	4	5	11
	道路維持課	0	6	6	4
	道路建設課	0	3	3	6
	河川課	1	3	4	6
	建築課	0	4	4	1
	建築指導課	3	1	4	8
	建築物安全推進課	0	0	0	2
	住宅課	3	0	3	4

表 各課の優先度の高い通常業務数と休止業務数

表 3-7

部名	課名	優先度の高い通常業務			休止業務
		A	B	計	
都市計画部		13	1	14	30
	都市計画課	6	0	6	11
	都市交通課	1	0	0	2
	まちなか活性課	1	1	2	4
	公園緑地課	3	0	3	7
	区画整理課	2	0	2	6
総合動植物公園		2	4	6	11
	動植物園	2	3	5	2
	自然史博物館	0	1	1	9
市民病院		33	11	44	19
	管理課	3	2	5	8
	医療情報課	2	2	4	1
	医事課	8	2	10	2
	医局	1	0	1	0
	放射線技術室	1	0	1	0
	中央臨床検査室	4	0	4	0
	リハビリテーション技術室	0	1	1	0
	臨床工学室	2	0	2	0
	栄養管理室	1	0	1	2
	薬局	3	1	4	0
	看護局	6	0	6	1
	経営企画室	0	0	0	4
	医療安全管理室	0	3	3	0
	患者総合支援センター	2	0	2	1
会計課		3	2	5	11
	会計課	3	2	5	11
上下水道局		17	11	28	63
	経営課	7	6	13	10
	営業課	5	4	9	12
	浄水課	2	1	3	6
	水道管路課	0	0	0	13
	下水道施設課	3	0	3	7
	下水道整備課	0	0	0	15
消防本部		24	7	31	65
	総務課	2	2	4	25
	予防課	1	3	4	11
	消防救急課	6	2	8	5
	通信指令課	7	0	7	0
	中消防署	4	0	4	12
	南消防署	4	0	4	12

表 各課ごとの優先度の高い通常業務数と休止業務数

表 3-8

部名	課名	優先度の高い通常業務			休止業務
		A	B	計	
教育部		6	13	19	38
	教育政策課	2	5	7	4
	学校教育課	1	3	4	3
	保健給食課	0	4	4	5
	生涯学習課				
	地域教育推進室	1	0	1	13
	美術博物館	2	0	2	11
	科学教育センター	0	1	1	2
監査委員事務局		1	1	2	1
	監査委員事務局	1	1	2	1
選挙管理委員会事務局		5	0	5	2
	選挙管理委員会事務局	5	0	5	2
農業委員会事務局		2	6	8	8
	農業委員会事務局	2	6	8	8
議会局		2	6	8	5
	議事課	2	6	8	5

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		業務開始目標時間												
課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
防災危機管理課	防災対策、国民保護その他危機管理に関する総合的な企画及び調整	A	○											
	災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他危機管理に関する対策本部に関する業務	A	○											
	防災施設（飲料水兼用耐震性貯水槽）の確認	B			○									
	防災施設（防災備蓄倉庫）の確認	B			○									
	防災施設（防災井戸）の確認	B			○									
	防災施設（津波避難ビル・洪水避難ビル）の確認	B			○									
	防災施設（帰宅困難者施設）の確認	B			○									
	防災施設（津波防災センター）の確認	B			○									
	防災施設（防災ひろば）の確認	B			○									
	東三河地域防災協議会に関する業務	B			○									
	地域防災計画、水防計画及び国民保護計画に関すること	C												○
	防災会議及び国民保護協議会に関すること	C												○
	防災知識の普及啓発及び防災意識の向上に関すること	C												○
	総合防災訓練、水防訓練等の企画調整に関すること	C												○
自主防災組織に関すること	C												○	

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		総務部		業務開始目標時間										
課	業務名	業務の分類	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
			行政課	市議会対応（連絡・調整）	A					○				
公印管理、公告式	A						○							
郵便等の収受、発送	A							○						
印刷室の管理(災害時の広報印刷)	A							○						
文書管理（情報企画課調整）	B							○						
中核市市長会との連絡調整(援助要請等)	B							○						
訴訟対応	A								○					
じょうほうひろばの運営	B								○					
部長会議の開催（緊急なものに限る）	B								○					
条例規則・議案の審査	B									○				
公益通報	B										○			
情報公開、個人情報保護制度の実施	B										○			
行財政改革プランの進行管理	C											○		
組織機構改革	C											○		
業務改善運動	C											○		
固定資産評価審査委員会	C											○		
公平委員会	C											○		
コンプライアンス業務	C											○		
外部監査人の選任	C											○		
平和行政、自衛官募集	C											○		
行政区域・町字変更	C											○		
統計資料の編集・発行	C											○		
国勢調査・基幹統計調査	C											○		
統計調査員確保	C										○			
統計地図情報システム	C										○			
パブリックコメントの運用	C										○			
人事課	職員の給与関係	A									○			
	職員の人事関係	A									○			
	職員の福利厚生	B									○			
	職員の定数、配置等の人事関係	C										○		
	職員団体等の労務関係	C										○		
	特別職報酬等審議会	C										○		
	退職手当審査会	C										○		
	職員研修、教養	C										○		
情報企画課 行政デジタル推進室	行政情報管理システムの運用管理	A					○							
	住民情報システムの運用管理	A					○							
	総合行政ネットワークの運用管理	A					○							
	共同利用システムの運用（あいち電子自治体推進協議会）	B						○						
	情報セキュリティポリシーの運用管理	C									○			
	ITガバナンス	C										○		
	ICTを利活用する事業の推進	C										○		
	ICT職員研修	C										○		
	地域情報化事業の推進	C										○		
	基幹業務システム標準化の推進	C									○			
	デジタルデバйд対策	C										○		

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	財務部
---	-----

課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降/休止
財政課	各会計予算編成業務	A							◎			
	財務会計システム管理業務	A							◎			
	地方交付税、譲与税及び諸交付金関係事務	A							◎			
	起債関係事務	A							◎			
	基金管理・資金計画事務	A							◎			
	土地開発公社・基金関係事務	A							◎			
	決算統計関係事務	B								◎		
	健全化判断比率関係事務	B								◎		
	財務諸表関係事務	C										◎
	財政公表等広報関係事務	C										◎
	財政見通し作成事務	C										◎
	財政資料、照会文書事務	C										◎
資産経営課	庁舎内外の巡視、警備、案内、構内の取締り	A	○									
	休日夜間窓口業務	A	○									
	公務中の交通事故処理	A						○				
	庁用自動車運転業務	B								○		
	庁舎目的外使用	B								○		
	普通財産の処分、貸付	B								○		
	市有物件の損害保険	C										○
	普通財産の維持管理	C										○
	財産台帳	C										○
	用地取得情報収集、国有財産連絡調整	C										○
	庁用自動車等の定期点検、緊急修繕	C										○
	庁用自動車等の配車	C										○
	庁用自動車運転業務	C										○
	庁舎の維持管理	C										○
	鑑定評価	C										○
庁舎の設備更新計画	C										○	
契約検査課	物品の購入	A								○		
	工事検査の実施	A								○		
	土木積算システムの保守管理	A								○		
	工事情報システムの保守管理	A								○		
	市町村補助事業完了認定検査	A								○		
	工事の入札、契約	B								○		
	業者登録・審査	B									○	
	建設工事審査会	B									○	
	物品調達審査会	B									○	
	委託業務審査会、部会	B									○	
	工事に関する資料、情報収集	B									○	
	設計工法、技術基準の審査、調整、周知	B									○	
	工事検査結果の集計	B									○	
	県下検査事務連絡協議会	C										○
	職員に対する技術研修の実施	C										○
	工事検査結果等の資料作成	C										○
	豊橋市技術管理等検討会議・研究部会の開催	C										○
	庁内工事関係課各部会・作業班会議の開催	C										○
契約制度の調査、研究（入札制度検討会議）	C										○	

市民税課	法人市民税の申告納付、調定、減免調査	A							○		
	事業所税の申告納付、調定、減免調査	A							○		
	市たばこ税、釐産税、入湯税等の申告納付調査	A							○		
	県民税、森林環境税 按分払	A							○		
	電子申請、電子申告、エルタックスの受付	A							○		
	所得調査、賦課	A							○		
	普通徴収、特別徴収(納期特例含む)、退職所得の調定	A							○		
	国有提供施設等所在市助成交付金関係	C									○
	税制改正とりまとめ、税務調査統計関係	C									○
	課税照会関係	C									○
	税広報関係	C									○
資産税課	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税、土地・家屋に係る都市計画税の賦課、調定、減免	A							○		
	固定資産税の賦課に係る台帳宛名管理	A							○		
	固定資産税・都市計画税の縦覧、納税通知書告知	A							○		
	特別土地保有税の賦課・調定	C									○
	軽自動車税の賦課、調定、減免	A							○		
	窓口受付	A							○		
	税務緒証明・固定資産証明の発行、地籍図・地番参考図の交付、閲覧	A							○		
	固定資産税・都市計画税における法律・規定	C									○
	土地における概要調書、交付税、総評価見込み	C									○
	家屋に係る概要調書、交付税検査	C									○
	家屋の総評価見込み	C									○
	国有財産等所在市交付金・納付金	C									○
	土地区画整理関係業務	C									○
	家屋評価における文書照会、文書管理、各種統計	C									○
土地評価における文書照会、文書管理	C									○	
納税課	窓口収納事務	B							○		
	納税の猶予	B							○		
	交付要求	B							○		
	市税等の督促状発送	B									○
	過誤納金還付・充当	B									○
	市税等の納税相談	B									○
	滞納金整理、滞納処分	B									○
	延滞金の減免	B									○
	市税等の口座振替	C									○
	差押物件換価	C									○
	納税意識の普及宣伝	C									○
	市税等の欠損処分	C									○
	市税コールセンター	C									○
	収入消込	C									○
	市の債権の管理及び徴収事務の指導及び助言関係	C									○
	他課からの未収債権徴収及び滞納処分・法的措置関係	C							○		
	債権管理調整会議の事務関係	C									○
	市の債権管理に関する情報取得及び共有関係	C									○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	企画部	業務の分類	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降
政策企画課	政策会議、調整会議（緊急なものに限る）	B							○			
	総合計画の策定・進行管理	C										○
	政策の企画・立案	C										○
	政策推進のための総合調整	C										○
	行政評価	C										○
	広域行政に係る企画調整、関係機関との調整	C										○
	広域連携の推進	C										○
	水資源の確保に係る総合調整、豊川水系総合開発促進期成同盟会事務局	C										○
	三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）事務局	C										○
	総合戦略の策定及び進行管理関係	C										○
	政策形成に係る情報収集、調査研究	C										○
	地方創生の推進に係る企画調整及び関係機関との連携関係	C										○
秘書課	市長会に関する業務	B									◎	
	市長・副市長の秘書に関すること	B									◎	
	来客接待に関すること	B									◎	
	褒章・市長賞の業務に関すること	C										◎
	市表彰執務掌理に関すること	C										◎
広報広聴課	「広報とよはし」などの編集、発行	A							○			
	市ホームページの管理、運営	A							○			
	市民のメールボックスに関する業務	A								○		
	ティーズ「市政情報番組」の制作、放送	C										○
	市長への手紙関係	C										○
	陳情、要望関係	C										○
	エフエム豊橋「市政情報番組」の制作、放送関係	C										○
	地域懇談会、市政懇談会関係	C										○
	まちづくり出前講座関係	C										○
	報道関係、市政記者クラブ対応、市長定例記者会見関係	A							○			
	戦略的情報発信に関すること	C										○
	定住・移住にかかる情報発信	C										○
	シティプロモーション関係	C										○
東京事務所	首都圏におけるシティプロモーション関係	C										○
	首都圏における市政に関する情報収集及び発信関係	C										○
	各省庁その他関係機関との連絡調整関係	C										○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	市民協創部	業務の分類	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降	
市民協働推進課	相談事業に関すること	B						○					
	市民活動総合補償制度に関する業務	B							○				
	女性のつながりサポート事業に関すること	B							○				
	パートナーシップ制度に関すること	B							○				
	自治連合会に関すること	B									○		
	自治連合会コミュニティ活動交付金に関すること	C											○
	認可地縁団体に関すること	C											○
	地域人材育成講座に関すること	C											○
	コミュニティ推進事業補助金に関すること	C											○
	校区市民館に関すること	C											○
	地域集会所（建設・耐震改修）補助金に関すること	C											○
	住みよい暮らしづくり計画に関すること	C											○
	市民協働推進審議会に関すること	C											○
	東三河市民活動推進協議会（イベント開催を含む）に関すること	C											○
	市民協働推進補助金に関すること	C											○
	豊橋市民センターの管理運営に関すること	C											○
	市民協働推進基金への寄附の受け入れに関すること	C											○
	わかば議会に関すること	C											○
	男女共同参画行政に係る総合的企画、連絡調整に関すること	C											○
	男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会に関すること	C											○
	男女共同参画に関する調査、啓発活動に関すること	C											○
	研修会・講座等の企画、実施に関すること	C											○
	女性団体連絡会への活動支援に関すること	C											○
女性キャリアアップ応援補助金に関すること	C											○	
男女共生フェスティバル実行委員会に関すること	C											○	
男女共同参画センター図書・情報資料の収集、提供に関すること	C											○	
市民課	死亡届の受理及び埋火葬許可、死体(胎)の火葬に係る斎場の予約	A			○								
	在留関連事務、特別永住許可事務等の受付	A								○			
	戸籍・住民基本台帳等に係る各種証明書の作成・交付	A								○			
	戸籍関係届・住民異動届の受付	A								○			
	住民異動受付等に伴う国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金関係の変更に関すること	A								○			
	自動車臨時運行許可申請の受付、許可書の交付	A								○			
	個人番号カード・電子証明書の交付等	A								○			
	人口動向・人口動態事務	B										○	
	刑事・民事の処分の名簿作成、照会回答	B										○	
	公用請求による各種証明等の作成・交付	B										○	
	戸籍関係・住民異動関係の記載、処理	B										○	
	在外選挙人名簿の事務	B										○	
	戸籍・住民異動等の統計	C											○
	収納金の月計統計報告	C											○
	閲覧事務	C											○
	フロアアシスタント案内	C											○

安全生活課	防犯関係パトロール、広報（青パト活用）	A						○					
	不審者・街頭犯罪・交通事故等メール配信	A						○					
	市民の消費者被害の広報	B								○			
	消費生活相談、市民相談	B								○			
	交通安全指導員の通学時の指導、地域巡回指導	B								○			
	弁護士相談（法律相談、多重債務者）	B								○			
	地域パトロール業務連絡	C											○
	空き地空き家現地調査、パトロール	C											○
	青パト隊への青色回転灯貸与	C											○
	自主防犯団体等への防犯グッズ配布	C											○
	自主防犯団体への防犯業務指導	C											○
	防犯カメラ設置費補助金	C											○
	計量検査、量目検査	C											○
	交通安全教室の開催	C											○
	基準分銅校正検査	C											○
	安全安心防犯灯設置・維持補助金申請受付	C											○
	自転車ヘルメット補助金	C											○
	行政相談	C											○
	交通安全各種団体大会、会議、打合せ会開催	C											○
	安全なまちづくり推進協議会、幹事会、専門部会	C											○
	子ども見まもり隊連絡会議	C											○
	防犯教育講座、消費生活講座、金銭管理講座、防犯ボランティアリーダー養成講座、防犯実践講座	C											○
	多重債務者協議会	C											○
	製品安全四法等立ち入り検査	C											○
各種交通安全・防犯キャンペーン	C											○	
消費者展	C											○	
路上喫煙防止対策	C											○	
多文化共生 国際課	通訳・翻訳等による外国人への情報提供	A						◎					
	外国人相談	A							◎				
	(公財)豊橋市国際交流協会との調整	A						◎					
	提携都市との交流	C											◎
	表敬訪問	C											◎
	豊橋親善大使・JICA 派遣者	C											◎
	出前講座	C											◎
	海外協力交流研修員受入	C											◎
	留学生の活躍促進	C											◎
	外国人児童・生徒の教育	C											◎
	外国人市民会議	C											◎
	多文化共生推進連絡協議会	C											◎
	多文化共生モデル地区事業	C											◎
	「やさしい日本語」の活用啓発	C											◎
	実態調査・アンケート調査	C											◎
	都市宣言の進捗管理	C											◎
	イベント、講座、研修等の主催業務	C											◎
	外国人住民向け啓発事業	C											◎

【優先度の高い通常業務】

部		業務の分類												
福祉部		A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務												
課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
福祉政策課	斎場の管理運営	A			○									
	災害見舞金、災害弔慰金等の支給	A											○	
	戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	C												○
	社会福祉団体及び更生保護団体の運営補助	C												○
	社会福祉行政、地域福祉計画の推進に係る企画・調整	C												○
	社会福祉事業功労者等に対する表彰の推薦	C												○
	福祉有償運送の実施	C												○
	市民福祉の日事業の実施	C												○
	社会福祉施設の企画、建設整備等	C												○
	災害時における要配慮者の支援	A		○										
	社会福祉審議会の総括的運営	C												○
	社会福祉に係る統計調査	C												○
	総合福祉センター、地域福祉センター、更生保護会館の管理運営	C												○
	市営墓地の管理運営	C												○
	民間社会福祉施設の運営補助	C												○
社会福祉施設等の指導監査	C												○	
国保年金課	国民健康保険の各種受付	A								○				
	国民健康保険の保険給付	A								○				
	国民健康保険の保険税賦課	A								○				
	後期高齢者医療制度に係る各種受付	A								○				
	後期高齢者医療制度に係る保険料徴収	A								○				
	後期高齢者福祉医療費の助成	A								○				
	国民年金の各種受付	A								○				
	国県等支出金	C												○
	後期高齢者医療保険料の滞納整理、処分	C												○
	資格の適用適正	C												○
	医療費通知	C												○
	公示送達、居所不明調査	C												○
	諸統計事業報告事務	C												○
	後期高齢者医療保険料の未納者対策	C												○
医療費の過誤調整・高額医療費返還	C												○	
長寿介護課	介護保険事業者との連絡調整	A								○				
	独居高齢者等への生活支援	A								○				
	老人福祉法に基づく相談・措置	A								○				
	墓地埋葬法に基づく葬祭業務	A								○				
	介護保険の申請受付・認定	A								○				
	地域包括支援センターの運営	A								○				
	高齢者虐待・成年後見等の相談	C												○
	家族介護支援事業	C												○
	徘徊・見守りSOSネットワーク運営	C												○
	認知症総合支援事業	C												○
	介護予防教室等の普及・啓発活動	C												○
	使用中止施設：老人福祉センター、高齢者活動センター、老人憩の家	C												○

障害福祉課	障害者医療費及び精神障害者医療費の助成	A							○			
	障害者の各種手当等の受付	A							○			
	障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付	A							○			
	障害福祉サービス等の受付業務	A							○			
	障害者スポーツ	C										○
	自立支援協議会	C										○
	福祉行政報告	C										○
	就労支援	C										○
	障害福祉サービス事業所指定	C										○
	使用中止施設：障害者福祉会館	C										○
生活福祉課	生活困窮、生活保護の面接相談	A							◎			
	生活保護扶助費の決定及び支給	A							◎			
	生活保護法による医療・介護扶助給付事務	A							◎			
	行旅病人・死亡人、墓地埋葬法に係る業務	A						◎				
	就労支援、就労準備支援事業	C										○
	住居確保給付金に係る申請受付	C										○
	学習支援教室の開催	C										◎
	一時生活支援（ホームレス支援）、旅費欠	C										○
	民生委員との連絡調整	C										○
	無料低額宿泊所に関する事務	C										○
総合老人ホーム	養護老人ホーム入所者の養護	A	○									
	特別養護老人ホーム入所者の介護	A	○									
	病患者の治療、医療措置等医師の補助	A	○									
	老人ホームに係る薬品の受払	A							○			
	入所者への給食、栄養マネジメント、検食	A							○			
	入所者の健康管理、機能訓練、生活相談、助言等	B								○		
	日用品、衣料、慰問品の保管、受払	C										○
	入所等の事務手続	C										○
	介護サービス計画（ケアプラン）作成	C										○
	ケアプランに基づくサービス等の連絡調整	C										○
	介護サービスの実績登録	C										○
	介護報酬の請求	C										○
	老人デイサービスセンター利用者の受入	C										○
	在宅老人短期入所の受入	C										○
	入所者の教養、娯楽、慰安、間食	C										○
	ボランティア、実習生の受入・指導	C										○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		業務開始目標時間										
こども未来部		業務の分類	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降
子育て支援課	子育て支援に関する業務		B									○
	児童委員・主任児童委員への連絡調整	C										○
	児童福祉団体との調整	C										○
	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催	C										○
	子ども・子育て応援プランの進捗管理	C										○
	子ども医療費、母子父子家庭等医療費助成の受付	A							○			
	児童手当、児童扶養手当、母子父子福祉手当の受付	A							○			
	助産施設での助産の実施並びに母子生活支援施設への入所委託	A						○				
母子・父子・寡婦の福祉業務	C										○	
こども未来館	子育て相談(電話で受付)	B								○		
	母子健康手帳の交付	A							○			
	一時預かり	B							○			
	ここにごサークル(ボランティア)への連絡調整	C										○
	返却図書処理	C										○
	使用中止施設：こども未来館・イベントの実施・子育てプラザ、体験・発見プラザ(図書コーナー含む)の運営	C										○
	地域子育て支援センター、つどいの広場に関する業務	C									○	
	交通児童館	C										○
こども若者支援センター	児童虐待への対応	A						○				
	児童家庭相談への対応	A							○			
	子育て世帯への訪問支援	A							○			
	家庭児童相談室の個別フォロー	C										○
	子ども若者の自立支援事業	C										○
	子ども・若者総合相談窓口	A							○			
	中止施設：こども若者支援センターの運営	C										○
保育課	保育所・認定こども園・幼稚園再開の体制整備	A						○				
	児童の保育	A							○			
	高山学園の運営	A							○			
	保育所・認定こども園入所・支給認定等に関する業務	A							○			
	保育所・認定こども園の給付費等に関する業務	B									○	
	保育所の給食	A							○			
	特別保育(一時預かり・休日保育・病児保育等)事業	B							○			
	保育料納入指導	C										○
	地域子育て支援センターに関する業務	C									○	
	保育所・認定こども園等施設整備	C										○
	幼稚園の関係業務	B							○			
	保育所・認定こども園等関係職員の研修に関する業務	C										○
	認可外保育施設に関する業務	C									○	
保育所・認定こども園等設置認可、確認に関する業務	C										○	

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	健康部	業務の分類	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
保健医療企画課	病院・診療所等の届出・許可	A								◎				
	免許関係届出の受付・整理	A								◎				
	看護専門学校の開校	B								○				
	所管施設の維持管理	C												○
	予防接種業務（個別）	C												○
	保健衛生諸団体	C												○
	救急医療対策（1次救急に関するものを除く）	C												○
	広域地域医療対策	C												○
	健康とよほし推進計画関係会議・評価・策定	C												○
	保健統計	C												○
	各種研修・実習受入	C												○
	病院・診療所等の立入検査	C												○
	安全衛生委員会	C												○
	結核患者等の支援（新規）	A								◎				
	急性感染症対策業務	A							◎					
	結核患者等の支援（電話対応）	B									○			
	感染症・結核関係届出の受付・整理	B									○			
	性感染症・肝炎対策業務（相談・検査・教育）	C												○
	感染症診査協議会	C												○
結核に関する業務の企画	C												○	
健康増進課	精神保健（緊急対応）	A		○										
	難病患者の支援（緊急対応）	A			○									
	特定医療費支給認定、特定疾患治療研究事業	C										○		
	精神保健（緊急対応以外）	C												○
	難病患者、家族の支援（緊急対応以外）	C												○
	がん検診	C												○
	成人の健康相談、健康診査、保健指導	C												○
	歯科保健	C												○
	健康づくり活動	C												○
	栄養の改善	C												○
	資源化センター余熱利用施設	C												○
こども保健課	低体重児出生届の受理	A								○				
	母子健康手帳等の交付	A								○				
	未熟児養育医療、結核児童療育医療、小児慢性特定疾患治療	A									○			
	身体に障害のある児童に係る自立支援医療	C												○
	不妊治療	C												○
	妊産婦、乳幼児等に対する保健指導、健康診査	A									○			
	妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導	A									○			
	小児慢性特定疾患児等医療的ケア児支援（緊急）	A			○									
	小児慢性特定疾患児等医療的ケア児支援（緊急以外）	A									○			
	思春期保健	C												○
	歯科保健	C												○
	栄養の改善	C												○
	児童の療育指導	C												○
	健康づくり活動	C												○

生活衛生課	専用水道等の衛生検査	B							○			
	墓地及び埋葬等の規制	B							○			
	理容所、美容所、クリーニング所等の環境衛生業務	B							○			
	臨床検査技師等免許受付	B							○			
	食品衛生監視等業務	B						○				
	動物の愛護及び管理等業務	B							○			
	衛生上の試験及び検査	B							○			
	特定建築物の衛生的環境の確保に関する事	C										○
	温泉の利用に関する事	C										○
	プール等の衛生に関する事	C										○
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事	C										○
	その他環境衛生、食品衛生及び獣医務に関する事	C										○
食肉衛生検査所	と畜検査業務（TSE検査を含む）	A							○			
	証明書（BSE検査証明等）の発行	A							○			
	法に定められた各種届出事務	A							○			
	残留動物用医薬品検査（検査保留期間の延長等）	B							○			
	食鳥処理等業務	B							○			
	と畜場関係者等の衛生指導（電話又は文書対応）	C										○
	と畜場等の衛生監視	C										○
	研修会、講習会	C										○
	外部委託している検査機器・施設の保守点検	C										○
	調査研究	C										○
こども発達センター	診察業務	B							○			
	リハビリテーション業務	B								○		
	相談業務	B									○	
	通園事業療育業務	C										○
	療育支援業務	C										○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	環境部	業務の分類	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
環境政策課	大きなごみ証紙販売業務	C												○
	地域資源回収関連業務	C												○
	リサイクルステーション関連業務	C												○
	環境基本計画関連業務	C												○
	廃棄物総合計画関連業務	C												○
	530運動環境協議会にかかる業務	C												○
	出前講座	C												○
	再生可能エネルギーの導入及び普及促進に関する業務	C												○
	地球温暖化対策地域推進計画に関する業務	C												○
	気候変動への適応に関する業務	C												○
	エネルギーの地産地消に関する業務	C												○
	省エネ法、温対法関係業務	C												○
	環境マネジメントシステム (T-EMS) 関係業務	C												○
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理業の許可 (更新)	A									○		
産業廃棄物処理業の許可 (更新)		A									○			
自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の許可 (更新)		A									○			
産業廃棄物処理業の許可 (新規、変更)、指導監督		B									○			
自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の許可 (新規、変更)、指導監督		B									○			
浄化槽の設置、保守点検登録、指導監督		B									○			
産業廃棄物処理施設設置の許可、指導監督		B									○			
合併処理浄化槽設置整備事業		B										○		
一般廃棄物処理業の指導監督		B											○	
産業廃棄物の適正処理指導		B											○	
自動車リサイクル法に基づく適正処理指導		B											○	
産業廃棄物の発生抑制に関する調査・啓発		C												○
廃棄物の不法投棄の監視・指導		C												○
環境保全課	公害関係の法令の規定に基づく届出	B									○			
	環境保全対策 (吹付けアスベスト対策事業) 補助金	C												○
	公害の苦情処理	C												○
	大気、水質の常時監視測定	C												○
	化学物質等の環境リスクの手続き、事務処理	C												○
	環境影響評価	C												○
	環境調査センターの維持管理	C												○
	環境保全関係団体の事務処理	C												○
	自然環境保全	C												○
	環境保全の啓発	C												○
	公害防止協定	C												○
	公害防止のための工場・事業場等の調査、指導、規制	C												○
	工場・事業場等の調査・測定 (大気・水質)	C												○
	地盤沈下観測所の保守管理	C												○
	大気・水質等の常時監視以外の測定	C												○

収集業務課	施設の維持管理及び運転	A						○				
	ごみ及びし尿収集	A						○				
	犬、ねこ等の死体処理受付	C										○
	ごみ処理に係る相談指導及び苦情処理	C										○
	大きなごみの戸別収集受付	C										○
	大きなごみの予約受付	C										○
	多量の家庭ごみ（こわすごみ・危険ごみ・大きなごみ・パソコン）の予約受付（毎月第3土曜日）	C										○
	資源ごみの持ち込み受付	C										○
	ごみステーション等の設置に関する受付	C										○
	大きなごみの戸別収集	C										○
	労働安全衛生委員会業務分会の開催	C										○
	出前講座、施設見学会等の案内及び説明	C										○
	地元説明会等の説明	C										○
	資源化センター	特定化学物質、危険物等の管理・保管	A						○			
廃棄物の受入・処理（焼却・再利用施設の運転）		A										○
廃棄物処理施設の維持管理、設備の保全		A										○
廃棄物カードの販売		B										○
廃棄物計量、料金徴収		B										○
廃棄物処理施設投入許可		B										○
廃棄物処理施設に係る大気、水質等の測定分析		B										○
持ち込まれる廃棄物のチェック、指導、監視		C										○
生産品の処分		C										○
有価物の売払		C										○
「わくわく体験学習」等の視察、見学等の案内・説明		C										○
こども対象イベント「エコキッズサーキット」		C										○
施設建設室		豊橋田原ごみ処理施設整備に関すること	C									
埋立処理課	浸出水処理施設の稼働	A										○
	一般廃棄物の受入、埋立業務（直営・公共）	A										○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	産業部	業務の分類	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降
産業政策課	企業立地促進奨励金に関する業務	B								○		
	産業政策の企画・調整	C										○
	産業プロモーションの推進	C										○
	企業誘致活動	C										○
地域イノベーション推進室	農工商連携の促進	C										○
	新たな事業の創出支援	C										○
北部地域活性化推進室	北部地域活性化の推進	C										○
商工業振興課	金融の相談受付・調査	A								○		
	中小企業信用保険法に基づく認定	A								○		
	中小企業振興対策	B								○		
	信用保証料の助成	C										○
	経営安定資金特別対策補助業務	C										○
	人材育成	C										○
	大規模小売店舗立地法業務	C										○
	商業団体等補助業務	C										○
	就業促進	C										○
	中小企業近代化奨励業務	C										○
	商業の振興・育成業務	C										○
	労働者対策	C										○
	勤労者融資対策	C										○
	中小企業団体業務	C										○
	使用中止施設：職業訓練センター、勤労者会館、とよはし産業人材育成センター	C										○
	伝統的工芸品産業業務	C										○
	商工会議所法等の権限移譲業務	C										○
	商工業従業員永年勤続褒賞業務	C										○
	金融対策協議会業務	C										○
観光プロモーション課	観光行事、観光宣伝業務	C										○
	観光施設の整備、管理運営業務	C										○
	豊橋観光案内所運営業務	C										○
みなと振興課	船員事務	C										○
	三河港振興会助成金事務	C										○
	港湾統計事務	C										○
	みなとふれあい体験事業	C										○
	みなとフェスティバル	C										○
	三河港振興会要望活動	C										○
	三河港振興会主催講演会、会議	C										○
	ポートインフォメーションセンターの開館	C										○
競輪事務所	開催中止の決定・周知	A		○								
	包括委託業者の指揮監督	A		○								
	本場開催（投票業務、広告宣伝、ファンサービス、場内売店、選手賞金）	C										○
	場外発売	C										○
	賃借駐車場の契約	C										○
	周辺対策	C										○
	地元選手の練習	C										○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		建設部		業務開始目標時間										
課	業務名	業務の分類	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
			土木管理課	自由連絡通路ほか駅周辺施設の管理	A			○						
自転車等駐車場、公共駐車場の管理	B						○							
牛川渡船の管理	B						○							
道路管理瑕疵に関する業務	B									○				
道路占用等の許認可	B								○					
道路、河川等の境界確定に関すること	C											○		
自転車等利用者に対する啓発・誘導に関すること	C											○		
放置自転車等の警告、撤去、保管所への搬入に関すること	C											○		
盗難自転車等の送致に関すること	C											○		
道路上の不法占用物件等の調査・指導に関すること	C											○		
道路占用連絡協議会に関すること	C											○		
公共基準点の管理に関すること	C											○		
道路用地処理に関すること	C											○		
枝払い等現地確認・指導に関すること	C											○		
不法投棄等現地確認に関すること	C											○		
道路台帳整備に関すること	C										○			
道路維持課	道路の工事施工	B										○		
	交通安全施設の施工	B										○		
	道路、橋梁、河川等の一般土木、公共施設の補修に関すること	B								○				
	道路の苦情相談に関すること	B										○		
	区間内道路調査に関すること	B								○				
	現場調査、工事竣工検査に関すること	B								○				
	道路の維持改良に関すること	C										○		
	交通安全施設の計画に関すること	C										○		
	公園緑地、街路樹等の維持管理に関すること	C										○		
道路サポート事業に関すること	C										○			
道路建設課	道路建設事業、都市計画事業の施工	B										○		
	交通安全施設整備事業の施工	B										○		
	橋梁整備の施工	B										○		
	国道・県道の建設促進	C										○		
	幹線道路計画に係る調査研究	C										○		
	道路（橋梁）建設事業、都市計画事業に伴う用地買収、物件移転	C										○		
	道路建設事業、都市計画事業の計画	C										○		
	交通安全施設整備事業の計画	C										○		
	橋梁整備の計画	C										○		
河川課	排水機場、樋門等施設の維持管理	A							◎					
	河川水路、ため池等の維持管理	B										◎		
	河川水路、ため池等の設計施工	B										◎		
	各課からの依頼工事・施工	B										◎		
	国県等事業に伴う調整	C										◎		
	用地買収・補償業務	C										◎		
	各種期成同盟会要望活動	C										◎		
	河川愛護団体関係事務	C										◎		
	出前講座	C										◎		
	土砂災害・水防訓練	C										◎		

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	都市計画部	業務の分類	業務開始目標時間														
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降					
都市計画課	都市計画基本図及び航空写真の交付（被害状況等の把握用）	A		○													
	都市計画施設の区域内（道路）及び風致地区内における建築行為等の許可	A										○					
	立地適性化計画に基づく届出	A										○					
	地区計画に基づく届出	A										○					
	国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出	A										○					
	その他法令上の処理期限がある許可、届出事務等	A										○					
	都市計画総括図の交付、法に基づく証明、用途地域の窓口照会	C															○
	屋外広告物に係る許可、届出	C															○
	都市計画審議会	C															○
	都市計画決定	C															○
	都市計画に係る企画、基礎調査	C															○
	土地利用対策会議	C															○
	地価公示法に基づく業務	C															○
	まちづくり景観審議会	C															○
	都市景観形成の推進	C															○
	違反屋外広告物等の指導、除却	C															○
	駐車場整備計画、路外駐車場の届出	C															○
都市交通課	「地域生活」バス・タクシーの運営を目的として組織された地域運営団体による会議（運行協議）	A														○	
	交通計画に係る企画、調査	C														○	
	地域公共交通活性化推進会議	C														○	
まちなか活性課	施設建物（事務所）の安全確認	B		○													
	中心市街地活性化対策の総合調整	C														○	
	中心市街地における特定施策の企画、調査、事業推進	C														○	
	豊橋駅前拠点地区の計画、事業推進	C														○	
	中心市街地商業活性化対策業務	C														○	
	まちなか活性課所管（まちなか広場等）の維持管理	A								○							
公園緑地課	緊急応急復旧以外の委託等の受注者との連絡調整	A							○								
	都市計画施設の区域内（公園緑地）における建築行為の許可	A										○					
	公園緑地等の維持管理	A								○							
	街路樹の維持管理	C														○	
	公園緑地の占用、境界確定	C														○	
	(財)豊橋みどりの協会との調整	C														○	
	公園緑地の計画、整備	C														○	
	都市公園台帳の整備保管	C														○	
	緑化の推進	C														○	
	公園緑地の用地買収、補償	C														○	
区画整理課	修繕工事等の受注者との連絡調整	A					○										
	土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可	A										○					
	組合施行の土地区画整理事業の認可・承認	C														○	
	土地区画整理事業団体の事務・技術支援、補助	C														○	

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	総合動植物公園	業務の分類	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降	
課	動植物園	獣舎等の保持・維持	○										
		動物の飼育		○									
		委託業者との連絡調整		○									
		飼育動物の飼料購入・衛生管理			○								
		動物相談の実施								○			
		使用中施設：総合動植物公園	C										○
		企画宣伝の実施	C										○
自然史博物館	資料の収集・保管・展示・利用・調査・研究	B	○										
	博物館資料、標本の貸出	C										○	
	自然史博物館協議会、資料収集委員会、研究委員会	C										○	
	自然史博物館の教育普及活動	C										○	
	職場体験学習、実習生の受入れ	C										○	
	年報、研究報告の作成	C										○	
	博物館利用統計	C										○	
	ボランティア活動	C										○	
	講堂、研修室等の使用承認	C										○	
	使用中施設：自然史博物館、石巻自然科学資料館	C										○	

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	市民病院	業務の分類	業務開始目標時間												
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降			
管理課	エネルギーセンター、防災センターの管理	A	○												
	機械備品の購入、修繕	A						○							
	安全衛生管理	A							○						
	薬品、試薬、診療材料、物品の購入	B						○							
	委託業務契約	B											○		
	人事、給与、共済組合、互助会	C													○
	臨床研修	C													○
	許認可関係申請	C													○
	工事契約	C													○
	材料の検収、出納管理	C													○
	収入・支出の承認、証拠書の審査	C													○
	事業計画、財務諸表、企業債、資金計画	C													○
	院務の統計、報告	C													○
医療情報課	病院総合情報システムの管理、運用調整	A						○							
	病院ホームページの管理、運用調整	A							○						
	院内グループウェアの管理、運用調整	B							○						
	診療情報等に係る業務	B											○		
	病院総合情報システム等の開発	C													○
医事課	患者通訳	A	○												
	入退院関連	A	○												
	診療契約	A	○												
	医療事務等委託業者との連絡調整	A	○												
	診療報酬等の収入の算定、診療報酬の調定	A						○							
	窓口	A						○							
	医療福祉相談	A							○						
	公費負担医療関連	A							○						
	総合案内	B							○						
	未収金の整理、把握、収納	B							○						
	医事の統計、報告資料作成	C													○
	がん診療連携拠点病院関連	C													○
医局	患者の診療	A	○												
放射線技術室	X線写真撮影・放射線治療機操作	A	○												
中央臨床検査室	検体検査（血液、生化学、免疫、微生物、病理等）	A	○												
	生体検査（生理機能）	A	○												
	検査関連情報の収集	A	○												
	輸血関連業務等臨床検査	A	○												
リハビリテーション技術室	患者の理学療法、言語療法、作業療法	B							○						
臨床工学室	生命維持管理装置の操作	A	○												
	医療機器の保守・管理	A	○												
栄養管理室	給食業務の管理指導	A	○												
	栄養指導	C												○	
	統計・報告	C												○	
薬局	薬品管理	A	○												
	調剤、製剤（緊急性の高いもの）	A	○												
	医薬品情報	A						○							
	製剤（緊急性の低いもの）	B							○						

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	会計課	業務の分類	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
会計課	災害対策に必要な現金並びに緊急性の高い支出に係る現金の出納及び保管	A						○						
	指定金融機関（送金、振込み業務） （事前準備の完了した業務に限る）	A						○						
	公金の受入れ及び支払に関する事務	A								○				
	愛知県収入証紙の売りさばきに関する事務	B									○			
	歳計現金及び基金の運用管理に関する事務	B									○			
	決算	C												○
	小切手の振出し、保管	C												○
	歳入歳出外現金	C												○
	収入、支出（収入の受入れ、支払事務）	C												○
	市税等口座振替	C												○
	債権者登録	C												○
	日計表の作成	C												○
	資金計画（資金計画の作成）	C												○
	出納検査	C												○
	備品管理	C												○
	支出証拠書類の整理・保管	C												○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		業務開始目標時間										
上下水道局		業務の分類	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降
課	業務名											
経営課	警備員業務	A	○									
	局内自動車の管理	A		○								
	国県支出金、地方債、企業債、一時借入金	A							○			
	損害保険業務	A							○			
	工事請負契約、物品等の購入、売却、修繕	A								○		
	職員の給与関係	A									○	
	貯蔵品の出納・保管	A					○					
	職員の安全衛生管理、健康管理	B						○				
	諸規程の制定、改廃	B								○		
	職員の福利厚生関係	B									○	
	資金の管理	B					○					
	現金・預金の出納及び保管	B					○					
	収入支出に関する審査	B								○		
	職員の任免、賞罰、服務その他身分関係	C										○
	都市共済組合、互助会	C										○
	水道協会事務局の業務	C										○
	財政計画	C										○
	職員の定数・配置	C										○
	職員の研修	C										○
	業務状況の作成	C										○
	有価証券の出納・保管	C										○
	出納検査	C										○
水道・下水道の広報	C										○	
営業課	中止精算	A							○			
	使用開始・中止受付	A							○			
	水道料金・下水道使用料等の収納	A								○		
	給水・排水工事受付	A									○	
	融資・補助制度	A									○	
	水道料金・下水道使用料等の調定	B									○	
	検針・水量認定	B									○	
	検針等委託	B									○	
	口座振替	B									○	
	支払い関係発送	C										○
	苦情処理	C										○
	水道料金・下水道使用料の還付	C										○
	滞納整理	C										○
	統計	C										○
	負担金・分担金の調査、賦課、徴収	C										○
	滞納整理	C										○
	出前講座	C										○
	各種イベント	C										○
	施設見学	C										○
	受益者負担金地元説明会	C										○
未接続者への戸別訪問	C										○	

浄水課	水道施設滅菌設備衛生管理強化(塩素濃度調整等)	A	◎																	
	水道施設の運転監視、水質監視	A	◎																	
	水道施設工事の施工	B		○																
	各種調査	C																		○
	統計資料の作成	C																		○
	視察の受入	C																		○
	イベント、講演	C																		○
	水道施設工事の設計	C																		○
	水道施設への立入り(制限、規制)	C																		○
	水道管路課	工事等に伴う管路の調査、立会	C																	
濁水の調査、処理		C																		○
応急給水		C																		○
配水管等の施工		C																		○
配水管布設等受託工事		C																		○
配水管等の設計		C																		○
配水管工事の施工手続		C																		○
設計積算基準		C																		○
道路等占用申請		C																		○
管網図の作成、管理		C																		○
水道使用材料		C																		○
漏水防止計画、漏水調査		C																		○
管路の台帳の作成、保管		C																		○
下水道施設課		処理場、ポンプ場及びこれらに関連する施設維持管理	A	◎																
	特定事業場等の届出に係る事務(有害物質等の公共下水道への流入事故時の措置に限る)	A	○																	
	処理場、ポンプ場及びこれらに関連する施設築造に係る工事の設計及び施工	C																		○
	処理場、ポンプ場及びこれらに関連する施設に係る工事の設計及び施工	C																		○
	下水道へ排除する下水の水質監視	C																		○
	排水設備設置義務免除	C																		○
	除害施設とその関連施設の審査、しゅん工検査	C																		○
	汚水処理施設等に係る受託工事の設計及び施工	C																		○
	処理場用地等の占用許可及び占用料の調定	C																		○
	バイオマス利活用センターとの調整(し尿及び生ごみの受入・処理含む)	A									◎									
下水道整備課	道路等占用申請	C																		○
	下水道事業管きよ整備工事に伴う補償	C																		○
	下水道事業に伴う用地買収と用地買収における建物工作物の移転除却、補償、登記	C																		○
	営業課の所管に属さない開発行為等の指導	C																		○
	下水道事業管きよ整備 国県補助金要望及び申請	C																		○
	下水道事業管きよ整備の施工手続	C																		○
	管きよに係る受託工事の施工	C																		○
	合流管きよ施設の改善	C																		○
	老朽管きよの調査・改良の委託	C																		○
	管きよ施設移設の工事	C																		○
	管きよに係る受託工事の設計	C																		○
	下水道事業管きよ整備の設計積算基準	C																		○
	下水道事業の計画	C																		○
	新技術の調査・研究	C																		○
管きよ施設移設の設計	C																		○	

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部	教育部	業務の分類	業務開始目標時間											
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降		
教育政策課	教育委員との連絡調整（初動体制）	A		○										
	学校施設維持管理・点検（教育再開に係る業務）	A								○				
	教育委員会会議	B										○		
	教育委員会職員の人事・給与	B										○		
	奨学金、授業料補助金の支給に関する業務	B										○		
	学校経理	B										○		
	学校施設の営繕・維持管理	B										○		
	総合教育会議	C											○	
	教育交流事業	C											○	
	教育表彰	C											○	
	学校事務関係会議	C											○	
学校教育課	児童生徒に対する状況把握	A		○										
	校区外通学、就学援助等の申請手続き	B								○				
	相談業務	B								○				
	適応指導教室の運営	B								○				
	学校教育課が所管する委員会の開催	C											○	
	小中学校への訪問指導	C											○	
	教育会館の貸館及び教育機器貸出し業務	C											○	
保健給食課	市立学校の児童生徒の罹患状況の把握	B											○	
	学校給食の栄養、衛生管理	B											○	
	給食施設、設備の維持管理	B											○	
	給食調理	B											○	
	学校事故災害給付金等請求事務	C											○	
	医療費援助（医療券）	C											○	
	児童生徒、教職員の健康診断	C											○	
	学校給食の計画立案	C											○	
	学校給食の調理指導	C											○	
生涯学習課 地域教育推進室	生涯学習センター、少年自然の家、青少年センター、野外教育センター、神田ふれあいセンター、江比間野外活動センターの運営	C												○
	後援・共催の承認	C												○
	センター長会の開催	C												○
	社会教育関係団体との連絡調整	C												○
	生涯学習・家庭教育の企画調整	C												○
	各種団体への指導・助言	C												○
	イベント等の実施	C												○
	施設整備、生涯学習センター建設	C												○
	家庭教育事業、生涯学習事業の実施	C												○
	青少年団体の育成	C												○
	ボランティアの育成・派遣	C												○
	野外教育活動の指導助言	C												○
	児童クラブ再開の体制整備	A								○				
のびるん de スクール・放課後子ども教室の管理運営	C												○	

美術博物館	文化財保護法に基づく埋蔵文化財の確認業務	A								○	
	美術博物館・二川宿本陣資料館の資料貸出業務	C									○
	埋蔵文化財の調査・報告書の作成業務	C									○
	施設の開館業務	C									○
	文化財の保護・活用・調査研究・展示・啓発業務	C									○
	展示等の企画・調整	C									○
	施設の利用統計業務	C									○
	施設の普及活動業務	C									○
	資料の収集・保管・展示・利用・調査・研究業務	C									○
	民俗資料調査の研究・整理業務	C									○
	市史編さん業務	C									○
市史の保管・頒布業務	C									○	
科学教育センター	資料の収集・保管・展示・利用・調査・研究業務	B		◎							
	地下資源館、視聴覚教育センターの教育普及活動	C									○
	使用中止施設：地下資源館、視聴覚教育センター	C									○

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		業務開始目標時間										
課		業務の分類	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降
監査委員事務局	住民監査請求等の要求監査の実施		A							○		
	監査計画	C										○
	例月出納検査の実施	B									○	

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

部	選挙管理委員会事務局	A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務
---	------------	--------------------------------

課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降	
選挙管理委員会事務局	選挙の執行等（選挙、国民投票、直接請求、住民投票の実施）	A					◎						
	選挙管理委員会の開催	A					◎						
	不在者投票（他市町村の選挙）	A					◎						
	選挙人名簿の調製	A						◎					
	裁判員候補者、検察審査委員候補者の選定	A						◎					
	選挙事務の改革	C											◎
	常時啓発	C											◎

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		業務開始目標時間											
農業委員会事務局		業務の分類	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降	
課	業務名												
農業委員会事務局	農地基本台帳（農業行政情報システム）に関する業務	A					○						
	農地法関係事務（3条、4条、5条許可）に関する業務	A						○					
	農地部会、農地審査会に関する業務	B							○				
	農業者年金に関する業務	B								○			
	地目照会、時効取得、仮登記農地に関する業務	B								○			
	相続税及び贈与税の納税猶予	B								○			
	農地銀行に関する業務	B								○			
	総会、農業振興部会に関する業務	B								○			
	和解の仲介に関すること	C										○	
	農地改良に関すること	C										○	
	農業後継者花嫁対策事業に関すること	C										○	
	遊休農地に関すること	C										○	
	農家相談に関すること	C										○	
	賃借料情報に関すること	C										○	
	残存小作、統計に関すること	C										○	
土地管理情報に関すること	C										○		

【優先度の高い通常業務】

業務の分類

A：継続する業務／B：変更して対応する業務／C：休止する業務

部		議会議局											
課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間										
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	以降	
議事課	報酬・共済年金	A					◎						
	公印の管理	B					◎						
	議員の身分に関する事	B										◎	
	秘書用務に関する事	B										◎	
	表彰に関する事	B										◎	
	議長会等に関する事	B										◎	
	事務局諸規定の制定改廃に関する事	C										◎	
	儀式・交際に関する事	C										◎	
	本会議開催中の議会運営	A					◎						
	本会議閉会中の議会運営	B										◎	
	議会活動の広報	C										□	○
	視察	C										□	○
	照会	C										□	○

第4章 非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策

地震・津波等による市役所庁舎や職員等の被災により様々な制限が発生する中、非常時優先業務を円滑に遂行するためには、災害時に活用できる人・庁舎・設備・情報・ライフライン等の現状の資源や業務実施上の課題を踏まえ、必要資源の確保や業務実施にあたる人員体制を確保していくことが必要である。本章では、第2章で示した被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえ、本市が直面する様々な状況を想定し、事前対策としての業務実施体制の強化に向けた具体的な対応策を定める。

第1節 人員体制

(1) 現状・課題

- ① 被災状況によっては、職員自らの被災や交通手段の寸断、地域の救助活動等により、迅速に参集できず、非常時優先業務の実施が円滑に遂行できないおそれがある。また、市域の約2割の家屋が半壊以上の被害を受けると想定されており、職員が自宅周辺で救助活動を行い、参集が遅れることも想定される。
- ② 初動期においては、参集人員が少ないことから、初動参集職員の過労働が生じる。

(2) 対応策

- ① 震災発災時には、本部長をはじめとする決定権者が事故等により速やかに参集できない事態も想定される。本来の決定権者不在の場合であっても、職務を代理して決定等を行わなければ迅速な対応に支障をきたすことになるため、職務代理の順序については、以下の法令・規則等を参照すること。

災害対策本部長の職務代理に関する事	・豊橋市災害対策本部条例（第2条第2項） ・豊橋市災害対策本部規程（第3条） ・豊橋市災害対策実施要領（第3-2）
市長の職務代理に関する事	・地方自治法（第152条） ・豊橋市副市長事務分担規則（第2条～第4条） ・市長の職務代理者の順序に関する規則（第2条）

- ② 職員は「豊橋市職員の災害非常配備に関する規程」の定めるところにより、災害の状況に応じて迅速に非常配備につく。
- ③ 職員は自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認した上で、直ちに定められた勤務先に参集する。その際は、バイクや自転車等、できる限り早期に勤務先に到着するための有効な手段と経路を検討しておくものとする。また、職員自らの被災を防ぐための教育・啓発を行う。
(各職員の自宅における建物・居室の耐震化、家具の固定、備蓄品の確保等)
- ④ 効率的な人員配置(避難所等の地域対応含む)やローテーション、外部支援の要請事項を整理し、全庁的な職員運用体制と各部内(班間)の調整事項を整理しておく。

(3) 関係部班

全部班

第2節 市庁舎施設

1 市庁舎

(1) 現状・課題

① 災害対策本部

災害対策本部は市庁舎西館4階災害対策本部室に設置し、被災により災害対策本部室が使用できない場合は、代替場所としている、ア) 本庁舎東館84・85・86会議室、イ) 中消防署に災害対策本部を迅速に移設し、速やかに災害対応業務を開始する。

② 庁舎全般

庁舎内空間については、地震により使用不可となる執務室の代替スペースや、外部支援の受入スペース等を想定し、会議室や屋外空間等の利用計画を定める必要がある。

(2) 対応策

- ① 災害対策本部が市庁舎西館4階災害対策本部室に設置できない場合を想定し、ア) 本庁舎東館84・85・86会議室、イ) 中消防署で災害対応業務を開始できるように災害対策本部移設手順書を作成し、災害時に迅速に移設できるように災害対策本部移設訓練等を行い、実効性を高めるとともに、必要な資機材の見直し・拡充を図る。
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合を想定し、代替庁舎の候補施設を選定する。市庁舎が使用不能な事態に陥った場合は、候補施設より被災状況に応じて施設を選定する。

施設名	建築年	指定状況	災害危険度（過去地震）			非常電源 (油種)
			津波	液状化	洪水	
豊橋市総合福祉センター (あイトピア)	H15	指定福祉避難所	リスク無	計算対象外	リスク無	250KVA (灯油)
アイブラザ豊橋	S51 耐震化済	第二指定避難所	リスク無	計算対象外	リスク無	350KVA (重油)
市民ひろば	-	-	リスク無	計算対象外	リスク無	-

市民ひろばへの設置についても、災害対策本部移設手順書に基づき迅速に移設し、速やかに災害対応業務を開始する。また、屋内で災害対応業務を実施できるよう協定先からトレーラーハウス等を調達する。

- ③ 災害時の庁舎利用計画については次のことを踏まえ、庁舎内の一部被災や外部支援受け入れを想定した共用部分（会議室、ロビー、食堂等）の利用計画を検討する。
 - ・利用可能な庁舎共用部の配置状況と災害時における利用方針（職員利用、外部支援者利用、市民利用の管理区分）を定める。
 - ・災害時の市民の庁舎利用については、初動期の来庁者の動線の整理を行う。

(3) 関係部班

全部班

2 非常用電源（自家発電設備）

（1）現状・課題

- ① 西館の非常用電源は、平成 28 年度の設備更新及び地下貯蔵タンク増設により 72 時間以上の稼働が可能となった。併せて非常用電源への接続機器の見直しが行われ、災害対策本部機能の維持に必要となる電子機器へ 72 時間以上の電源供給が可能となった。

また、これにより東館非常用電源への負荷が軽減されたため、既設燃料タンク容量で 10 時間以上の稼働ができることとなったが、目標とされる 72 時間以上稼働の実現には至っていない。

- ② 非常用電源について、東館は個別の非常用電源が赤コンセントのコードの表示で判別できる状況ではあるが、これまでの機構改革等に伴う庁内執務空間の変更により、各所管課においては、非常用電源の位置や利用状況の詳細を把握できていない。

また、西館においては、非常用電源のコンセントが東館のように判別できるようになっていないため、全庁的な停電・点検の際に非常用発電機を使つての確認以外、把握が難しい状況にある。

（2）対応策

- ① 東館非常用電源が 72 時間以上稼働できるよう燃料タンクの増設等を検討する。その間については、協定により燃料の優先供給が行われるよう関係機関との連携強化を図る。
- ② 災害時に利用できる非常用電源の位置に係る図面を作成し、コンセント位置と通常時及び災害時の電源利用のルールについて、詳細に定め、職員への周知徹底を行う。
- ③ 災害時の電気容量を踏まえ、フロア・ブロック単位で利用可能な電気機器・容量の上限を定める。
- ④ UPS（無停電電源装置）やバッテリー設備の増強を行う。
- ⑤ 再生可能エネルギー設備の整備・活用を検討する。

（3）関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班
- ・物資企業部 物資食料班

3 上下水道

(1) 現状・課題

- ① 過去の大震災では、水道の全面復旧に多くの時間を要した。上水道の被災により、飲料水及び生活用水の確保が困難な状況となるが、復旧に時間がかかる場合、災害対応の拠点となる災害対策本部運営にあたる職員への影響が大きく、業務継続の支障となるため、地震の影響を受けにくい、非常時のライフライン確保が求められる。
- ② 下水道施設の被災により、トイレ等の利用が困難な状況となる。復旧に時間がかかる場合、災害対応の拠点となる災害対策本部運営にあたる職員への影響が大きく、業務継続の支障となる。

(2) 対応策

- ① 飲料水及び生活用水の確保について、平成 21 年 11 月、内閣府が「事業継続ガイドライン 第二版－わが国企業の減災と災害対応の向上のために－」の中で、「被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設については、電気、ガス、水道などのライフラインの広域破断に備えた対応手段を平時から確保しておくことが望ましい」としていることを鑑み、十分な水の備蓄を確保する他、地震の影響を受けにくいことが過去の震災で実証されている井戸の活用を検討する。
- ② 仮設トイレ等の仮置き場・設置場所・管理方法等を定める。

(3) 関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班
- ・生活基盤対策部 廃棄物班、ライフライン班、上下水道班

4 庁内情報ネットワーク

(1) 現状・課題

① ネットワーク機器の電源接続状況

行政情報管理システム及び住民情報システムのネットワーク機器（コアスイッチ、フロアスイッチ、HUB等）について、情報企画課（電算機室）に設置しているネットワーク機器は庁舎の非常用電源に接続されているが、各フロアに設置しているHUBは非常用電源に接続されていないものもあるため、災害時の利用については、電源の復旧を待たなければならない場合がある。

② 構造・什器被害による影響

- ・エキスパンションの被災により、情報企画課（電算機室）への非常用電源の切断、ネットワークの切断や電話等の不通が発生するおそれがある。
- ・情報企画課（電算機室）やE P S内におけるネットワーク機器を収容したラックは、免震仕様のほかに耐震仕様（アンカーで固定）のものもあるため、強い揺れの場合、収納ラックの上部が揺れ、ネットワークが切断するおそれがある。また、非常に強い揺れでラックが倒壊した場合には、保守業者を待たなければならない場合がある。

(2) 対応策

① 庁内情報ネットワークを含めた情報システムの継続、早期の復旧を実現するため、次のことを踏まえ、「豊橋市ICT業務継続計画」に基づいた対応を可能とするための体制を整備する。

- ・災害時にネットワークが切断した場合の代替方法や復旧措置等の対応策
- ・災害時のネットワーク復旧における協定事業者の早期確保に係る方針
- ・各フロアでHUBへの電源供給手段の確保

（当面はHUB専用コード&既存コンセントを定め、再整備により専用コンセントを確保する。）

② 停電時においても庁内連絡ができる本部各部間の連絡要員を確保する。

(3) 関係部班

統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班

第3節 災害時に重要となる建築物等

1 災害時に重要となる建築物（指定避難所、市民病院等）

（1）現状・課題

- ① 地震動への対策として市有施設の耐震化は進んでおり、津波浸水への対策として一部の施設では敷地の嵩上げ等による浸水対策が講じられている。
- ② 市民病院については、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」に基づいた訓練を実施するなどBCM（事業継続マネジメント）の取組みが進められている。

（2）対応策

- ① 施設分布と災害リスク情報（地震動、液状化危険度、浸水想定区域図等）の重ね合わせ図から、施設の重要度に応じた耐震化、耐水・耐浪化等の施設の防災機能の強化、災害時の避難所としての施設利用計画、備蓄の準備、災害対策本部や各部との通信手段の確保等を検討する。
- ② 豊橋市民病院は、災害拠点病院に位置付けられているが、震度階、液状化危険度、津波による浸水リスクの高い地域に立地していることから、本業務継続計画と整合を図りつつ、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」の継続的な見直しを行う。

見直しにあたっては、病院の機能継続に必要な事前対策（災害時における自家発電設備の稼働継続や医療スタッフ、医薬品の確保等）を本業務継続計画と整合を図りながら示す。また、豊橋市民病院地震対策業務継続計画に必要なインフラ復旧（陸路の早期啓開、下水道機能の早期復旧等）についても別途検討を行う。

（3）関係部班

全部班

2 指定管理者施設

(1) 現状・課題

- ① 災害時の各施設の被害状況の把握等の業務について、指定管理者と市との役割分担や連絡方法が不明確な現状にある。

(2) 対応策

- ① 災害時における指定管理者施設の避難所利用について、以下の内容を整理したガイドラインを定め、契約時にその内容を反映させる。
 - ・避難所が開設された場合の指定管理業務の取り扱い
 - ・従業員の時間外労働の取り扱い
 - ・安全管理上の責任の所在
 - ・避難所生活に必要な備蓄等の費用負担と整備
 - ・破損が発生した場合の責任の所在
- ② 指定管理者施設の被害状況把握や運営について、以下の内容を整理したガイドラインを定め、契約時にその内容を反映させる。
 - ・各施設の被害状況の把握に係る指定管理者と行政との役割分担、連絡方法
 - ・施設ごとに施設点検マニュアルを作成し、緊急時に備え建物の配置図と併せて常備する。
 - ・施設点検マニュアルに基づき、所管施設の管理者による初動期の被害概要の把握と使用可否の判断、災害対策本部への連絡、重要建築物の応急危険度判定調査の実施に係る方針を定める。

(3) 関係部班

- ・保健医療対策部 保健医療衛生班
- ・被災者救援部 福祉支援班、被災者対策班、教育対策班
- ・物資企業部 物資食料班
- ・生活基盤対策部 土木班、動植物公園班
- ・生活再建支援部 建築物班

第4節 情報伝達体制

1 施設間・職員間の情報伝達手段及び情報伝達体制

(1) 現状・課題

① 通信手段の配備状況

種類	配備状況
災害時優先電話 (固定電話)	全 174 回線 内 災害対策本部 TEL : 9、FAX : 1
災害時優先電話 (携帯電話)	全 6 台
衛星携帯電話	全 7 台 内訳 防災危機管理課 5 台 (内 高度情報ネットワーク 3 台) 消防本部中消防署 1 台
デジタル防災 行政用無線 (MCA無線)	全配備数 : 470 内訳 統制局 4 副統制局 1 車載 26 可搬型 23 携帯型 416
同報系防災無線	全 63 局

- ② 所管施設が広域に分布していることから、地震動や浸水等の被害により通信ネットワークの遮断、施設へのアクセス経路の閉鎖等が想定される。
- ③ 防災行政用無線（MCA無線）を市役所や外部施設、全避難所に設置しているが、災害対策本部（西館 4 階）の統制局 4 局が、避難所等から連絡が集中すると輻輳する可能性がある。

(2) 対応策

- ① 災害時優先電話の活用及び職員の代替連絡先の把握による災害時の職員間の連絡手段の確保を行う。
- ② 防災行政用無線（MCA無線）の活用方法のルールを作成・周知を行う。（防災危機管理課にある携帯局や各課における無線局の利用方法等）
- ③ 災害対策本部体制における各部・班間における情報伝達及び報道・広報対応を効果的に実施するため、災害対策本部事務局、広報班、各部・班の連携体制の強化を図る。

(3) 関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班、広報班
- ・被災者救援部 福祉支援班

2 緊急物資調達・協定先との連絡等

(1) 現状・課題

協定事業者の被災、資機材・重機等の損壊により、調査・復旧に必要な人的資源や資機材が確保できないおそれがある。

(2) 対応策

- ① 協定事業者の被災状況の想定や代替事業者の確保については、事業所及び補完物資・資機材等の立地状況と災害リスク情報を重ね合わせ、事業所の被災状況やバックアップ体制を事前に検討しておく。
- ② 代替資機材や物品の緊急調達時の連絡先の確認や手続き・契約方法等の簡素化を検討する。
- ③ 各部課の所有・管理する公用車を把握し、非常時の職員利用に係る運用・連携方針について事前に検討する。

(3) 関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、広報班、消火救助班
- ・保健医療対策部 保健医療衛生班、市民病院班
- ・被災者救援部 福祉支援班、被災者対策班
- ・物資企業部 物資食料班
- ・生活基盤対策部 廃棄物班、土木班、ライフライン班、上下水道班
- ・生活再建支援部 建築物班

3 委託事業者との連絡等

(1) 現状・課題

委託事業者の被災により、優先度の高い通常業務が行えなくなるおそれがある。

(2) 対応策

- ① 委託事業者の被害状況の想定を事前に検討しておく。
- ② 委託事業者の緊急時の連絡先の確認や代替業者の選定や手続き・契約方法等の簡素化を検討する。

(3) 関係部班

全部班

第5節 外部支援

(1) 現状・課題

- ① 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、市長は、災害対策基本法などの関連法令及び相互応援協定により、指定公共機関若しくは指定地方公共機関の長に対し、職員の派遣を要請することとしているが、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震津波発生時においては、他の被災自治体からの支援要請が膨大となり、特に初動期においては、外部からの優先的な人的支援が見込まれない場合も想定しなければならない。

(2) 対応策

- ① 協定先との、災害時における連絡先や基本的な要請手順等を事前に整理し、受援体制を整備する。
- ② 職員OB等の積極的活用により、関連業務分野の人員補強を検討する。

(3) 関係部班

全部班

第6節 職員用備蓄

(1) 現状・課題

市庁舎までの通勤距離、参集方法、及び被害予測調査に基づく職員の被災状況等により対象となる職員数を算出し3日分の備蓄食料等の整備を進めてきたが、現在は確保できていない。

(2) 対応策

- ① 職員自らが職場への備蓄を行う。なお栄養バランスを考慮し備蓄食料等の種類を豊富にすることで災害対応の長期化へ対応する。
- ② 職員の自助努力で賄えない部分に関しては、市民用と同様に協定を活用して食料等の調達を行う。

(3) 関係部班

- ・全職員
- ・物資企業部 物資食料班

第7節 重要な行政データ

(1) 現状・課題

- ① 庁内で、業務で使用している重要情報に関するシステムについて、情報企画課電算機室内に設置する行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワーク、並びに各ネットワークに接続するクラウドサービスは、豊橋市 I C T 業務継続計画により、I C T 関連業務の継続、早期の復旧を実現するものとする。
- ② 各課個別システムは、各システム業務継続計画等により、業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるものとする。
- ③ データのバックアップは実施されているものの、同時被災の可能性やバックアップ（複製）作成に要する時間などを考慮し、保管場所について検討が必要である。

(2) 対応策

- ① 豊橋市 I C T 業務継続計画及び各システム業務継続計画について定期的に見直しを行う。
なお、各システム業務継続計画については、必要に応じて担当課が策定する。
- ② データのバックアップ保管場所を遠隔地とするなど、市庁舎と同時被災しないような配慮の検討を行う。
- ③ バックアップの保管先をクラウド化することも有効な手段として考えられるが、個人情報漏洩などのリスクが懸念されるため、万全なセキュリティ対策が必要となる。

(3) 関係部班

全部班

第5章 今後の取り組み

1 組織への定着

B C Pの定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築し、平常時から課題の改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じて、見直しを行なうなど、B C Pの改善・定着を図っていく。

2 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするためには、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

研修・訓練等の場において、B C Pとして使用するとともに、参集訓練、安否確認訓練、停電時の業務立ち上げ訓練などの各種訓練を単独又は総合防災訓練と組み合わせて実施することを検討していく。

また、B C Pのより適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に庁舎設備等の強化や業務マニュアルの整備等を進めていく。

表 業務継続計画に係る訓練メニュー（例）

想定する 対応時期	訓練名	内容
初動期	情報収集を伴う 参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握を行う部・班の所管施設を整理し、各部・班単位で実施 初動期の参集要員（24時間以内参集可能）を対象とした訓練を実施
	安否確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> 全職員への一斉安否確認を実施
初動～応急期	業務立ち上げ訓練	<ul style="list-style-type: none"> 停電時を想定した業務立ち上げ・遂行の訓練を実施
	情報収集・伝達 訓練	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報収集・伝達訓練を実施 関係部・班・施設管理者間の連携体制と実施手順の検証
初動～応急～ 復旧・復興期	避難所運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> 対応時期毎の避難所運営支援体制・学校等の通常機能再開までの流れの確認
	報道・広報・広聴 対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービス・保健福祉サービス・生活再建に係る市役所における窓口対応関連部・課により実施 報道広報対応を初動～復興期の時系列にシナリオを設定し、対応期毎の報道広報手順の確認

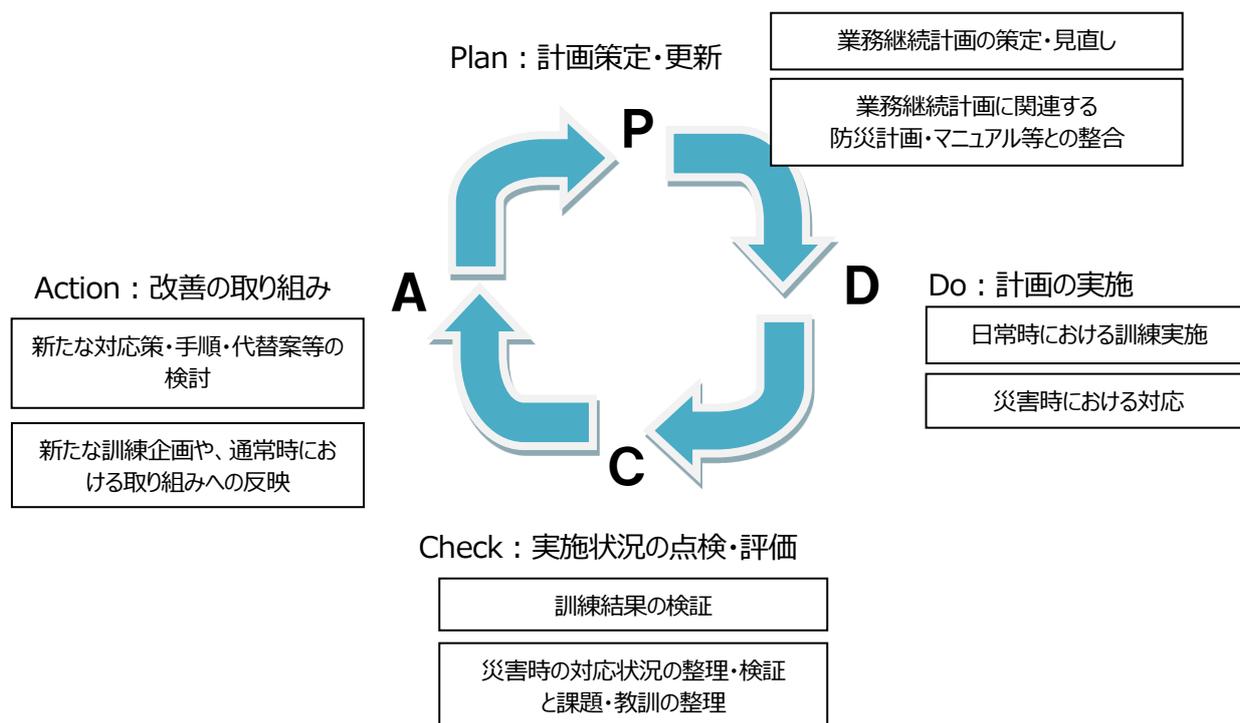
3 計画の継続的更新

(1) 計画の更新時期・反映すべき項目

今回の業務継続計画の改訂は庁内組織編成、災害対策本部組織の見直し及び「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」の公表に（令和3年2月策定）に基づく見直しを行った。今後も、次の時期において見直しを行うとともに、日常における訓練や災害対応の教訓を活かし、継続的に更新を図る必要がある。

- ① 庁内組織編成、災害対策本部組織の見直し時期
- ② 被害想定見直し及び施設更新・土地利用の変化により、前提条件やリスクシナリオが変わった場合
- ③ 防災関連計画（地域防災計画、災害対策本部規程、各種災害対応マニュアル等）の見直し時期や上位関連計画（基本計画・実施計画）の見直し時期
- ④ その他、市内または他都市における類似災害発生による新たな教訓・知見等が得られた時

(2) 業務継続計画の策定・更新に係る PDCA サイクルのイメージ



第6章 まとめ

BCPは、阪神・淡路大震災以降の地震災害や平成23年3月11日に発生した東日本大震災といった地震・津波災害の教訓を踏まえ、大規模地震災害発生時における非常時優先業務を定め、対応時期となる業務開始目標時間と業務遂行のための事前対策と対応を取りまとめたものである。

本市では対応すべき主な業務の実施時間を定め、全庁的に整合を図りながら業務を復旧していくための指針として、業務開始目標時間設定ガイドラインを作成し、それに基づき非常時優先業務の整理を行っている。

今回の改訂では、本市の地震被害予測調査の結果を踏まえ見直しを実施し、「非常時優先業務」は、「災害応急対策業務：310業務」と、「優先度の高い通常業務：428業務」の合計738業務となった。

本計画は、市の地震被害予測調査結果等の見直しや、市街地状況の変化、所管施設の更新、機構改革等により、随時更新していく必要がある。計画更新にあたっては、新たな対応策の知見を積極的に取り入れるとともに、本計画に示した継続的な訓練等の実施を通じ職員への周知啓発を図ることで、市全体の業務継続能力を向上させるものとなるよう努める。